

令和7年度
包括外部監査結果報告書

観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務について

令和8年3月
奈良県包括外部監査人
公認会計士 福竹 徹

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
	（1）監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の対象範囲	2
	（2）監査要点	2
	（3）主な監査手続	2
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	3
7	利害関係	3
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	3
	（1）「結果」と「意見」の判断基準	3
	（2）表記の方法	4
第 2	観光振興施策及び産業雇用振興施策の概要	5
1	観光振興施策	5
	（1）県の観光資源	5
	（2）県が抱える観光課題	8
	① 低迷する観光消費額	10
	② 低迷する宿泊者数	11
	③ 観光客の一極集中	13
	（3）奈良県観光戦略本部会議	14
	（4）産業部観光局の組織構造	15
2	産業雇用振興施策	17
	（1）県の産業構造	17
	（2）県の就業状況	19
	（3）産業政策のパッケージ	22
	① 人材確保の抜本的強化	23
	② 用地確保と先進的なグリーン化	23
	③ 生産性向上と新規事業への強力な支援	23
	④ 行政対応の不満・ボトルネック解消	24
	⑤ 新たな成長フロンティア（海外展開）	24

⑥	重点的な外国人材の呼び込み	25
⑦	企業価値を次世代につなぐ事業承継	26
⑧	スタートアップへの支援	27
(4)	産業部の組織構造	28
第3	包括外部監査の結果及び意見	31
1	結果及び意見の概要	31
(1)	監査対象業務の選定方法	31
①	監査対象部署の選定	31
②	母集団の作成	31
③	監査対象業務の選定	32
④	監査対象事業	32
(2)	監査の方法	35
(3)	結果及び意見の要約	37
2	複数の監査対象部署で共通に検出された事項	43
(1)	日付が空欄の請求書の受領	43
(2)	委託業務の履行確認	45
3	産業部観光局	46
(1)	観光戦略課	46
①	奈良県外国人観光客交流館運営管理事業	46
②	奈良県観光推進 DX 事業	50
③	奈良県観光データ活用促進事業	54
④	知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務	58
⑤	うまし奈良めぐり推進事業	61
⑥	まほろばキッチン内観光案内所運営事業	65
(2)	観光力創造課	70
①	奈良県観光キャンペーン事業	70
②	観光地域づくり推進事業	81
③	Yamanobe Project 推進事業	88
(3)	奈良まほろば館	91
①	奈良まほろば館の概要	91
②	監査対象事業	92
③	結果及び意見	93
(4)	奈良公園室	93
①	奈良公園バスターミナルに関する事業	93
(5)	奈良公園室 奈良公園事務所	99
①	奈良公園の概要	99

②	監査対象事業	101
③	結果及び意見	104
(6)	奈良春日野国際フォーラム	105
①	奈良春日野国際フォーラムの概要	105
②	監査対象事業	107
③	結果及び意見	108
4	産業部	110
(1)	産業創造課	110
①	宿泊施設誘致営業力強化事業	110
(2)	産業振興総合センター	113
①	産業振興総合センターの概要	113
②	監査対象事業	115
③	結果及び意見	120
(3)	経営支援課	123
①	特別高圧受電事業者支援事業	123
②	中小企業デジタル化等支援事業	125
(4)	人材・雇用政策課	128
①	外国人留学生等県内就労支援事業	128
(5)	奈良労働会館	132
①	奈良労働会館の概要	132
②	監査対象事業	134
③	結果及び意見	135
(6)	中和労働会館	135
①	中和労働会館の概要	135
②	監査対象事業	137
③	結果及び意見	138
(7)	奈良県産業会館	138
①	奈良県産業会館の概要	138
②	監査対象事業	140
③	結果及び意見	141
第4	総括的な所見	144
1	目標設定と効果検証の不備	144
2	収支構造の脆弱性と公共的施設としての意義	145

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務について

（2）監査対象期間

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

日本政府観光局が発表した統計データによると、令和6年に訪日観光客の8.8%が県を訪問しており、都道府県別で上から7番目の値となっている。これは、日本初の世界遺産である「法隆寺地域の仏教建造物」をはじめ、県には豊富な「観光資源」が存在することが要因であると考えられる。このような強みを活かし、新型コロナウイルス感染症の拡大前まで順調に観光客数は増加し続け、令和元年には4,502万人を記録するにいたった。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年、令和3年の観光客数はそれぞれ2,623万人、2,415万人と半分近くまで減少したが、新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））上の位置付けが5類感染症となった令和5年の観光客数は3,991万人にまで回復している。県は、令和3年7月に「奈良県観光総合戦略」を策定し、令和7年度までの5年間で観光消費額を2,100億円に引き上げるなどの積極的な目標を設定した。この目標値は、令和元年の過去最高数値である1,807億円を16%も上回る水準である。この目標達成を推進するために令和6年5月に県は新たに観光戦略本部を設置し、観光分野における高い付加価値の提供を通じて県内の多様な分野に経済効果を波及させ、地域の活性化と県の経済の持続的かつ飛躍的な発展につなげていくことを目指している。

また、県の人口は平成11年から26年間にわたって減少し続けているが、県内の産業基盤の強化が課題となっていることがその要因の一つとなっている可能性がある。実際、県外就職者比率は都道府県別で上から4番目に高く、3割弱が県外で就職している。上述した県が強みを持つ基幹産業である観光分野の発展は、これらの課題の解決の手段となる可能性があると考えられるが、それ以外にも、令和2年に策定した「奈良新『都』づくり戦略」において、地域経済活性化や地域雇用戦略を目的とした様々な施策を実施している。

このように、地域活性化とそれによる県の発展のために、観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務は重要な役割を果たしており、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

観光振興施策及び産業雇用振興施策に係る財務事務を監査対象とする。対象部署は一般会計及び特別会計の部局とする。

(2) 監査要点

- ① 事業の目的に整合する合理的かつ明確な目標値を設定しているか。
- ② 事業の活動と効果に因果関係があることを分析しているか。
- ③ 事業の執行に際して、法令や規程等を順守しているか。
- ④ 事業の執行に際して、経済性・効率性を追求しているか。
- ⑤ 他の部署との連携や情報共有が合理的に図られているか。

(3) 主な監査手続

(法規性の観点)

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 支出負担行為や支出命令等の手続が法令、規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 業務の成果が仕様を満たしているかを確認しているか。
- ・ 委託先等から提出された資料の根拠資料を確認しているか 等

(経済性、効率性等の観点)

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 事業の必要性の検討や、効果測定が実施されているか。
- ・ 事業費の低減に向けた取り組みが実施されているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和7年7月3日 至令和8年3月31日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見 拓馬
公認会計士	藤原 光貴
公認会計士	伊藤 亮
公認会計士	中村 厚志
公認会計士	廣納 なつみ
公認会計士	守谷 義広
日本公認会計士協会準会員	増村 有咲
日本公認会計士協会準会員	眞鍋 大輝

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

(1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と効率性について重要性が高いと判断される指摘事項

② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と効率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは効率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】及び【意見】のいずれであるかを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

第2 観光振興施策及び産業雇用振興施策の概要

1 観光振興施策

(1) 県の観光資源

県は、平成5年に登録された日本初の世界遺産である「法隆寺地域の仏教建造物」をはじめ、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」と3件の世界遺産を有し、岩手県、鹿児島県と並んで都道府県別の世界遺産の登録件数がトップとなっている。

【都道府県別世界遺産の数】

登録件数	都道府県
3件	奈良県、岩手県、鹿児島県
2件	北海道、青森県、秋田県、東京都、静岡県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、沖縄県
1件	新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、佐賀県

【県の世界遺産の概要】

資産名	登録年	区分	所在地、構成資産
法隆寺地域の 仏教建造物	平成5年	文化遺産	【所在地】 奈良県生駒郡斑鳩町 【構成資産】 法隆寺、法起寺
古都奈良の文 化財	平成10年	文化遺産	【所在地】 奈良県奈良市 【構成資産】 東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始 林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮 跡
紀伊山地の霊 場と参詣道	平成16年	文化遺産	【所在地】 奈良県五條市、吉野郡吉野町、黒滝村、 天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、 上北山村、川上村 三重県尾鷲市、熊野市、度会郡大紀町、 北牟婁郡紀北町、南牟婁郡 御浜町、紀 宝町 和歌山県新宮市、田辺市、橋本市、伊都 郡かつらぎ町、九度山町、高野町、西牟

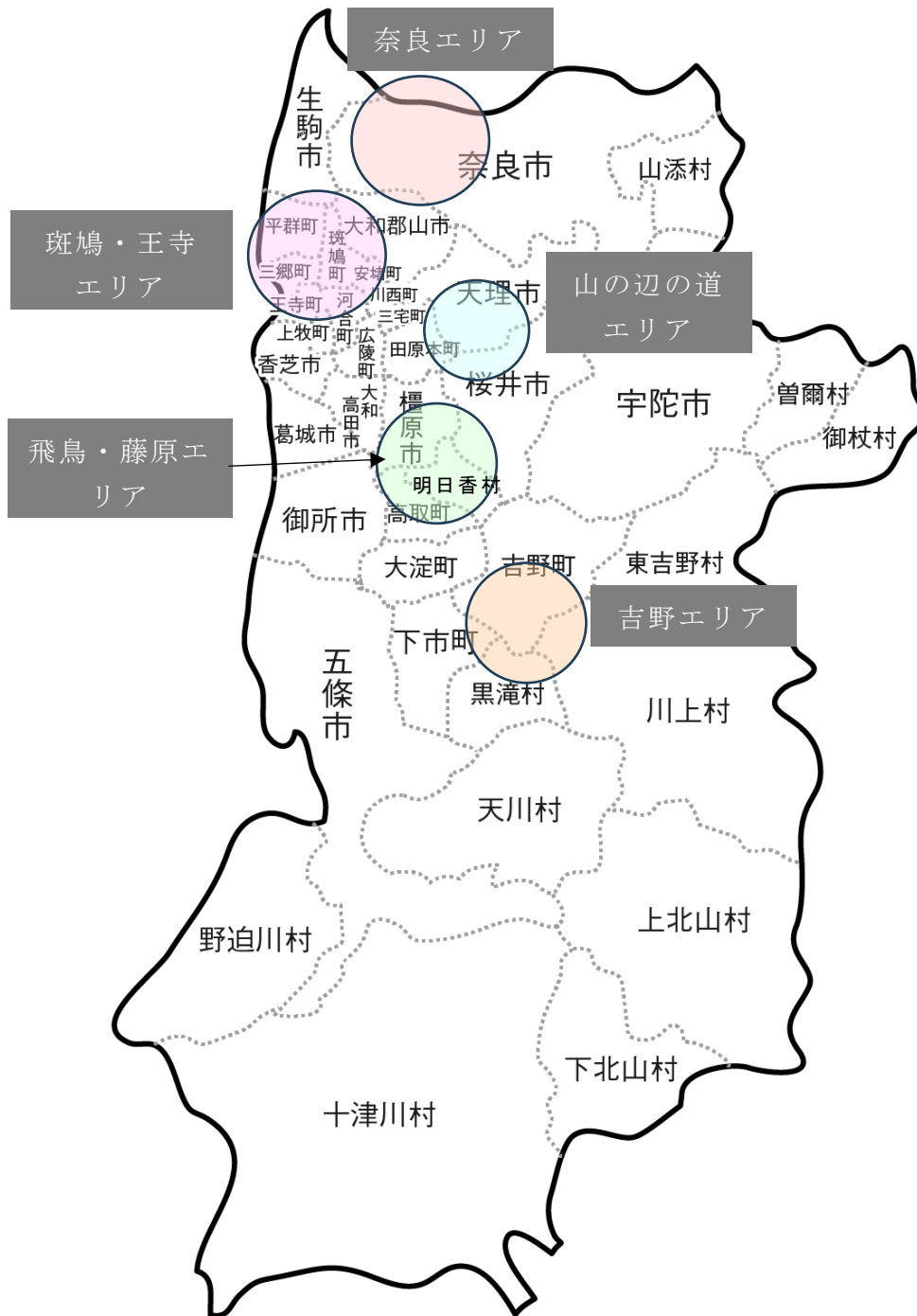
資産名	登録年	区分	所在地、構成資産
			<p>婁郡白浜町、すさみ町、上富田町、東牟婁郡那智勝浦町、串本町</p> <p>【構成資産】</p> <p>吉野山、吉野水分神社、金峯神社、金峯山寺、吉水神社、大峰山寺、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺、那智大滝、那智原始林、補陀洛山寺、丹生都比売神社、金剛峯寺、慈尊院、丹生官省符神社、大峯奥駈道、熊野参詣道中辺路、熊野参詣道小辺路、熊野参詣道大辺路、熊野参詣道伊勢路、高野参詣道</p>

県の主な観光エリアと、それぞれのエリアの特徴は次のとおりである。

エリア	特徴
奈良エリア	「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録されている資産のあるエリアで、奈良公園エリア（東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺）、平城宮跡エリア、西ノ京エリア（薬師寺、唐招提寺）に分かれる。
斑鳩・王寺エリア	「法隆寺地域の仏教建造物」として世界遺産に登録されている資産のあるエリアである。
山の辺の道エリア	日本最古といわれる道に沿って古墳や由緒ある古刹・古社が所在している。
飛鳥・藤原エリア	キトラ古墳や石舞台古墳などの主に飛鳥時代の遺跡や文化財が数多く残されているエリアである。
吉野エリア	「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されている資産が所在するエリアで、日本一の桜の名所とも言われる吉野山を中心に、金峯山寺、吉野水分神社、吉水神社など、数々の歴史的建造物が点在している。

次頁にて、主な観光エリアの位置関係を示す。

【県の主な観光エリア】



出典：地図・路線図職工所からダウンロード

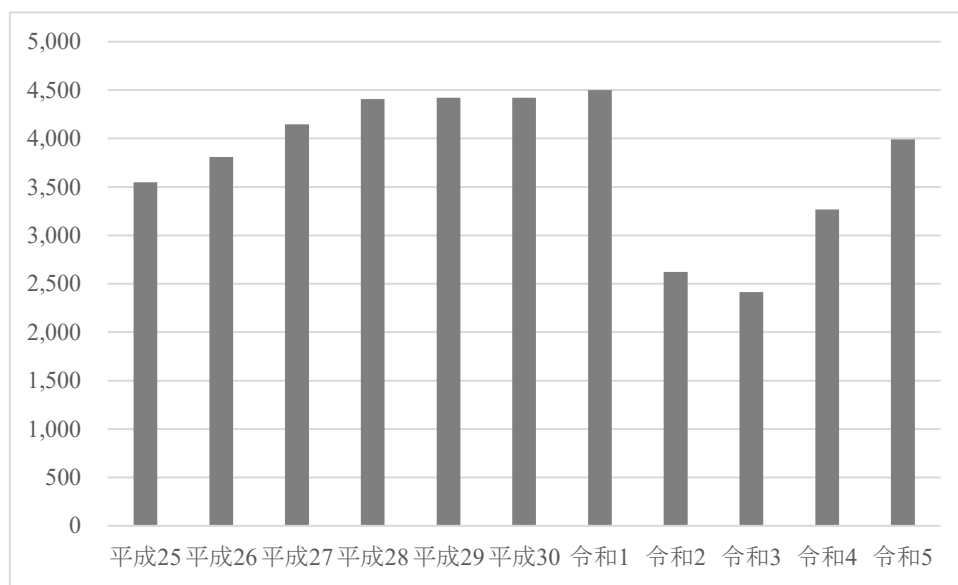
また、県には多くの国宝・重要文化財や史跡等の文化資源があり、柿の葉寿司、奈良漬け、三輪そうめんなどの食文化も豊富である。このように、県は豊富な観光資源を有しているといえる。

(2) 県が抱える観光課題

上述のように、県は豊富な観光資源を有しているが、様々な課題を抱えている。次は県の観光入込客数の推移であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大時期に落ち込んだものの、順調に増加をしている。

【県の観光入込客数の推移】

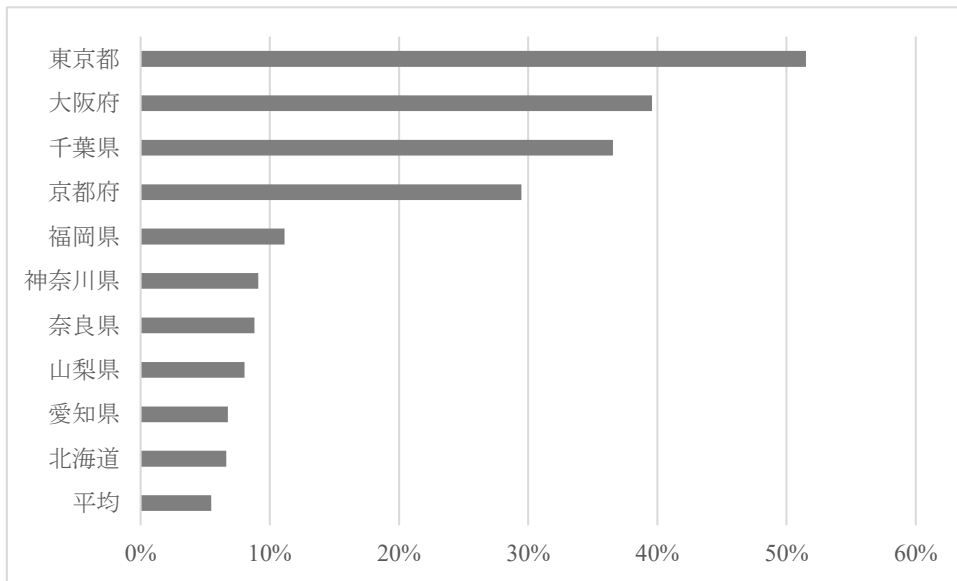
単位：万人



出典：奈良県観光客動態調査報告書

令和6年度の実績はまだ公表されていないが、令和5年度の実績を上回る可能性が高いと考えられる。特に、県は訪日外国人客が全国でもトップクラスであり、日本政府観光局が発表した統計データによると、令和6年に訪日観光客の8.8%が県を訪問しており、都道府県別で上から7番目の値となっている。

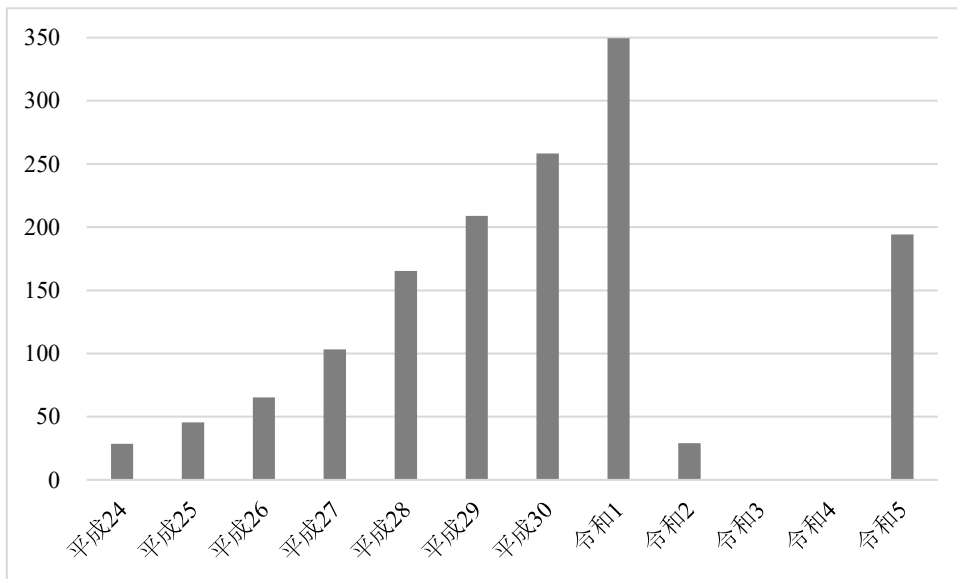
【都道府県別訪日外国人の訪問率（令和6年）】



出典：日本政府観光局「2024年 都道府県別訪問率ランキング」

【県の外国人訪問客数の推移】

単位：万人



出典：県推計（訪日外客数×県訪問率）

令和2年は1～3月までの推計値。令和3年、令和4年度は、観光庁「訪日外国人消費動向調査」による奈良県訪問率が把握出来ないため不明となっている。

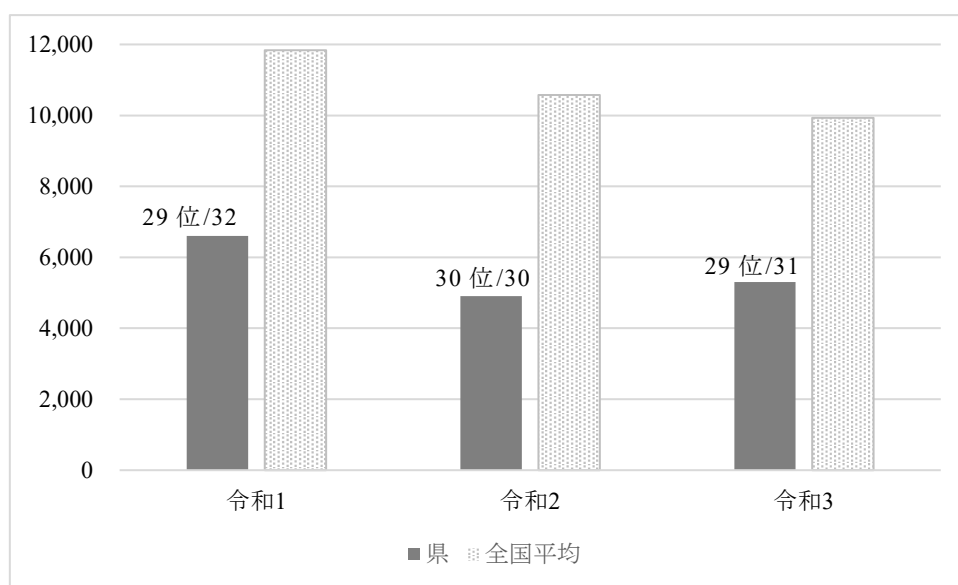
このように、一定の観光客数があり、訪日外国人客数も全国上位に位置しているものの、次のような課題がある。

① 低迷する観光消費額

奈良県観光戦略本部会議の会議資料によると、令和3年の1人あたり観光消費額は、全国平均9,931円に対し県は5,308円と、大きな差が開いている。令和6年5月の会議資料作成時点で、県が集計した31道県中29位であり、東京都、大阪府、京都府、沖縄県等が含まれていないため、実際はさらなる開きがあると推察されている。

【1人あたり観光消費額の推移】

単位：円



出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

1人あたりの観光消費額の内訳を分析すると、宿泊費、土産代、飲食費ともに伸びしろがある一方、その他（体験・アクティビティ含む）は、ほとんど消費がないという状況であった。

【県の1人あたり観光消費額の内訳（平成28年～令和3年平均）】

■ 宿泊客

項目	金額	構成割合
交通費	1,510	6.1%
宿泊費	12,958	52.3%
土産代	3,605	14.6%
飲食費	4,968	20.1%
入場料	1,316	5.3%
その他	411	1.7%
合計	24,767	—

■ 日帰り客

項目	金額	構成割合
交通費	621	14.7%
宿泊費	—	—
土産代	1,156	27.4%
飲食費	1,344	31.8%
入場料	369	8.7%
その他	732	17.3%
合計	4,223	—

出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

② 低迷する宿泊者数

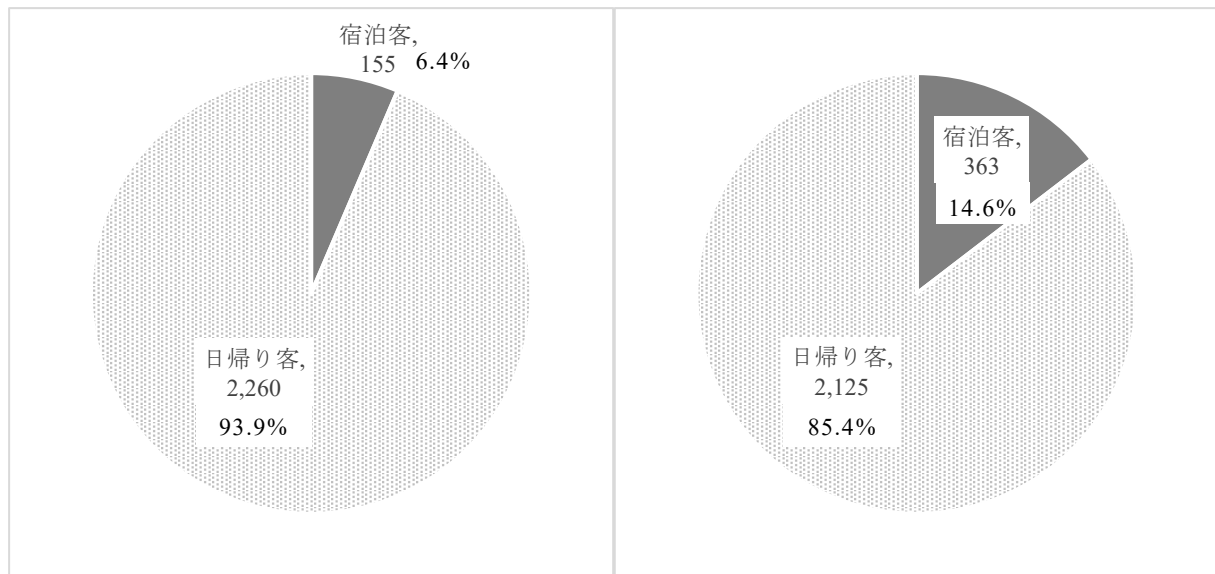
1人あたりの観光消費額が低い原因の一つとして、宿泊者数が少ないことがあげられる。県の観光客全体に占める宿泊者の割合は約6%と、近隣の和歌山県の割合の半分以下に落ち込んでいる。

【県と和歌山県の宿泊客と日帰り客の比較（令和3年）】

■ 奈良県

■ 和歌山県

単位：万人

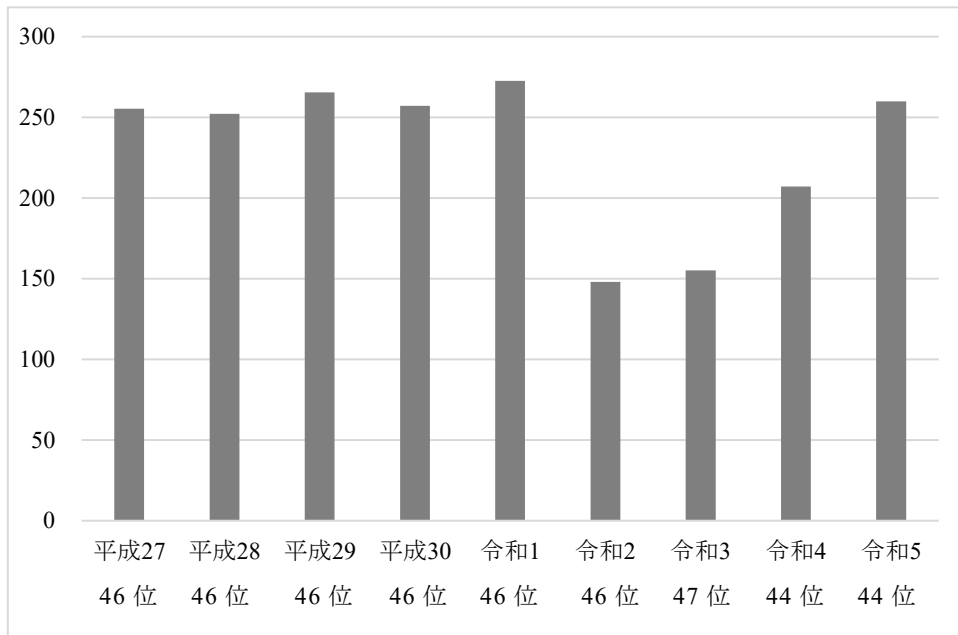


出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

このような状況から、延べ宿泊者数は全国44位と低迷が続いている。

【県の延べ宿泊者数と全国の都道府県別順位の推移】

単位：万人

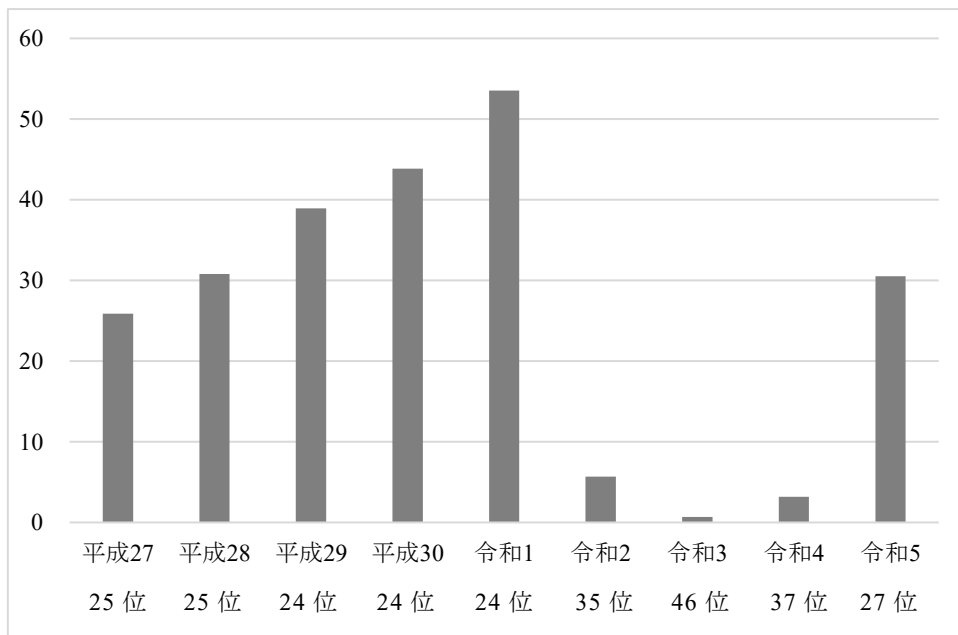


出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

日本人観光客だけでなく、外国人観光客でも同様の傾向が出ている。県は全国でも上位の訪日外国人客数を誇るにもかかわらず、外国人の延べ宿泊者数は全国27位と中位に低迷し、優位性を活かしきれていない。

【県の外国人延べ宿泊者数と全国の都道府県別順位の推移】

単位：万人

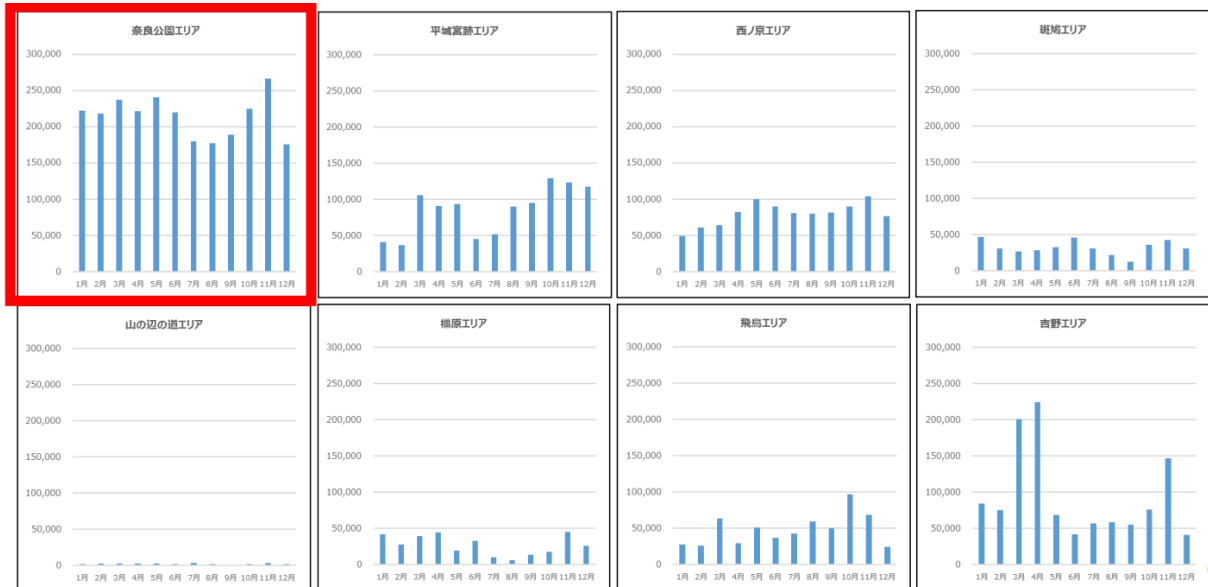


出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

③ 観光客の一極集中

県は一定数の観光入込客数を誇るが、年間を通じて奈良公園エリアに集中し、吉野エリアは3月、4月の桜の時期に集中する。これは、日本人も訪日外国人客も同様の傾向である。

【日本人観光客の人流分析（令和5年）】



出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

【訪日外国人の人流分析（令和5年）】



出典：第1回奈良県観光戦略本部会議資料

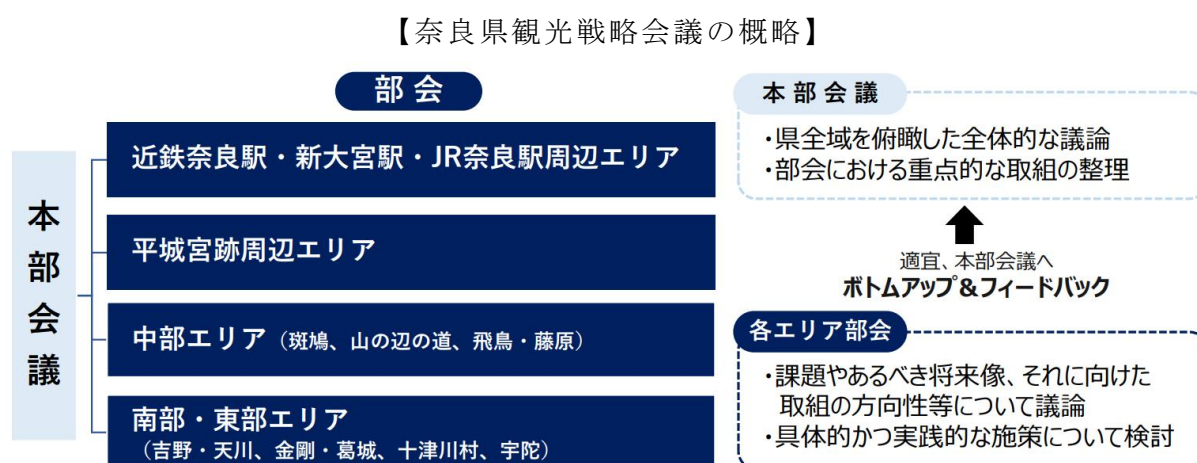
(3) 奈良県観光戦略本部会議

県は、これらのデータが示す通り、「安い（観光消費額が非常に少ない）、浅い（奈良の滞在が短く、奈良を深く知らない）、狭い（観光客が奈良公園周辺に集中）」という観光課題を解決すべく、令和6年に奈良県観光戦略会議（以下、「戦略会議」という。）を立ち上げた。戦略会議では、これまで豊富な観光資源に依存した文化施策的な情報発信にとどまっていたことや、誘客促進のためのイベント開催が中心で、県全体を総花的にプランニングしていたと総括している。

今後の観光施策の考え方として、次の3点を掲げている。

- ・観光地としての「磨き上げ」
- ・データを活用し、地域にフォーカスした実効性のある取組を推進
- ・観光消費・経済発展につながる観光施策

戦略会議は、本部会議とエリアごとに分けた部会で構成されている。



出典：第2回奈良県観光戦略本部会議資料

それぞれのエリアの部会での検討状況は次のとおりである。

部会	検討状況
近鉄奈良駅・新大宮駅・JR奈良駅周辺エリア部会	令和6年度 ・観光庁補助を活用した実証実験（奈良公園周辺のごみ対策の推進等） ・施策・取組のブラッシュアップ 令和7年度 ・施策・取組のブラッシュアップ
平城宮跡周辺エリア部会	令和6年度 ・平城宮跡のあり方の取りまとめ

<p>中部エリア、南部・東部 エリア部会</p>	<p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの人流・消費等の観光データを活用し、地域の観光実態を見える化した『観光地域カルテ』を取りまとめ ・ 「地域への誘客」及び「地域の課題解決」に向けた具体的な施策・取組を反映し、実践する『処方箋』を取りまとめ <p>令和 7 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と連携し具体的な施策・取組に着手
------------------------------	--

(4) 産業部観光局の組織構造

県では、観光振興施策は主に産業部観光局が担当している。産業部観光局の職務分掌は次のとおりである。

係名・グループ名	職務分掌
観光戦略課	
企画調整係	外国人観光客交流館（猿沢イン）に関する事／通訳案内士に関する事／観光ボランティアガイドに関する事
観光戦略係	観光戦略に関する事／観光 DX に関する事／観光統計に関する事／旅行業に関する事／住宅宿泊事業に関する事
観光力創造課	
観光情報発信係	国内の観光誘客の推進に関する事／観光情報の発信に関する事
インバウンド戦略係	国外の観光誘客の推進に関する事／MICE の誘致に関する事／奈良県コンベンションセンターの利用促進に関する事
観光地域づくり推進係	観光地域づくりに関する事／一般財団法人奈良県ビジターズビューローに関する事
奈良まほろば館	
奈良まほろば館	歴史、文化、観光及び産業に関する情報の収集及び提供に関する事／県産品の販路拡大に関する事
奈良公園室	
奈良公園整備係	奈良公園水環境の改善・飛火野周辺地区・近鉄奈良駅周辺環境に関する整備等に関する事
奈良公園管理運営係	奈良公園の管理・バスターミナルの運営に関する事

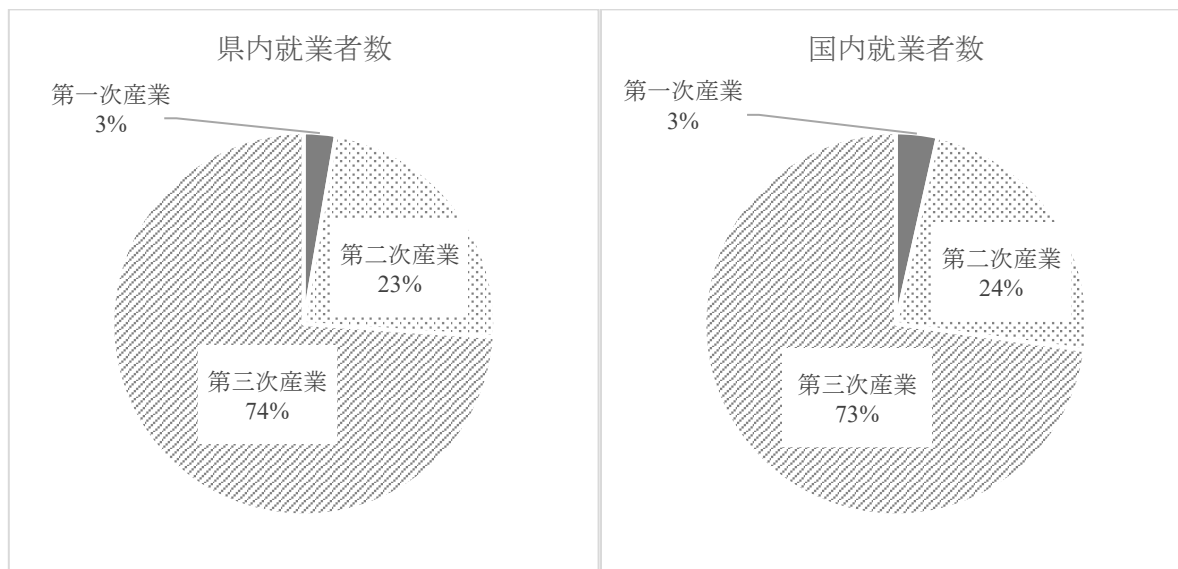
係名・グループ名	職務分掌
奈良公園誘客促進対策係	奈良公園の誘客促進に関する事
奈良公園事務所	
奈良公園事務所	奈良公園の管理及び整備に関する事/平城宮跡等の整備に関する事
奈良春日野国際フォーラム	
奈良春日野国際フォーラム	奈良春日野国際フォーラムの管理運営に関する事/伝統芸能の振興、国際交流の促進等に関する事

2 産業雇用振興施策

(1) 県の産業構造

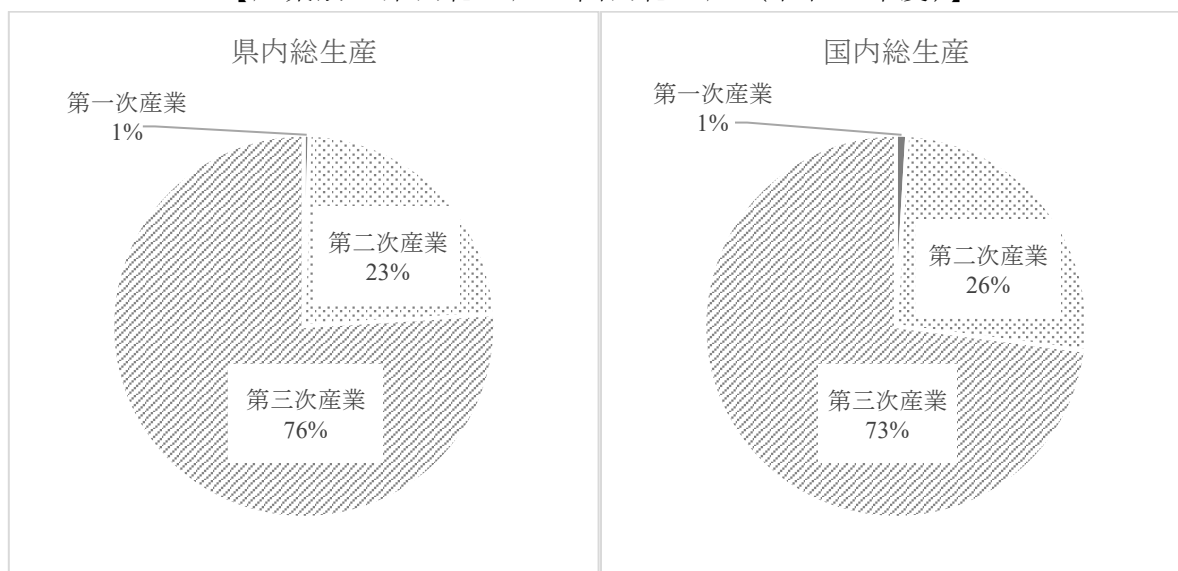
県の産業別構造は全国と大きく変わることはないが、第一次産業の割合が低い一方、第三次産業の割合が高いことが県の特徴といえる。

【産業別の県内就業者数と国内就業者数（令和2年）】



出典：令和2年国勢調査

【産業別の県内総生産と国内総生産（令和3年度）】



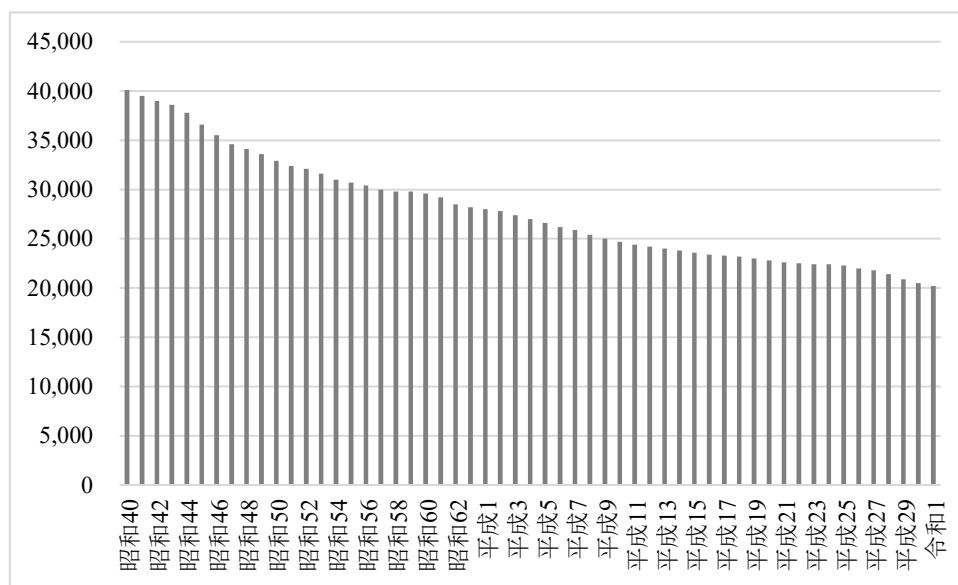
出典：令和5年度奈良県統計年鑑及び総務省統計局「日本の統計2025」

まず、第一次産業について、県は内陸県であるため、一部地域で金魚養殖やアユ・アマゴ漁など淡水漁業が継続しているものの水産業の割合が低い。また、県面積の60%以上が山地で耕作に適した平地が少ないことや、大阪や京都のベッドタウンとして宅地化が進んだことから、県内農地面積が全国で44位と少なく、農業も割合が低

くなっている。一方、県面積の 77%を森林が占め、吉野杉・吉野桧のようなブランド力のある高品質木材を有していることから、林業の割合は全国平均よりも高い。ただ、労働者不足や従事者の高齢化が進んでおり、生産は減少傾向にある。このような状況から、一次産業の割合は全国平均よりも低くなっている。

【県の耕地面積（田畑合計）の推移】

単位：ha



出典：農林水産省 生産流通消費統計課 作物統計調査

次に、第二次産業について、令和 2 年の経済産業省の経済構造実態調査によると、県内の製造業の事業所数は 1,888 あり、うち、繊維工業が 12.3%を占め最も多い。これは、奈良は古代から都が置かれた関係で絹や麻などの織物文化が発展しており、さらに明治以降は輸入技術を取り入れ、靴下・ニット製品の一大産地に成長したことが要因である。現在でも、靴下の産地別生産量は全国の 50%近いシェアを誇っている（日本靴下協会資料）。また、県は観光資源が豊富なため寺社や文化財の修復・保全に関わる建設業が一定の需要があることや、大阪や京都のベッドタウンとしての住宅需要が一定あることなどから、建設業の従事者も多い。さらに、奈良の歴史文化に関連した木工製品や仏具製造が根付いている。全体的な特徴として、内陸県で港湾や空港がなく、大規模重厚長大型産業への立地には制約があることから、比較的中小規模の事業所が多いことがあげられる。

最後に、第三次産業については、全国平均よりも割合が高い。特に、保健衛生・社会事業の域内総生産の比率が全国平均よりも 5 ポイント近くも高く、高齢化率の進行が全国よりも早いことで医療・福祉関係の需要が増加していることが要因と考えられる。また、県は面積が小さいにもかかわらず市町村数が多く、過疎地域も抱えるため、行政サービス維持のための人員・施設が必要となること等により、公務の割合も高くなっている。一方、家計消費が大阪・京都など県外に流出していることが要因となり、卸売・小売業は全国平均を大きく下回っている。

産業別の域内総生産に関する県と全国との比較は次のとおりである。

【域内総生産に占める産業別の割合の比較（令和3年度）】

産業	県	全国	比較
農林水産業	0.5%	0.9%	▲0.4%
第一次産業	0.5%	0.9%	▲0.4%
鉱業	0.0%	0.1%	▲0.0%
製造業	18.8%	20.7%	▲2.0%
建設業	4.7%	5.3%	▲0.6%
第二次産業	23.5%	26.1%	▲2.6%
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	3.8%	2.7%	+1.1%
卸売・小売業	9.8%	13.9%	▲4.1%
運輸・郵便業	3.5%	4.8%	▲1.3%
宿泊・飲食サービス業	1.2%	2.0%	▲0.8%
情報通信業	2.3%	4.7%	▲2.4%
金融・保険業	5.3%	4.9%	+0.4%
不動産業	13.8%	11.0%	+2.8%
専門・科学技術、業務支援サービス業	5.6%	8.9%	▲3.3%
公務	7.7%	5.0%	+2.7%
教育	5.2%	3.4%	+1.8%
保健衛生・社会事業	12.6%	7.9%	+4.7%
その他のサービス	5.2%	3.8%	+1.4%
第三次産業	76.0%	72.9%	+3.0%

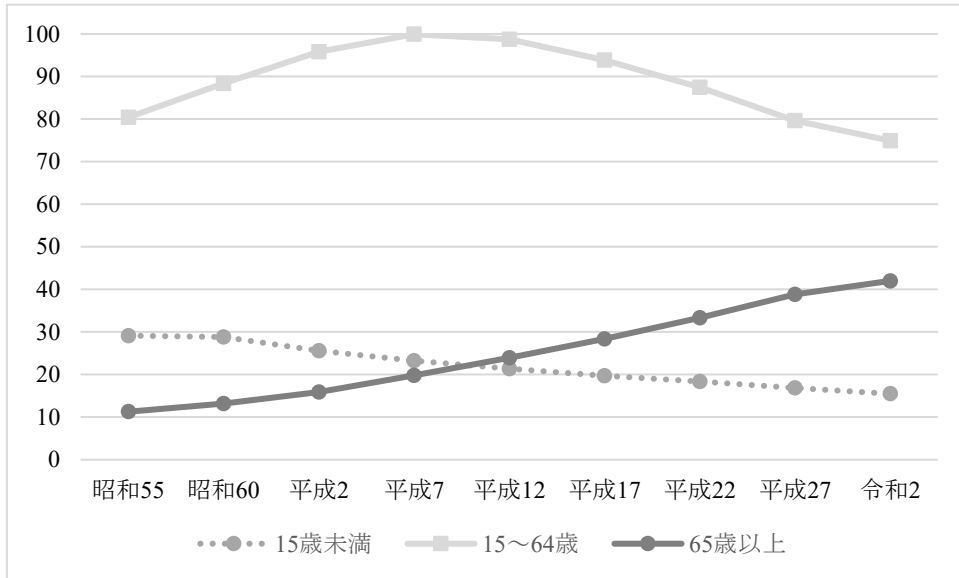
出典：令和5年度奈良県統計年鑑及び総務省統計局「日本の統計2025」

（2）県の就業状況

県の総人口は平成11年から減少しており、15歳から64歳の生産年齢人口は平成7年ごろから減少している。直近の令和2年の国勢調査の結果によると、生産年齢人口はピーク時から25%も減少している。一方、65歳以上の高齢人口は増加の一途をたどり、令和2年には総人口の31%を占めるまでに増加している。

【県の年齢階層別の人口推移】

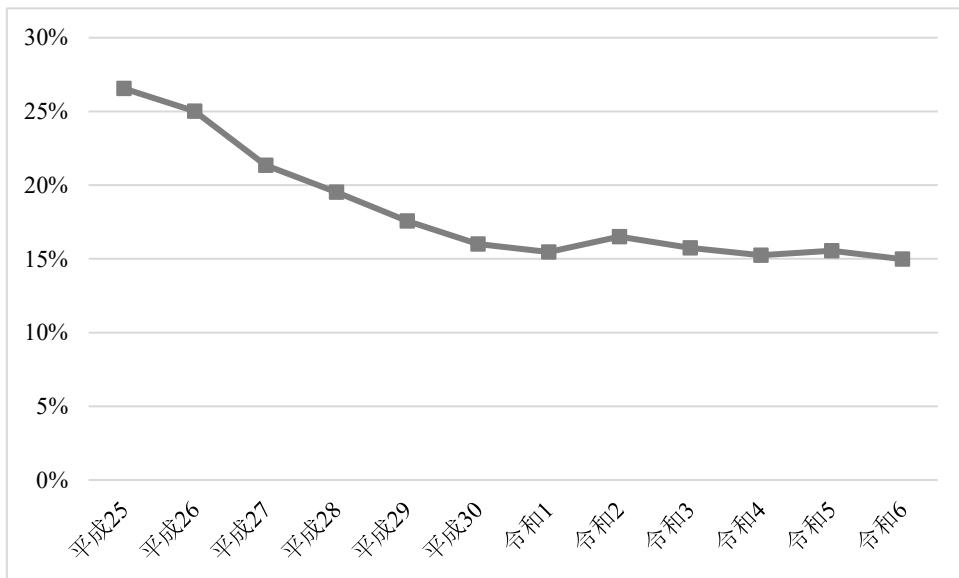
単位：万人



出典：国勢調査

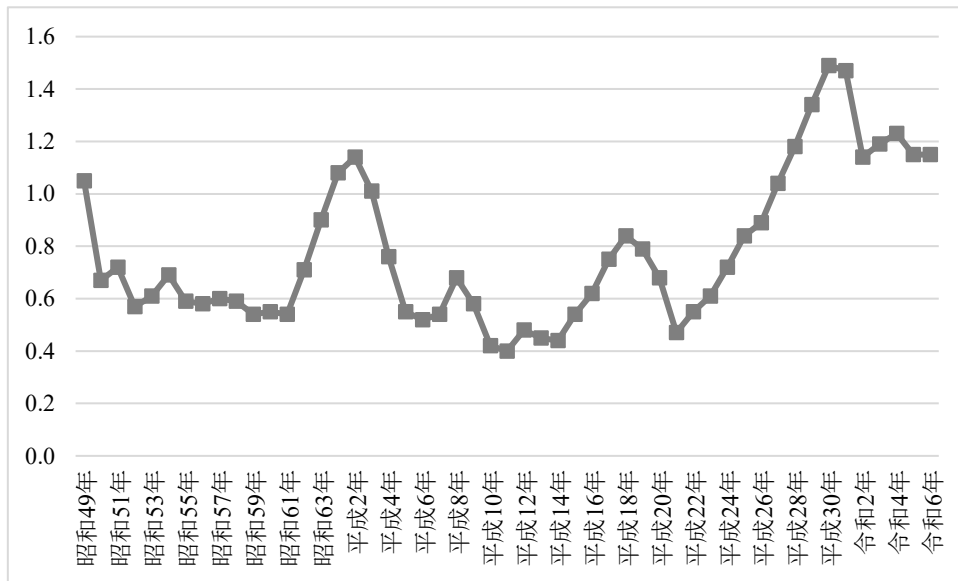
このような状況から人員のひっ迫感が増しており、令和5年の求人の充足率（充足数÷新規求人数で算出され、企業がどれほど必要な人材の登用が進んだかを表す指標）は15%とここ10年で急激に低下している。有効求人倍率も過去半世紀で最高水準に達している。今後想定される人口減少を踏まえれば、この状況は長期かつ恒常的に続く可能性があり、人員の確保が課題になると考えられる。

【県の充足率の推移】



出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）

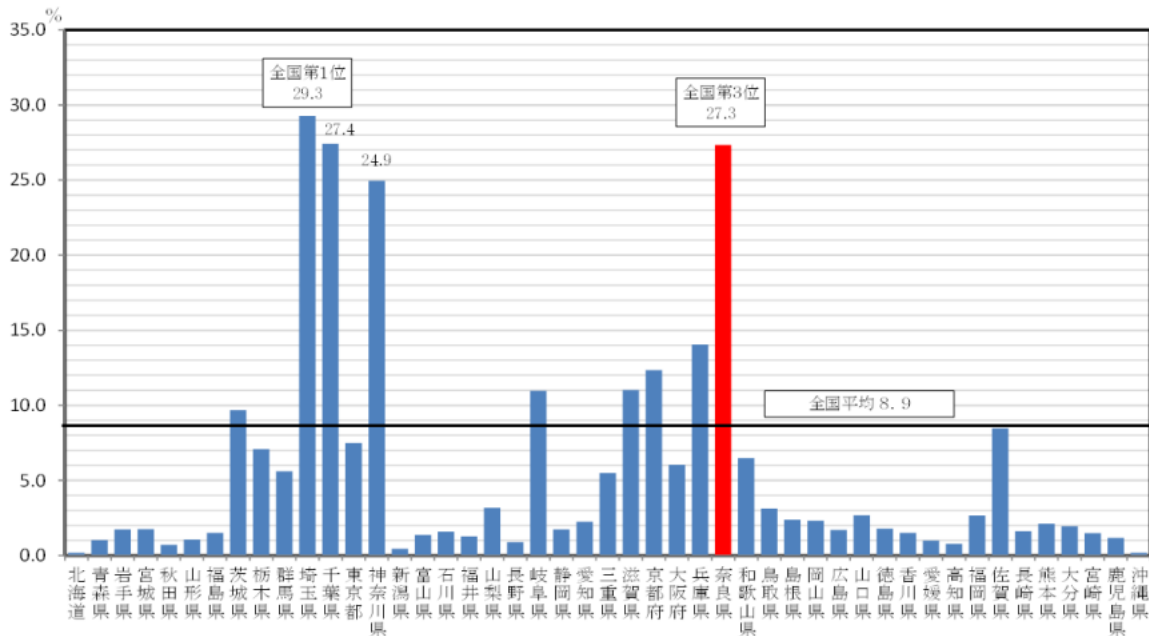
【有効求人倍率の推移】



出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計）

その他の県の就業状況の特徴として、県外就職者比率が高いことがあげられる。令和2年度の国勢調査では、27.3%が県外で就業しており、これは全国で3位である。

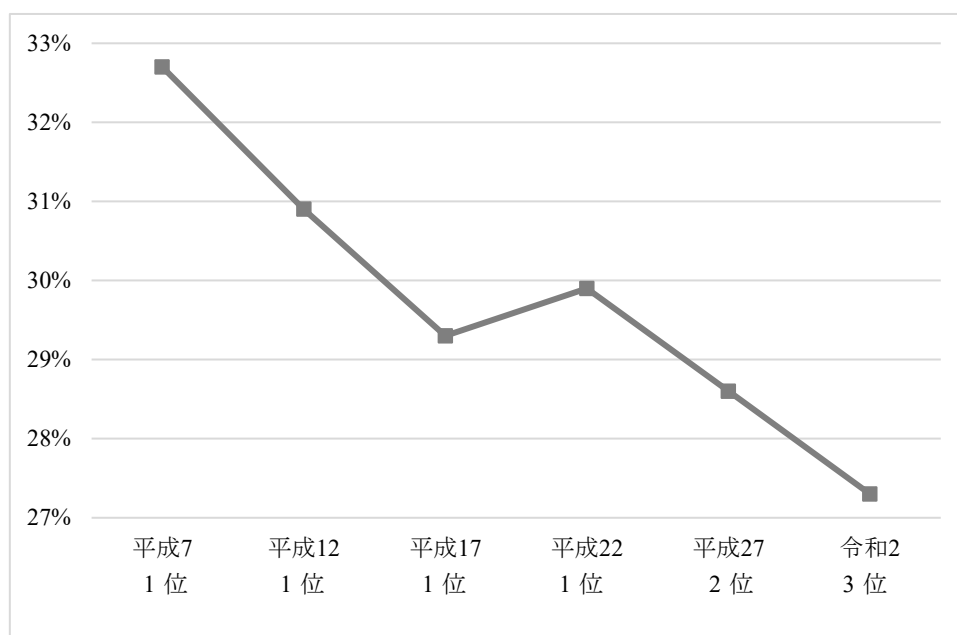
【都道府県別 県外就業率（令和2年）】



出典：令和2年国勢調査従業地・通学地集計結果（奈良県）

かつては、県外就業率は30%を超え全国1位であったが、近年は低下傾向を示している。しかし、依然として全国3位であり、近畿圏では圧倒的に高い数値を示している。

【県の県外就業率と都道府県別順位の推移】



出典：令和2年国勢調査従業地・通学地集計結果（奈良県）

県外就業者率が高い要因は、大阪府・京都府と接していて鉄道網が充実しているため、ベッドタウンとして発展してきたことがあげられる。また、大企業が少なく製造業の集積も少ないため、県内の雇用機会が限定的であることも要因となっている。

（3）産業政策のパッケージ

上述のような課題に対して、県は「産業政策のパッケージ」と題して実績や成果、そして次年度に向けた新たな取組等を令和5年度から、毎年、発表することとなった。同パッケージの作成に際し、約200社の県内企業・団体から経営戦略、事業環境や課題等を聞き取りし、県が抱える産業に関する課題や企業のニーズを明らかにする取り組みを行なっている。令和7年2月に発表した「産業政策のパッケージ2025」においては、次のとおり「8つの柱」として施策を分類している。

- ・ 人材確保の抜本的強化
- ・ 用地確保と先進的なグリーン化
- ・ 生産性向上と新規事業への強力な支援
- ・ 行政対応の不満・ボトルネック解消
- ・ 新たな成長フロンティア（海外展開）
- ・ 重点的な外国人材の呼び込み
- ・ 企業価値を次世代につなぐ事業承継
- ・ スタートアップへの支援

① 人材確保の抜本的強化

(2)に記載のとおり、生産年齢人口の減少に伴う人員ひっ迫が進んでおり、人材確保の必要性が高まっている。そのため、県外から県内への移住者を増加させる取り組みや、高齢者向けの就業支援を実施している。

② 用地確保と先進的なグリーン化

経済産業省が公表した令和6年「工場立地動向調査」によると、全国の令和6年の立地件数は854件、立地面積は1,982haなった。立地件数・面積ともバブル景気時の平成元年がピークであり、現在は件数・面積ともにピーク時の3~4分の1程度となっている。その中で県の工場立地件数は46件であり、立地件数は全国6位と上位に位置する。県は「立地工場の予定従業者数」の調査を実施し、過去10年間（平成27年度～令和6年度）における工場立地数327件において、累計4,396人の雇用が見込まれると分析している。

また、県は新たな取り組みとしてSDGs企業認定制度を開始し、関係機関と連携して認証企業のPRや資金支援を実施している。また、「奈良県脱炭素戦略」に、工業団地の脱炭素化や製造業等の省エネ・再エネ等利活用に向けた取組等をリーディングプロジェクトとして位置付けている。

産業用地の開拓や、事業活動におけるSDGsに関連した取組を進めることで、取引や雇用面での企業価値を向上させていくことが、県内企業にとっても重要となっている。

③ 生産性向上と新規事業への強力な支援

公益財団法人日本生産性本部が令和6年11月に公表した「日本の労働生産性の動向2024」では、日本の就業者1人当たりの名目労働生産性は令和2年度以降、近年上昇傾向にある。しかし、日本の労働生産性はOECD加盟国の労働生産性と比較しても高いとは言えず、令和4年の労働生産性はOECD加盟国の平均を下回り、38か国中32位に落ち込んでいる。生産年齢人口の減少が進み、人材不足が加速する中でも経済成長を続けるためには、働く人の能力やスキル、経営能力の改善等により労働生産性の向上が必要であるとされている。

公益財団法人日本生産性本部が公表した「都道府県別にみた労働生産性」（最終更新年度：2021年度版）では、県の労働生産性は7,570千円と近畿圏の周辺地域と比較しても低い水準となっている。「①人材確保の抜本的強化」でも述べたように、県では特に人口減少、高齢化が進んでおり、経済成長を見込むのであれば労働生産性の向上は必須といえる。

【近畿圏の都道府県別の労働生産性の比較（令和3年度）】

府県	労働生産性
奈良県	7,570
滋賀県	9,698
京都府	8,370
大阪府	8,236
和歌山県	8,900
三重県	9,266

出典：「都道府県別にみた労働生産性」（最終更新年度：2021年度版）

県では、企業の人手不足や省人化投資に対応するため、全国に先駆けて雇用要件を廃止したり、宇陀市においてドローンを使用した日用品配送実験を行うなど、生産性向上のための施策を展開している。

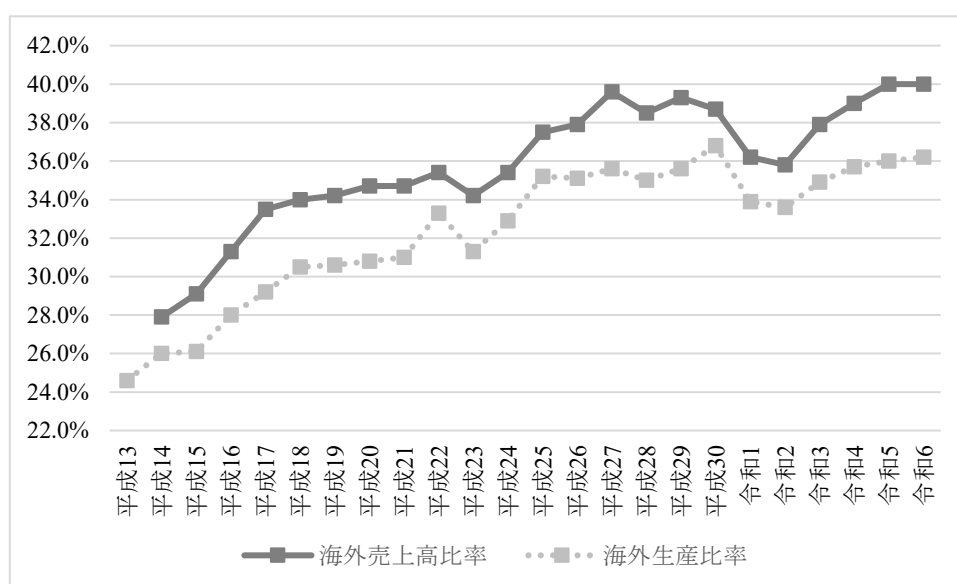
④ 行政対応の不満・ボトルネック解消

県では産業政策のパッケージを作成する際に企業等の「声」をもとに県に必要な施策を構築している。特に、行政対応へ寄せられた「声」としては、「県の部局間で情報連携がされておらず相談時に混乱が起こっている」、「担当者の異動により相談した県へのフォローが手薄になる」、「県の支援施策情報が広く知られておらず、利用に至らない」等の意見が寄せられた。これらの課題・要望に応えるべく、県では県内企業との関係構築のための「専任担当制」を導入し、相談等の窓口を一元化する取り組みを実施している。また、民間企業の取り組みを参考とし、県庁版の CRM（Customer Relationship Management）を導入し、システム内で情報を一元管理・共有できるような取り組みを進めている。

⑤ 新たな成長フロンティア（海外展開）

日本企業の海外展開は、平成に入ってからグローバル経済の進展に伴い加速しており、近年では製造業を中心にその比重が高まっている。日本政策金融公庫（JBIC）による令和6年度調査によれば、令和6年度の海外生産比率は36.0%、海外売上比率は40.0%と、過去最高の水準となっている。

【我が国の海外売上高比率と海外生産比率の推移】



出典：日本政策金融公庫（JBIC）による令和6年度調査

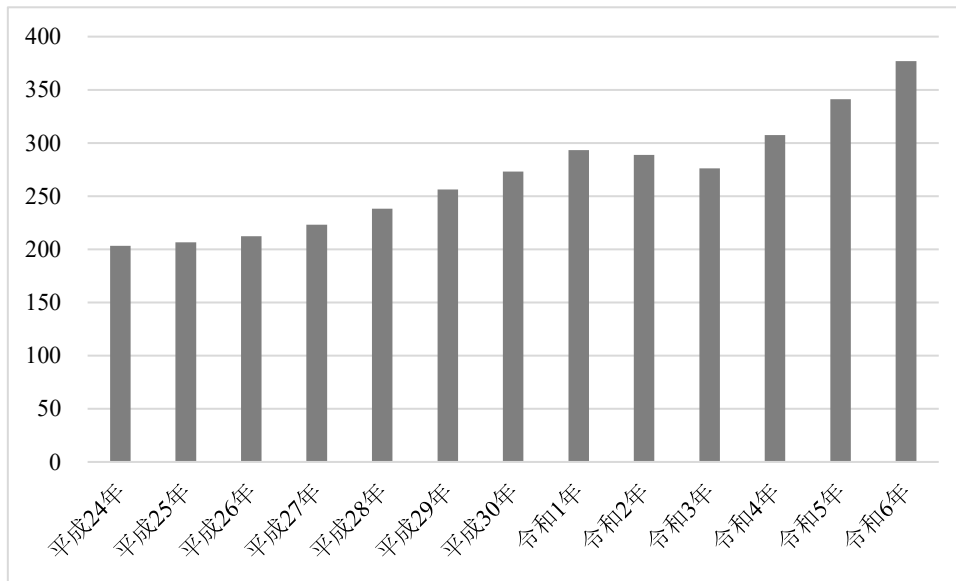
また、中小企業庁の『中小企業白書 2024年版』によると、直近で令和3年度の大企業の直接輸出企業割合は28.1%、直接投資企業割合は32.0%となっている一方で、中小企業の令和3年度の直接輸出割合は21.0%、直接投資企業割合は14.2%にとどまっており、大企業と比較すると海外展開規模には差が見られる。

県内企業の海外展開状況については、全国平均と比較して明確な統計情報は公表されていないため、内の企業の海外展開割合が我が国全体よりも低いとは言い切れないが、県内に大企業が少なく、中小零細企業が多数を占める産業構造上、全国平均と比較して海外展開率が相対的に低いことが予想される。そのため、県では、海外展開サポートデスクの設置や、越境EC支援事業など、海外に拠点を持たない企業の進出を後押しする取り組みを行っている。

⑥ 重点的な外国人材の呼び込み

厚生労働省が公表した「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）によれば、日本国内で就業する外国人労働者の数は、2,302千人に達し、対前年比で12.4%増と、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新している。外国人を雇用している事業所数も342,589か所（前年比7.3%増）と過去最多となっている。

【在留外国人数の推移】



出典：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」

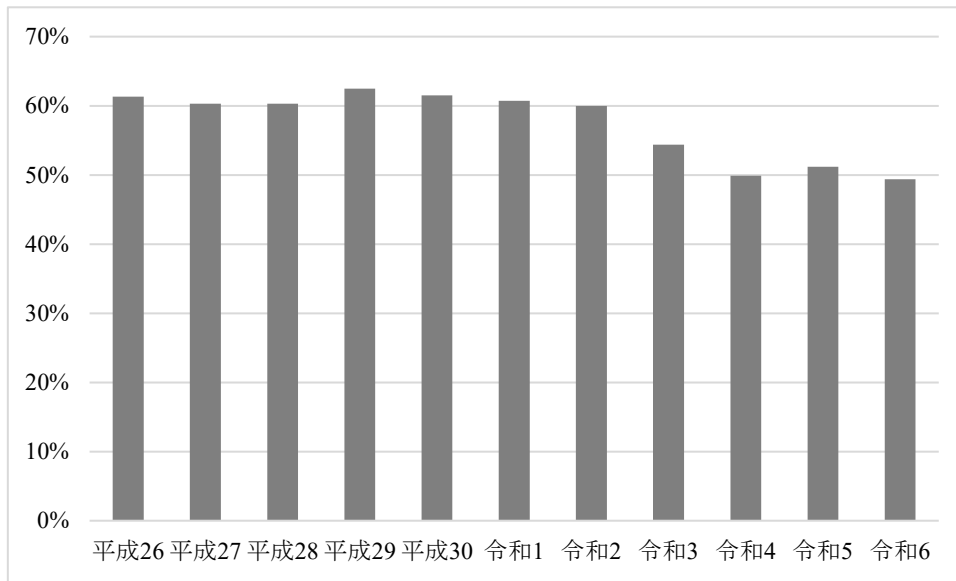
県の状況を見てみると、県内で雇用されている外国人労働者の数は9,929人（前年比17.5%増）であり、全国で36番目に位置している。また県内の外国人雇用事業所は、1,838か所となっている。また、県の公表データによると、県に在留する外国人の総数は令和6年時点で約18,320人であり、県内人口に占める在留外国人の割合は1.4%と全国でも中位に位置しているが、ここ5年ほどで在留外国人は2倍以上に増加している。県では、海外留学生のインターンシップや外国人留学生等マッチング支援事業などを手がけている。

⑦ 企業価値を次世代につなぐ事業承継

帝国データバンクによる「2024年全国・後継者不在企業動向調査」によれば、全国の中小企業における後継者不在率は52.1%であり、過去最高であった平成29年の66.5%からは改善傾向にあるものの、依然として半数以上の企業が後継者未定もしくは不在の状態にある。加えて、経営者の高齢化も進行しており、令和6年時点での平均年齢は60.7歳となっている。60歳以上の経営者は全体の51.7%を占め、全体の半数を超え今後引退時期を迎える企業が急増する見通しとなっている。事業承継が滞れば、廃業や雇用喪失を通じて地域経済への悪影響が拡大することは避けられない。

県内の状況を見てみると、帝国データバンクが令和6年に公表した調査結果では、県内企業の後継者不在率は49.4%（前年比1.8ポイント低下）となっており全国平均（52.1%）を下回っているが、依然、半数近い経営者が後継者問題を抱えている状況にある。また、近畿2府4県の中では後継者不在率が最も高い水準となっている。

【県の後継者不在率の推移】



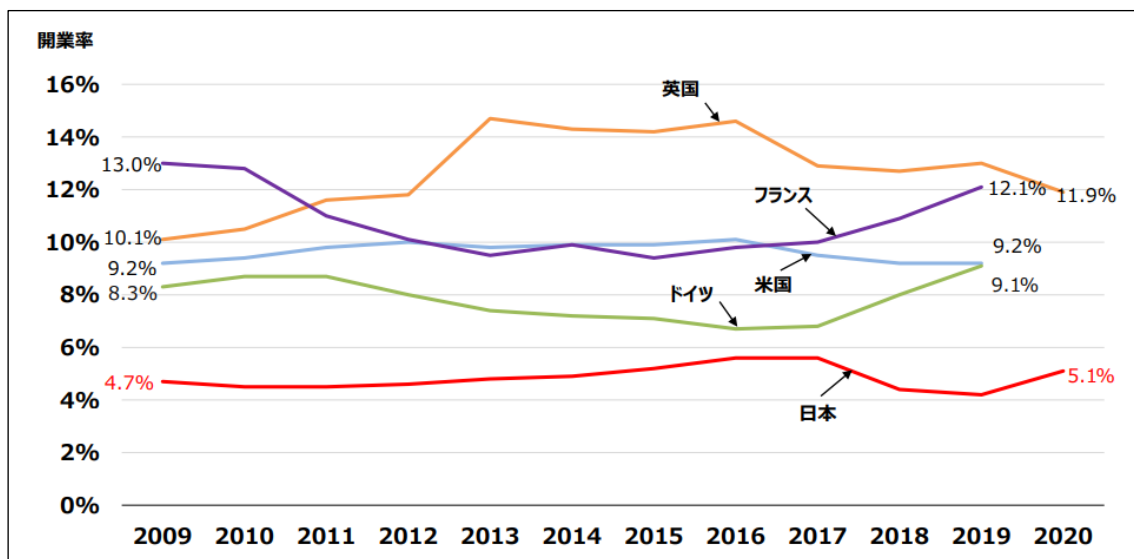
出典：帝国データバンク「奈良県「後継者不在率」動向調査（2024年）」

県は、事業承継円滑化支援事業補助金を交付するなど、スムーズな事業承継を後押しするような取り組みを進めている。

⑧ スタートアップへの支援

令和4年に内閣府が公表した「スタートアップに関する基礎資料集」において、日本国内の開業率（当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数÷前年度末の雇用保険適用事業所数）は平成21年から令和3年までで、4~6%の間で推移している。諸外国と比較すると、米国や英国、フランスなどでは10%前後の開業率に達しており（英国：約9~10%、米国：約13%）、我が国の水準は相対的に低い状況にある。

【開業率の推移】



出典：内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局「スタートアップに関する基礎資料集」（令和4年10月）

一方でスタートアップ企業の数に着目すると、経済産業省の資料によれば、大学発ベンチャーの数は令和3年度から令和5年度にかけて年々増加しており、令和5年は4,288社と最多を記録している。また、国内のスタートアップ企業数は令和3年時点で約16,100社、令和5年には約22,000社へと拡大しており、起業の裾野が広がりがつつあることがうかがえる。

県においては明確な企業数データが存在しないものの、近畿経済産業局の公表した、「関西ベンチャー企業リスト」（最終更新令和4年12月9日）には、県に拠点を置く企業が54社掲載されている。しかし、近畿2府4県の中では和歌山県の次に少ない件数となっており、全国的または関西圏の他地域と比較しても相対的に少ないと評価される。このような状況から、県では、オープンイノベーション促進事業や奈良県大学等初スタートアップ支援事業等を実施している。

（4）産業部の組織構造

県では、産業雇用振興施策は主に産業部が担当している。産業部の職務分掌は次のとおりである。

係名・グループ名	職務分掌
総務課	
総務予算係	部内の総務・連絡調整に関する事／部内の予算経理に関する事
産業創造課	
産業政策係	産業政策の企画、立案及び推進に関する事／産業関連統計の調査及び分析に関する事（他課の所掌に属するものを除く）／中小企業の経営革新に関する事／産業の創出に関する事
宿泊施設誘致係	宿泊施設の支援に関する事／宿泊施設立地促進補助金制度に関する事
企業誘致係	県外企業の誘致に関する事／地域未来投資促進法、地域経済牽引計画に関する事／企業立地促進補助金制度に関する事／企業誘致トップセミナーに関する事／地方活力向上地域不均一課税条例に関する事／地域経済牽引事業促進のための県税課税免除条例に関する事／企業立地促進優遇税制（法人事業税軽減）に関する事／県内企業の立地促進、フォローアップに関する事／立地しやすい環境整備の推進に関する事／用地情報の収集・整備に関する事
産業用地・脱炭素係	産業用地創出支援に関する事
奈良県産業振興総合センター	
オープンイノベーション推進	研究・技術に関する事／計量器の検査・登録等

係名・グループ名	職務分掌
室/環境技術支援科/デジタル技術支援科/メディカル技術支援科/ローカルプロダクト科/計量検定室計量係	に関すること
経営支援課	
商工団体・地域産業振興係	商工会及び中小企業協同組合等に関すること/地場産品等の振興に関すること/自転車競技に関すること
金融支援係	制度融資及び金融相談に関すること/高度化資金に関すること
経営力向上係	創業・経営に関すること
流通・サービス産業係	商業・サービス産業に関すること
県営競輪場	
県営競輪場	場内における人事、予算、決算その他庶務に関すること/競輪の企画調整に関すること/競輪開催に関すること
人材・雇用政策課	
働き方改革推進係	勤労者福祉、労働相談、その他労働政策全般及び総務に関すること
人材育成係	公共・民間職業訓練等職業能力開発及び技能振興に関すること
人材確保推進係	多様な人材の県内就労促進に関すること
奈良労働会館	
奈良労働会館	会館の管理運営に関すること
中和労働会館	
中和労働会館	会館の管理運営に関すること
高等技術専門校	
高等技術専門校	職業能力開発に関すること
奈良県産業会館	
奈良県産業会館	会館の管理運営に関すること
奈良しごとiセンター	
奈良しごとiセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・しごと相談に関すること（キャリアチェンジ相談を含む） ・ジョブなら net に関すること ・ひとり親家庭等就業相談に関すること（母子家庭等就業・自立支援センター） ・プロフェッショナル人材戦略拠点に関すること

係名・グループ名	職務分掌
高田しごと i センター	
高田しごと i センター	職業の相談に関すること/職業の情報提供に関すること/県内企業への人材紹介に関すること/内職のあつ旋に関すること/その他就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

第3 包括外部監査の結果及び意見

1 結果及び意見の概要

(1) 監査対象業務の選定方法

① 監査対象部署の選定

観光振興施策を担当している産業部観光局及び産業雇用振興施策を担当している産業部を監査対象とした。

② 母集団の作成

母集団は、県より入手した令和6年度の歳出執行明細データ（令和7年7月15日現在）を利用した。当該歳出データは支出負担行為ごとに作成されるため、事業名で集約し、事業ごとの執行額を把握した。直近で監査対象となった事業については、母集団から除外している。母集団から除外した事業は、次のとおりである。

事業名	執行額（千円）
車券払戻金等	26,123,779
場外発売場事務負担金	3,672,166
制度融資利子補給補助金（コロナ県単独分（R2 融資分））	2,917,120
保証料補給金（コロナ県単独分（R2 融資分））	2,572,074
競輪施設整備基金積立金	1,302,482
企業立地促進補助事業	970,000
経営指導員等職員設置事業	945,333
制度融資利子補給金（コロナ国対応分（R2 融資分））	931,065
通常開催競輪（物件費）	777,168
（公財）JKA 交付金	693,161
繰出金	510,000
燃料価格激変緩和対策事業	418,235
通常開催競輪（物件費）	351,084
（公財）JKA 競技会実施負担金	299,906
（公社）全国競輪施行者協議会負担金	291,176
保証料補給金（通常分）	222,754
宿泊施設立地促進事業（補助金）	200,000
運輸事業振興助成交付金	164,654
制度融資利子補給金（通常分）	118,013
地域産業振興センター補助事業（人件費）	116,570
県内宿泊施設支援給付事業（補助費）	75,790
政策推進事業	75,755
制度融資利子補給補助金（コロナ県単独分（R5 融資分））	71,309
研究開発補助事業（補助費）	70,196

事業名	執行額（千円）
奈良県中小企業団体中央会補助（人件費）	61,619
施設補修費	61,219
職業能力開発協会補助金	39,200
制度融資利子補給補助金（コロナ県単独分（R4 融資分））	29,086
消費税	12,785
商工会連合会活動推進事業補助（人件費）	4,410
事故賠償金	1,537
合計	44,049,646

③ 監査対象業務の選定

母集団のうち、執行額がおおむね5千万円以上の事業を対象とした。また、執行額が5千万円未満の事業であっても、所属ごとの偏りや事業目的等を勘案し、監査人が任意に抽出した。監査対象業務の選定過程をまとめると、次のとおりとなる。

項目	事業数	執行額（千円）
令和6年度歳出執行明細データ	443	48,883,582
直近の監査対象外の除外	▲31	44,049,646
母集団	412	4,783,936

④ 監査対象事業

監査対象事業は、次のとおりである。また、各事業での結果及び意見の状況も記載しているため、次節以降の個別の事業を確認する際に参考にされたい。

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び意見
産業部観光局				
観光戦略課	1	奈良県外国人観光客交流館運営管理事業	165,846	意見2
	2	奈良県観光DX推進事業	65,000	意見3
	3	奈良県観光データ活用促進事業	31,480	意見4
	4	知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進事業	13,000	意見5
	5	うまし奈良めぐり推進事業	11,664	意見6
	6	まほろばキッチン内観光案内所運営事業	11,220	意見7

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び意見
観光力創造課	7	奈良県コンベンションセンター管理・運営事業 (委託)	239,872	-
	8	奈良県観光キャンペーン事業 (物件費)	138,709	結果 2、意見 8,9,10,11,12
	9	観光地域づくり推進事業	97,222	結果 3,4,5、意見 13
	10	奈良県ビジターズビューロー人件費補助事業	84,679	-
	11	Yamanobe Project 推進事業	56,275	結果 6
奈良まほろば館	12	「奈良まほろば館」管理運営事業 B (物件費)	148,678	意見 14
奈良公園室	13	奈良公園バスターミナル運営管理事業 (物件費)	200,426	意見 15,16
	14	奈良公園バスターミナル施設管理運営事業 (物件費)	120,898	
	15	奈良公園エリア観光地域づくり推進事業 (物件費)	56,737	-
奈良公園室 奈良公園事務所	16	奈良公園環境改善事業	109,607	結果 7,8
	17	奈良公園古都保存事業 (社会資本)	95,348	
	18	猿沢池周辺地区整備事業	53,105	
奈良春日野国際 フォーラム	19	国際フォーラム管理運営事業 B (物件費)	112,663	意見 17,18
	20	国際フォーラム管理運営一体化事業 (物件費)	23,390	
産業部				
総務課	21	企画調整事業 (物件費)	1,801	-
	22	行政課題対応経費 (物件費)	246	-
産業創造課	23	御所 IC 工業団地整備事業 (普通建設)	509,255	-
	24	公設工業試験所等機械設備拡充事業 (備品)	35,482	-

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び 意見
	25	工業団地脱炭素化推進事業（物件費）	27,530	-
	26	宿泊施設誘致営業力強化事業（物件費）	19,843	意見 19,20
	27	企業誘致営業力強化事業（物件費）	7,101	-
産業振興総合センター	28	産業振興総合センター運営管理事業（物件費）	50,777	結果 9,10、 意見 21,22,23,24
	29	オープンイノベーション連携研究事業（物件費）	2,593	
	30	受託・共同研究推進事業（物件費）	4,314	
経営支援課	31	特別高圧受電事業者支援事業（物件費）	126,112	意見 25
	32	奈良県地域産業振興センター貸付金償還金	98,502	-
	33	奈良県地域産業振興センター貸付金	42,000	-
	34	新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金積立金	22,870	-
	35	中小企業デジタル化等支援事業	9,567	意見 26
	36	小規模事業者等生産性向上推進事業	32,000	-
	37	自動車燃料費支援事業	24,453	-
	38	起業家支援事業（補助費）	19,423	-
人材・雇用政策課	39	オンラインを活用した職業訓練推進事業（物件費）	74,028	-
	40	奈良労働会館本館屋上防水・外壁等改修工事	59,116	-
	41	外国人留学生等県内就労支援事業（物件費）	29,897	結果 11、意見 27
	42	東京圏からの移住支援金	24,450	-

所管所属	No.	事業名	執行額	結果及び意見
	43	県内企業の採用力向上推進事業（物件費）	7,750	-
	44	人材紹介会社成約手数料補助金	22,064	-
	45	認定訓練運営費補助金（長期訓練）	10,925	-
奈良労働会館	46	奈良労働会館管理運営事業（物件費）	8,652	結果 12,13
中和労働会館	47	中和労働会館管理運営事業（物件費）	6,421	意見 28
高等技術専門学校	48	離職者等職業訓練委託	213,179	-
	49	職業訓練実施事業（物件費）	7,213	-
産業会館	50	奈良県産業会館管理運営事業（物件費）	55,147	結果 14,15、意見 29,30,31,32
奈良しごと i センター	51	しごと i センター（奈良センター）運営事業（物件費）	1,336	-
	52	職業紹介推進事業（物件費）	1,054	-

注 執行額は確定額を記載しており、母集団の抽出時点（令和 7 年 7 月 15 日現在）とは一致しない。

（２）監査の方法

選定した監査対象事業について、調査票を送付して所管から回答を取得し、各事業の概要を把握した。調査票の内容は次のとおりである。

事業名称	所管部課名	事業の目的
事業の概要	事業開始年度	事業終了年度
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	事業の実施体制	外部委託（業務委託・指定管理等）の内容
関係団体・関係機関	財源	予算額・決算額（直近 3 か年分）
効果検証の実施状況		

これらの回答内容については、第 3 節以降の個別の補助事業の記載部分に掲載している。また、当該調査票の入手に際し、事業実施計画書や成果指標に関する資料、効果検証資料も入手し、概要の把握につとめた。そして、以下の資料について、監査対象部署に対して原則としてデータでの提出を依頼し、閲覧した。

- ・ 事業に関する予定価格算出資料
- ・ 入札関連資料、見積合わせ実施資料
- ・ 業務実施報告書及び検査資料
- ・ 請求書等の支出関連資料

なお、県は、令和 5 年度途中から文書管理システムを導入し、上述の資料は同システムに PDF ファイルやワードファイル、エクセルファイル等で格納されている。抽出した監査対象事業の中には、事業は 1 つでも数十件の支出データ（取引）が含まれている事例がある。

例 No.28 産業振興総合センター運営管理事業（物件費） 50,777 千円

決議年月日	目的	金額
・・・		
令和 6 年 6 月 6 日	液体窒素	3,410
・・・		
令和 6 年 6 月 10 日	旅費支払	1,500
令和 6 年 9 月 17 日	旅費支払	2,040
・・・		

※本事業においては、上記のような支出データが 685 件含まれている。

そのため、支出データ全件の提出を監査対象部署に対して依頼すると過度な負担を強いることから、全件提出の依頼は実施せず、一定の件数に絞ってデータ提出を依頼した。

さらに、資料閲覧の結果、監査対象部署に対して監査人から質問リストを送付し、回答を入手するとともに、必要に応じて担当者との面談も実施した。

(3) 結果及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を、「結果」と「意見」に分けて記載している。結果と意見の判断基準については、「第1 外部監査の概要 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分」を参照されたい。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
43	結果 1	共通	日付が記載されていない請求書を受領するケースが確認された。請求日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。
45	意見 1	共通	一部の委託契約について、契約書に委託額の変更規定があるにもかかわらず、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認していない事例が確認された。また、変更規定がない契約で根拠資料を確認している事例も見られた。契約内容に応じた適切な精算を行うため、委託額の変更の可能性がある場合は、あらかじめ契約書に変更規定を明記するとともに、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認することが望まれる。
48	意見 2	産業部観光局 観光戦略課	奈良県外国人観光客交流館は、開設以来、毎年度1億円超の支出超過が継続している。しかし、事業開始時に想定した効果が発現しているのか、想定した収支と乖離していないのかの検証がなされているとは言い難い状況であった。今後の観光関連施設の整備や運営においては、事業を開始する段階で、目的達成のために必要なコストを想定し、実際に費やしたコストに対して想定した効果が発現しているのか、想定したコストとの乖離はないのか等を検証し、乖離が生じている場合には、事業の内容を適時に見直していくことが望まれる。
52	意見 3	産業部観光局 観光戦略課	県が開発・導入した奈良県観光リコmendサービスである「ならいこ」について、事業開始当初に設定した成果指標は観光消費額や延べ宿泊数といった県全体の観光施策の成果指標であった。事業の開始にあたっては、事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。
56	意見 4	産業部観光局 観光戦略課	県が開発・導入した奈良県観光データ活用のツールである「みるなら」について、事業開始当初に設定した成果指標は観光入込客数や観光消費額、外国人旅行者数の増加といった県全体の観光施策の成果指標であった。事業の開始にあたっては、事業

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。
60	意見 5	産業部観光局 観光戦略課	知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務について、一定の成果をあげたとして令和 6 年度に事業を終了しているが、成果指標である県への観光入込客数にどの程度寄与したのかが評価されていない。事業の終了の検討にあたっては、成果をできるだけ定量的に評価し、今後の政策に反映させることが望ましい。
64	意見 6	産業部観光局 観光戦略課	うまし奈良めぐり推進事業について、一定の成果をあげたとして令和 7 年度の事業終了を予定しているが、事業目的が達成されたかの十分な分析が実施されているとは言い難い。事業の終了の検討にあたっては、中長期的な視点からの成果分析を実施し、今後の政策に反映させることが望ましい。
67	意見 7	産業部観光局 観光戦略課	令和 7 年度から、まほろばキッチン内観光案内所を無人化しているが、これまでの有人案内所での運営成果を整理し、観光施策への活用に向けた分析を行うことが望まれる。
77	結果 2	産業部観光局 観光力創造課	委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。
78	意見 8	産業部観光局 観光力創造課	委託業務の成果が契約時の想定より減少しているにもかかわらず、値引き額の調整により、委託費額の変更は不要と判断している事例があった。成果が想定より減少している以上、委託費額は減少することが経済合理的である。
79	意見 9	産業部観光局 観光力創造課	「鉄道連携-SNS プロモーション業務」は、全国から誘客を図ることを目的としているが、実際の実施事業は認知度向上を目指した取組が主となっている。今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
79	意見 10	産業部観光局 観光力創造課	「食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務」（県内の宿泊プランの造成等を行う業務）において、予約者数や宿泊者数を事業開始時点で目標値として設定していない。想定される効果を事業開始時点で設定して事業実施の可否を検証するとともに、事業開始後は、想定した効果が発現しているかという観点で効果検証を実施することが望まれる。
80	意見 11	産業部観光局 観光力創造課	「～日本のこころ再発見～奈良の国宝めぐり デジタルスタンプラリー2025」事業について、所管課では、目標値をアクセス数（アプリの利用登録をした人員数）としているが、誘客を目的とした事業である以上、県内を訪れた人員数（実際に現地でスタンプを押印した人員数等）を目標値として設定することが望ましい。
80	意見 12	産業部観光局 観光力創造課	「世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務」は、県への来訪・周遊・滞在の促進を目指すことを目的として様々な事業を実施しているが、実際は認知度向上を目指した取組が主となっている。今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。
85	結果 3	産業部観光局 観光力創造課	委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。
86	結果 4	産業部観光局 観光力創造課	委託業務の実績報告書の提出日が年月までしか記載していない事例があった。実績報告書の提出日は県の検査の実施期限の起算日となることから、実績報告書の提出日は年月日までの記載を求める必要がある。
86	結果 5	産業部観光局 観光力創造課	委託契約の支出実績について、総額は見積書と同額でありながらも、項目ごとの金額が変動している事例があったが、そのまま完了検査を実施して

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			いた。本委託契約は、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されていることから、特に見積額より増額されている項目については、より慎重に支出実績を確認する必要があると考えられる。履行確認を徹底する必要がある。
87	意見 13	産業部観光局 観光力創造課	委託業務内で選定する観光ステークホルダーの選定過程が記録として残されていなかった。透明性を確保するためにも、選定過程を議事録等で残すことが望まれる。
90	結果 6	産業部観光局 観光力創造課	委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。
93	意見 14	産業部観光局 観光力創造課	契約書で調査権限が規定されていない委託業務があった。委託業務の適正な遂行を確認するために調査権限は重要であることから、調査権限を規定することが望ましい。
98	意見 15	産業部観光局 奈良公園室	奈良公園バスターミナルの大規模修繕について、一般会計で負担するのか特別会計で負担するのか方針が策定されていない。どちらで負担するのかにより、今後の修繕計画の策定や収支計画に影響するため、負担方針を策定することが望まれる。
99	意見 16	産業部観光局 奈良公園室	奈良公園バスターミナルに設置するレクチャーホールの稼働率を成果指標として設定していない。貸館である以上、稼働率を成果指標として設定することが望ましい。
104	結果 7	産業部観光局 奈良公園室 奈良公園事務所	引渡書に記載された検査年月日が誤っている事例があった。書類の不備の確認を徹底する必要がある。
104	結果 8	産業部観光局 奈良公園室 奈良公園事務所	日付が記載されていない請求書を受領しているケースがあったため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
108	意見 17	産業部観光局 奈良春日野国際フォーラム	奈良春日野国際フォーラムでは、6千万円を超える支出超過が発生している。県の財政負担の水準として適切か、収入と支出の両面から検討することが望まれる。
108	意見 18	産業部観光局 奈良春日野国際フォーラム	委託業務において、1者入札が継続している事例があった。現在の調達方法が最善であるのか、改めて検討することが望ましい。
112	意見 19	産業部 産業創造課	宿泊誘致営業力強化事業の成果指標は、奈良観光総合戦略にて公表している「令和7年度までに県内宿泊客室数を12,000室とする」としているが、アドバイザー派遣業務委託や、宿泊施設誘致PR事業業務委託などの個別事業の成果指標は定めておらず、これらの個別事業についても成果指標を設定することが望ましい。
112	意見 20	産業部 産業創造課	予定価格の算定において、事業ごとに業者から入手した参考見積額の平均値を採用している場合もあれば、最も低廉な価格を採用している場合もある。予定価格算定に関する所管課での運用ルールを規定することが望まれる。
120	結果 9	産業部 産業振興総合センター	請求書の日付が収受印の日付後となっている事例があったため、請求書の日付の正確性の確認を徹底する必要がある。
120	結果 10	産業部 産業振興総合センター	日付が記載されていない請求書を受領するケースが複数確認されたため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。
120	意見 21	産業部 産業振興総合センター	業者から徴取した参考見積書を、そのまま契約先を決定するための見積合わせで使用する事例が複数あった。予定価格の算定と見積合わせは目的が異なることから、それぞれで見積書を入手することが望ましい。
121	意見 22	産業部 産業振興総合センター	予定価格の設定のために徴取した見積書に記載の交通費について、所管課では高速道路の利用料金であると認識しているが、走行区間の確認は実施していなかった。実費相当額を予定価格に反映する場合は、積算根拠を確認することが望ましい。
121	意見 23	産業部 産業振興総合センター	外部資金の獲得目標を設定していないが、一般財源の負担を抑えながら研究活動の充実や地域企業との連携促進を図るためには、競争的資金を含む

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			外部資金の獲得が欠かせないため、外部資金の拡充に向けた取組方針を明確にし、その進捗を把握することが望ましい。
122	意見 24	産業部 産業振興総合センター	受託・共同研究の実施にあたり発生する間接経費を請求していないが、受益者である企業等に負担させるため、請求する体制を構築することが望ましい。
125	意見 25	産業部 経営支援課	委託契約の仕様書に成果物として規定されたマニュアルの提出を受けずに履行確認を実施していた。所管課では他の成果物で代替できると判断して提出を求めなかったとのことであるが、成果物の変更に関して委託業者との合意記録を残しておくことが望まれる。
127	意見 26	産業部 経営支援課	委託先が実施するセミナーについて、県職員が立ち会うことで履行確認を実施しているが、業務の効率性の観点から、必要に応じてオンラインでの立会や録画での確認等の簡便な方法による履行確認も検討されたい。
130	結果 11	産業部 人材・雇用政策課	仕様書と異なる方法で委託業務が実施されたにもかかわらず、委託費額の変更の要否を検討していない事例が見受けられた。委託費額の変更の要否を慎重に検討する必要がある。
131	意見 27	産業部 人材・雇用政策課	委託業務で企画したセミナーや説明会への参加企業に対し、業務の成果を把握するためにも、後追い調査を実施することが望ましい。
135	結果 12	産業部 奈良労働会館	備品実査を実施していないため、現物管理の観点から、定期的に備品実査を実施する必要がある。
135	結果 13	産業部 奈良労働会館	日付が記載されていない請求書を受領するケースがあったため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。
138	意見 28	産業部 中和労働会館	中和労働会館の建物総合管理委託業務について、令和 6 年度は 1 者入札となった。業務開始直前に入札を実施していることが要因の一つとして考えられることから、入札時期を再考することが望ましい。
141	意見 29	産業部 奈良県産業会館	奈良県産業会館及び中和労働会館について、同会館建物のあり方が検討されていることを理由に、貸館の利用率の目標値を設定していなかった。し

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			かし、事業を継続している以上、少なくとも単年度の目標値を設定する必要がある。
141	結果 14	産業部 奈良県産業会館	日付が記載されていない請求書を受領するケースが散見されたため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。
141	結果 15	産業部 奈良県産業会館	事務誤りにより検査書の日付が納品日前の日付となっている事例があったため、検査書の作成及び承認時に日付の確認を徹底する必要がある。
142	意見 30	産業部 奈良県産業会館	産業会館のあり方検討の結果、施設整備を実施して今後も活用していく方針となったが、投資効果を意識した整備計画を策定することが望まれる。
142	意見 31	産業部 奈良県産業会館	委託業務において、1者入札が継続している事例があった。現在の調達方法が最善であるのか、改めて検討することが望ましい。
143	意見 32	産業部 奈良県産業会館	委託業務の仕様書に記載すべき支払方法、支払条件が空欄となっている事例があった。支払時に取引先業者との間でトラブルとなる可能性もあることから、支払条件等の記載漏れがないよう、契約時に確認を徹底することが望まれる。

2 複数の監査対象部署で共通に検出された事項

監査の結果、複数の監査対象部署において同様の課題が検出された。これらの検出事項については他の所属でも発生している可能性があるため、改めて庁内で検討されたい。

(1) 日付が空欄の請求書の受領

【結果 1】

日付が記載されていない請求書を受領するケースが確認された。請求日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

取引先業者から日付が記載されていない請求書を受領したにもかかわらず、取引先業者に日付の記入を依頼することなく受理するケースが確認された。請求書の日付は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）（以下、「支払遅延防止法」という。）に規定する「適法な支払請求を受けた日」や「相手方が請求をした日」の客観性を担保する重要な日付であるため、請求日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

支払遅延防止法

第4条 政府契約の当事者は、・・・その契約の締結に際しては、・・・、次に掲げる事項を書面・・・により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書・・・の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

・・・

二 対価の支払の時期

第6条 第4条第2号の時期は、・・・適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、・・・同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、・・・

なお、平成24年度に裁判所を対象とした会計検査院の検査の結果、「日付の記載のない請求書の受理がないよう引き続き改善に取り組む必要がある」との検査報告が提出されている。また、他の自治体の監査委員監査や包括外部監査においても、同様の指摘がなされている。

平成29年度船橋市 包括外部監査	根拠書類に日付を記載しない事業者に対しては、日付を記載するように指導すべきである。仮に日付が記載されないまま事業者が持参した場合、その場で日付を記載するよう指導し、事業者からの郵送により日付が記載されないまま受領した場合、日付を記載して再提出するよう指導する必要がある。 また、他の地方公共団体では、ホームページで請求書等に日付を必ず記載するように要請している例もある。市においても、ホームページで記載例を提示するなどして対策を図るべきである。
---------------------	---

※請求日付が記載されていない請求書を受領していた事例

監査対象部署	事例
奈良公園室 奈良公園事務所	1件、請求日付のない請求書を受領している事例が検出された。業者には請求日付の記載を求めているが、確認が徹底されていなかったことが要因である。
産業振興総合センター	請求日付のない請求書を受領している事例が複数件、検出された。
奈良労働会館	請求日付のない請求書を受領している事例が複数件、検出された。
奈良県産業会館	請求日付のない請求書を受領している事例が複数件、検出された。

(2) 委託業務の履行確認

【意見1】

一部の委託契約について、契約書に委託額の変更規定があるにもかかわらず、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認していない事例が確認された。また、変更規定がない契約で根拠資料を確認している事例も見られた。契約内容に応じた適切な精算を行うため、委託額の変更の可能性がある場合は、あらかじめ契約書に変更規定を明記するとともに、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認することが望まれる。

本監査で監査対象となった一部の委託契約において、「業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨」を契約書で規定していたにもかかわらず、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認していない事例が見られた。一方、契約書に委託額の変更規定がないにもかかわらず、履行確認時に支出実績の根拠資料を確認している事例も見られた。

契約書に委託額の変更規定をおく場合は、変更の必要性を確認するために、支出実績について根拠資料を確認する必要があると考えられる。現状、契約書に変更規定がないにもかかわらず、変更の可能性があるとして支出実績の根拠資料を確認している契約については、受注者との認識齟齬とならないように、あらかじめ契約書に委託額の変更規定をおくことが望まれる。

3 産業部観光局

(1) 観光戦略課

① 奈良県外国人観光客交流館運営管理事業

ア 事業の概要

No.	1			
事業名称	奈良県外国人観光客交流館運営管理事業			
所管部課名	産業部観光局 観光戦略課			
事業の目的	外国人観光客の県内周遊と滞在拠点施設として引き続き運用を行うとともに、外国人観光客のおもてなし環境のより一層の充実を図る。			
事業の概要	奈良県外国人観光客交流館の運営管理業務			
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	令和 8 年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	奈良県外国人観光客交流館条例 (平成 27 年奈良県条例第 69 号)			
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (委託先: 特定委託業務共同企業体)			
外部委託 (業務委託・指定管理等) の内容	外国人観光客交流館における「観光案内」、「宿泊」、「日本文化体験」等の施設の運営管理を行う。			
関係団体・関係機関	—			
財源	特定財源: 国 1% 県債 1% その他 1% 一般財源: 100%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額 (千円)		金額 (千円)	
	令和 4 年度	163,455	136,066	
	令和 5 年度	151,731	147,615	
	令和 6 年度	165,846	165,846	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 外国人観光客来館者数			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績値	66,518 人	117,472 人	136,090 人
	目標値	120,000 人	120,000 人	120,000 人
	達成度	55.4%	97.9%	113.4%

イ 事業等の概要

奈良県外国人観光客交流館は、旧猿沢荘（地方職員共済組合運営の宿泊施設）を改装して平成28年度に開設され、外国人観光客に対する宿泊機能を備えた観光案内拠点として、奈良公園周辺の観光情報提供や多言語対応サービスを行うことを目的として運営されてきた。施設では、観光案内、文化体験イベント、情報発信などを通じて、外国人観光客の滞在促進を図ってきた。

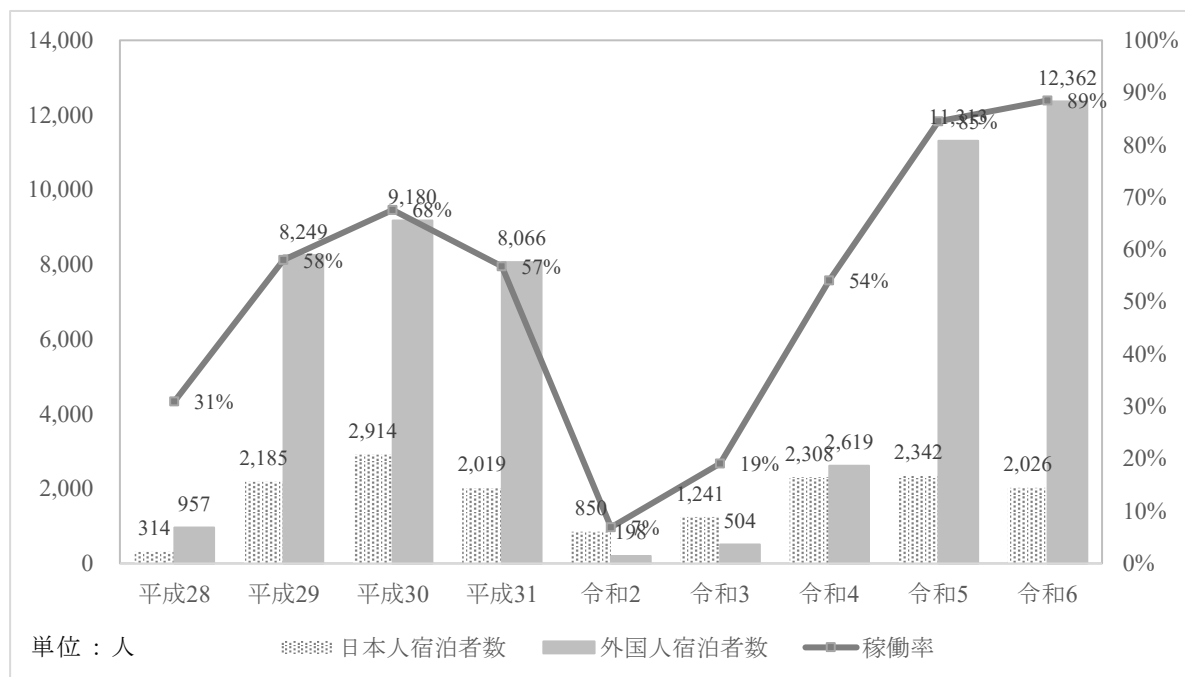
【奈良県外国人観光交流館の外観】



出典：監査人撮影

当該施設は、日本政府観光局（JNTO）が運用する外国人観光案内所の認定制度において最上位の「カテゴリー3」に認定されているが、最上位に認定された観光案内所は全国で50施設しかなく、県内では唯一の施設となっている。実際、令和6年度の宿泊者数は14,388名と過去最高を記録し、使用料等収入も開館以来最高額となるなど、利用実績は増加傾向にある。

【奈良県外国人観光客交流館の宿泊者数実績の推移
(平成 28 年 12 月～令和 6 年 3 月)】



出典：第1回奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会資料

一方で、当該施設建物は築後 45 年以上を経過して老朽化が激しく、今後も機能を維持しようとする多額の費用が見込まれる。また、平成 28 年の開設時は、外国人観光客の受け入れ環境（安価な宿泊施設・外国語対応可能な観光案内所）を整備し、県内周遊に繋げることを目的に交流館は設置されたが、開館より約 10 年が経過する中で周辺環境や県の観光に対する課題が変化し、県が引き続き当該施設を運営する必要があるのかの整理が必要であると県は判断した。そのため、令和 7 年 6 月に「奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会」が設置され、同委員会で議論された結果、当該施設の閉館が答申されるに至った。

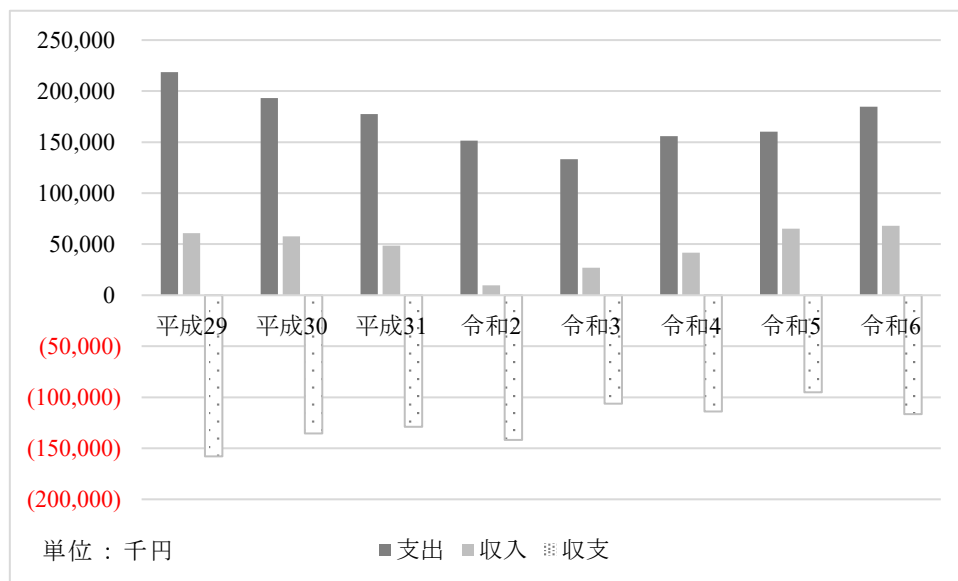
ウ 結果及び意見

【意見 2】

奈良県外国人観光客交流館は、開設以来、毎年度 1 億円超の支出超過が継続している。しかし、事業開始時に想定した効果が発現しているのか、想定した収支と乖離していないのかの検証がなされているとは言い難い状況であった。今後の観光関連施設の整備や運営においては、事業を開始する段階で、目的達成のために必要なコストを想定し、実際に費やしたコストに対して想定した効果が発現しているのか、想定したコストとの乖離はないのか等を検証し、乖離が生じている場合には、事業の内容を適時に見直していくことが望まれる。

奈良県外国人観光客交流館は、平成 28 年度の開設以来、毎年度 1 億円超の支出超過が継続している。所管課では、毎年度、収支状況の検証を行い宿泊料の見直しの検討や経費削減に努めてきたとのことであるが、事業開始時に本交流館の効果や想定収支を検討した資料が残されておらず、事業開始時点で想定した効果が発現しているのか、想定した収支と乖離していないかについての検証がなされているとは言い難い状況であった。

【奈良県外国人交流館の収支（平成 29 年度～令和 6 年度決算）】



出典：第 1 回奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会資料

奈良県外国人観光客交流館は、開設から既に 10 年が経過しており、開設以来 9 年間で 10 億円の累計損失が発生している。県としてどれだけのコストをかけて外国人観光客へのサービス提供を実施するのかについて、明確な指針や金額的許容水準を設定してこなかったため、令和 7 年度に奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会を開催し、事業継続の可否を検討しているところではあるが、その検討時期として適切であったのか（もっと早く検討すべきではなかったか）、判断が困難である。

今後の観光関連施設の整備や運営においては、事業を開始する段階で、目的達成のために必要なコストを想定し、実際に費やしたコストに対して想定した効果が発現しているのか、想定したコストとの乖離はないのか等を検証し、乖離が生じている場合には、事業の内容を適時に見直していくことが望まれる。

② 奈良県観光推進 DX 事業

ア 事業の概要

No.	2		
事業名称	奈良県観光推進 DX 事業		
所管部課名	産業部観光局 観光戦略課		
事業の目的	<p>本県では、コロナ禍で変容した旅行ニーズを適切に把握するとともに、デジタル技術を活用し、地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、効果的なプロモーション展開等、県内観光において強力に DX の推進を図る必要がある。</p> <p>その観光 DX 推進の一環として、観光スポット等の認知から来訪までの手間と時間をデジタル技術により大幅に短縮することで、周遊・滞在型観光を促進することを目的とした WEB アプリ「奈良県観光リコメンドサービス（以下、リコメンドサービス。）」を開発している。今年度は、リコメンドサービスの拡張機能の開発を行うことにより、利便性を向上し、本年秋の公開に向けて開発を行っていく。</p>		
事業の概要	令和 5 年度に構築した「リコメンドサービス」の機能拡張（ルート検索の拡張、多言語対応、日時検索機能の実装等）や連携するデータベースの拡張を行い、万博開催に向けて、リコメンドサービスの機能強化を行う。		
事業開始年度	令和 5 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 （委託先：株式会社 H）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	(1) 計画・準備 (2) リコメンドサービスに追加する機能の設計 (3) データベースの整理及び民間サービスとの追加連携検討 (4) 拡張機能の構築・開発 (5) モニター調査の実施 (6) モニター調査の結果によるシステム改善 (7) ユーザー獲得 (8) 次年度以降の事業方向性の検討・提案 (9) 操作マニュアルの作成 (10) 打合せ協議		
関係団体・関係機関	—		

財源	特定財源：国 50% ※予算額上 県債—% その他—% 一般財源：50%		
予算額・決算額	予算額	決算額	
	金額（千円）	金額（千円）	
令和4年度	—	—	
令和5年度	45,000千円	44,935千円	
令和6年度	65,000千円	65,000千円	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標		
	①観光消費額の増加 2,100億円		
	②延べ宿泊数の増加 350万人		
	イ.成果指標の目標値と実績値		
		令和4年度	令和5年度
実績値	—	①1,578億円 ②294万人	①集計中 ②集計中
目標値	—	①2,100億円 ②350万人	①2,100億円 ②350万人
達成度	—	①75% ②84%	※実績値が集計中のため測定不可。

イ 事業等の概要

奈良県観光推進DX事業「ならいこ」は、AIを活用した観光リコメンドサービスとして令和5年度に導入され、旅行者に対して奈良県内の観光スポットやモデルコースを提案することで、周遊促進や滞在時間の延長を図ることを目的としている。サービスはスマートフォンやウェブを通じて提供され、利用者の嗜好や滞在時間に応じた旅程提案を行う仕組みを備えている。

県は、コロナ禍で変容した旅行ニーズを適切に把握するとともに、デジタル技術を活用し、地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、効果的なプロモーション展開など、県内観光において強力的にDXの推進を図る必要がある。その観光DX推進の一環として、観光スポット等の認知から来訪までの手間と時間をデジタル技術により大幅に短縮することで、周遊・滞在型観光を促進することを目的としたWEBアプリ「奈良県観光リコメンドサービス」を開発した。

【奈良県観光リコメンドサービス（ならいこ）の操作イメージ】

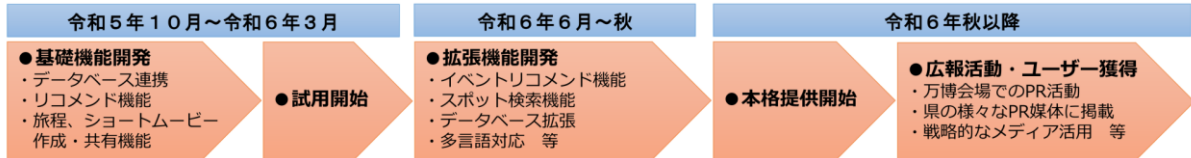


出典：奈良県観光リコメンドサービス 概要

令和5年度に株式会社Hに開発を委託（委託額44,935千円）し、同年度中に試用を開始した。令和6年度には、イベントリコメンド機能や多言語対応などの拡張開発を同社に委託（委託額65,000千円）し、本格提供を開始した。令和7年度以降も、システムの拡張開発や保守、維持、個人情報の管理等に係るランニングコストが継続的に発生する予定である。

【奈良県観光リコメンドサービスの開発及びサービス開始スケジュール】

●スケジュール



出典：奈良県観光リコメンドサービス 概要

ウ 結果及び意見

【意見3】

県が開発・導入した奈良県観光リコメンドサービスである「ならいこ」について、事業開始当初に設定した成果指標は観光消費額や延べ宿泊数といった県全体の観光施策の成果指標であった。事業の開始にあたっては、事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。

「ならいこ」は、AIを活用した旅程提案により奈良県内の周遊促進や滞在時間の延長を図ることを目的として導入された観光DX事業である。事業開始当初及び監査対象年度である令和6年度において、効果検証指標は、観光消費額や延べ宿泊数といった県全体の観光施策の成果指標を設定しており、「ならいこ」単体の直接的な成果に関する指標は設定されていなかった。新規事業であり、事業開始当初から万全の成果指標の設定には困難な面があるが、投入する資源を上回る価値が見込め

るかといった観点から、事業開始にあたって事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。

なお、所管課から、現在は次の指標を成果指標として設定しているとの回答を得ている。

【現在設定している本施策の効果検証指標】

WEB サイトのアクセス数	施策実施前後のアクセス数の変化を分析することで、プロモーション施策の効果を定量的に把握するとともに、情報発信量の拡充が利用促進に与える影響を検証している。
掲載スポット数	掲載コンテンツの充実や情報精度の向上、サイト機能の改善を進め、利用者の利便性向上および継続的な利用促進を図っている。
居住地別のアクセス数	近隣地域および東京を中心とした首都圏を主な対象エリアとし、居住地別のアクセス状況を分析することで、認知拡大および来訪促進効果の検証を行い、今後の施策改善に活用していく。

③ 奈良県観光データ活用促進事業

ア 事業の概要

No.	3		
事業名称	奈良県観光データ活用促進事業		
所管部課名	産業部観光局 観光戦略課		
事業の目的	本事業では、デジタル技術（人流解析データ等）を用いて観光入込客数調査の調査手法をデジタル化するとともに、観光データを「見える化」するツールを導入し、県・市町村・DMO、観光協会、観光関連事業者がツールを活用することで、効果的な観光振興を実施できる体制を構築する。		
事業の概要	観光データを「見える化」する人流分析サービスを県だけでなく、市町村、DMO、観光協会、観光関連事業者が活用できるようにし、効果的な観光振興を実施できる体制を構築する。		
事業開始年度	令和6年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：株式会社C）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「見える化」ツールの導入 ・ツールの操作説明会の開催 ・ツールの活用勉強会の開催 ・ツール操作・活用にかかるフォローアップの実施 		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国 50% ※予算額上 県債—% その他—% 一般財源：50%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
令和4年度	—		—
令和5年度	—		32,560 千円
令和6年度	50,000 千円		31,480 千円

効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標		
	①観光入込客数の増加【達成年度（令和7年度）：5,100万人】		
	②観光消費額の増加【達成年度（令和7年度）：2,100億円】		
	③外国人旅行者数の増加【達成年度（令和7年度）：450万人】		
	イ.成果指標の目標値と実績値		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	① 集計中 ② 集計中 ③ 集計中
目標値	—	—	① 5,100万人 ② 2,100億円 ③ 450万人
達成度	—	—	※実績値が集計中のため測定不可。

イ 事業等の概要

奈良県観光データ活用促進事業「みるなら」は、コロナ禍で変容した旅行ニーズを的確に把握し、デジタル技術を活用した地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、これらの効果的なプロモーション展開を通じて、県内観光におけるデータ活用型の観光振興と機運醸成を図ることを目的とする観光DX事業である。

その一環として、来訪者や地域の観光関連事業者・団体のニーズを踏まえ、データ活用に関する観光人材育成及び体制構築を目指し、以下の取組を実施している。

- ・ 観光実態（データ）の「見える化」
- ・ 観光関連事業者・団体向けのデータ活用勉強会及び報告会

本事業では、観光客動態調査、宿泊統計、人流解析、クレジットカード利用動向、インバウンド消費動向など、県や国、企業が保有するデータを統合し、ポータルサイト「みるなら」を通じて提供している。これにより、観光事業者や自治体がデータを活用した施策立案やプロモーションを行える環境を整備することを狙いとしている。

令和6年度にはポータルサイト「みるなら」を構築・公開し（公開日：令和7年1月24日）、操作説明会や活用勉強会を開催した。構築は株式会社Cが委託を受けて実施し、利用者が使いやすい画面設計や、事業者がデータを活用できるように継続的にサポートする仕組みが評価され、2025年度にはグッドデザイン賞を受賞するなど一定の評価を得ている。コスト面では、令和6年度に31,480千円を支出しており、今後もデータ更新や機能改善に伴い、ランニングコストが継続的に発生する見込みである。



出典：奈良県観光データポータルサイト「みるなら」

ウ 結果及び意見

【意見4】

県が開発・導入した奈良県観光データ活用のツールである「みるなら」について、事業開始当初に設定した成果指標は観光入込客数や観光消費額、外国人旅行者数の増加といった県全体の観光施策の成果指標であった。事業の開始にあたっては、事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。

「みるなら」は、観光関連データの「見える化」を通じて、観光事業者や自治体によるデータ活用を促進することを目的として導入された。事業開始当初及び監査対象年度である令和6年度において、効果検証指標は、観光入込客数や観光消費額、外国人旅行者数の増加といった県全体の観光施策に関する成果指標を設定しており、「みるなら」単体の直接的な成果に関する指標は設定されていなかった。新規事業であり、事業開始当初から万全の成果指標の設定には困難な面があるが、投入する資源を上回る価値が見込めるかといった観点から、事業開始にあたって事業の成果を直接的に測定できる指標を設定しておくことが望ましい。

なお、所管課から、現在は次の指標を成果指標として設定しているとの回答を得ている。

【現在設定している本施策の効果検証指標】

利用ユーザー数	奈良県観光データポータルサイト「みるなら」の利用ユーザー数を測っている。
ユーザーの満足度	今後は、利用ユーザー数に加えて、利用ユーザーに対してアンケート調査を行い、実際に自身の施策や事業に対して実用性や効果があったかどうかを測る満足度調査を実施し、それらを指標として追いかけていく予定となっている。

④ 知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務

ア 事業の概要

No.	4			
事業名称	知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務			
所管部課名	産業部観光局 観光戦略課			
事業の目的	本県が有する観光資源の魅力を、情報発信やセールスを行うことにより、本県への観光意欲を喚起し、県内全域への観光誘客と周遊観光を促進すること。			
事業の概要	観光情報の効果的な発信、メディアパブリシティの実施、テーマ別観光推進業務			
事業開始年度	令和2年度	事業終了年度	令和6年度	
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	「知れば知るほど奈良はおもしろい」 実行委員会会則 「知れば知るほど奈良はおもしろい」 実行委員会事業負担金交付要綱			
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：令和6年度：特定委託業務共同企業体）			
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	デジタルサイネージを活用した情報発信、SNSを活用したフォトコンテストの実施、メディアパブリシティの実施、モデルコースの磨き上げ、ファムトリップの実施、雑誌メディアへの掲載、パンフレットの作成 等			
関係団体・関係機関	—			
財源	特定財源：国 ー% 県債 ー% その他 ー% 一般財源：100%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額（千円）		金額（千円）	
	令和4年度	18,000	18,000	
	令和5年度	13,000	13,000	
令和6年度	13,000	13,000		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 奈良県観光入込客数			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	約 3,266 万人	約 3,991 万人	集計中
	目標値	約 5,100 万人	約 5,100 万人	約 5,100 万人
達成度	約 64%	約 78%	—	

イ 事業等の概要

「知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務」は、県が有する歴史文化や自然景観、食などの観光資源の魅力を広く発信し、県内全域への観光誘客と周遊観光を促進することを目的とする事業である。情報発信やセールスを通じて観光意欲を高め、県内を広く巡る旅行を促すため、モデルコースを改良し、ストーリー性を持たせたプロモーションを実施している。

本事業は「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会が主体となり、公募型プロポーザル方式により受託者を選定して実施している。実行委員会には奈良県、奈良市を含む県内市町村、観光関連事業者が参加している。

令和4年度から令和6年度までの受託者と県負担金は以下のとおりである。

- ・令和4年度：株式会社 J（18,000 千円）
- ・令和5年度：株式会社 J（13,000 千円）
- ・令和6年度：特定委託業務共同企業体（13,000 千円）

令和6年度においては、実行委員会全体の負担金 23,350 千円のうち、奈良県が最大の 13,000 千円を負担し、次いで奈良市が 2,980 千円を負担している。

委託業務の主な内容は以下のとおりである。

- ・観光情報の効果的な発信
- ・メディアパブリシティの実施
- ・テーマ別観光推進業務

I 観光情報の効果的な発信

○放送デザイン

下記6枚をそれぞれ5秒ずつ、計30秒のスライドとして放映。



【レイアウト】

「知れば知るほど奈良はおもしろい」のコンセプトを認知拡大することを目的に、「みんなの知らない奈良」をテーマに奈良県内各市町村からスポットや写真をピックアップ。それらを「花の古都」「季節限定」「水景色・山景色」「なら映え」「シンボル」のジャンルでページごとにくくり、より印象的なカットを大きく、メリハリをつけたレイアウトとして制作いたしました。全ページには「もっと知りたくなる奈良」というサブテーマを掲げています。

交通量の多い駅で行きかう人の目にとまるよう、あえてえんじ×深緑の反対色を組み合わせ、また、ランダムな写真配置にすることで今にも動き出しそうなワクワク感を演出しています。

【写真の選定】

過去の「推し奈良フォトコンテスト」の入賞作品を中心に、一部については各市町村からの写真提供などを含めピックアップ。また、掲載にあたっては全ての掲載先への確認を実施。

II テーマ別観光推進業務

○パフレットの作成

モデルコース磨き上げ業務において磨き上げたコース5つを、個人向けに配布できる冊子として下記の通り制作いたしました。

【仕様】 A4サイズ／フルカラー／40ページ



出典：令和6年度「知れば知るほど奈良はおもしろい」キャンペーン業務 業務完了報告書

ウ 結果及び意見

【意見5】

知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン推進業務について、一定の成果をあげたとして令和6年度に事業を終了しているが、成果指標である県への観光入込客数にどの程度寄与したのかが評価されていない。事業の終了の検討にあたっては、成果をできるだけ定量的に評価し、今後の政策に反映させることが望ましい。

本事業では、パンフレットの作成等による全県的な情報発信及び人材育成を主な目的として、平成28年に開始し、令和2年度からは、県・市町村・民間団体とのより密な連携体制を構築するため、県を事務局とした実行委員会として各種事業を実施してきた。その中で、奈良県総合観光ガイドブックを3度作成するなど、県内市町村の情報発信に努めてきた。その結果、当初の目的を一定程度達成したと判断し、令和6年度に事業を終了している。しかし、成果指標である観光入込客数にどの程度寄与したのか、また地域事業者の参画状況など、事業の成果を定量的に検証し把握するための分析は十分に行われているとはいえない。事業継続の検討にあたっては、成果を定量的に評価して目標の達成度を検証することが重要であり、そのために、事業の直接的な成果を数値目標として設定することが必要である。また、事業を通じて構築されたブランド資産やWEBコンテンツ（例：観光ガイドブック「知れば知るほど奈良はおもしろい」、観光モデルコース集「自慢したくなる奈良5つの旅」、地域イベント情報の発信基盤など）については、事業終了後も継続的に活用できる仕組みを整備することが重要である。これらの資産は、県の観光施策における情報発信力の強化や地域連携の促進に資するものであり、今後の施策においても積極的な活用方策を検討することが望ましい。

⑤ うまし奈良めぐり推進事業

ア 事業の概要

No.	5			
事業名称	うまし奈良めぐり推進事業			
所管部課名	産業部観光局 観光戦略課			
事業の目的	奈良県でしか体験できない高付加価値コンテンツを造成することで、誘客効果の高い商品企画を旅行会社へ提供し、一年を通して全国から奈良県への来訪者・宿泊者の増加を促進する。国内誘客に加えて、海外の富裕層を含めたインバウンドの増加を促進する。 また、企画造成を通じ地域の観光資源の活用と関係づくりを行う。			
事業の概要	奈良県でしか体験できない独自性のある高付加価値旅行商品を開発。商品展開を図り、一年を通じて奈良の魅力を全国及び海外に発信する。			
事業開始年度	平成 24 年度	事業終了年度	令和 7 年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	うまし奈良めぐり実行委員会規約 うまし奈良めぐり実行委員会事業負担金交付要綱			
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託 ()			
外部委託 (業務委託・指定管理等) の内容	—			
関係団体・関係機関	うまし奈良めぐり実行委員会			
財源	特定財源：国 ー% 県債 ー% その他 ー% 一般財源：100%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額 (千円)		金額 (千円)	
	令和 4 年度	23,964	23,304	
	令和 5 年度	11,664	11,562	
	令和 6 年度	11,664	11,664	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 旅行商品造成販売の金額			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績値	7,293 (千円)	7,678 (千円)	9,956 (千円)
	目標値	5,196 (千円)	7,293 (千円)	7,678 (千円)
達成度	140%	105%	130%	

イ 事業等の概要

「うまし奈良めぐり推進事業」は、県の観光オフシーズンを中心に、年間を通じて県内の社寺などの観光資源を活用したイベントを開催し、旅行事業者への販売や幅広い媒体による広報宣伝を通じて誘客を促進することを目的とする事業である。

奈良ならではの高付加価値コンテンツを造成し、旅行会社に商品企画を提供することで、全国からの来訪者・宿泊者の増加を図るとともに、海外の富裕層を含むインバウンド誘客も推進している。また、企画造成を通じて地域資源の活用と地域事業者との関係構築を目指している。

本事業は平成24年度に開始され、うまし奈良めぐり実行委員会（事務局：奈良県ビジターズビューロー）が主体となり実施している。県は事業実施に係る経費について負担金を交付しており、令和4年度は23,304千円、令和5年度は11,562千円、令和6年度は11,664千円を支出している。負担金の対象となる事業は以下のとおりである。

- ・ 県内観光資源を活用した旅行商品造成事業
- ・ 旅行代行業者向けの販売促進事業
- ・ 旅行商品の広報宣伝事業
- ・ 観光コンテンツの実施・運営事業

一方、旅行商品の販売収入は令和4年度7,293千円、令和5年度7,678千円、令和6年度9,956千円であり、事業全体の経費を賄う水準には至っていないため、県としては利益を目的とした事業ではなく、観光振興を目的としている。

【令和6年度のうまし奈良めぐり推進事業「令和6年度収支精算書」】

単位：円

1 収入の部

区 分	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	差引額	備 考
奈良県負担金（A）	11,664,000	11,664,000	0	※前年度同額
商品造成販売代金 （預かり金）	12,800,000	9,956,376	2,843,624	販売単価×最小催行人 数×企画数
利息収入（B）	0	4,953	▲4,953	利息
合計	24,464,000	21,625,329	2,838,671	

2 支出の部

■ 広報プロモーション・イベント運営事業（県負担金充当）

区 分	令和 6 年度 予算額	令和 6 年度 決算額	差引額	備 考
県内観光資源を活用した旅行商品造成事業	1,530,155	1,527,073	3,082	商品造成等事務局運営費
旅行代行事業者向けの販売促進事業	2,600,000	2,607,980	▲7,980	営業活動費、オーバーリズム対策
旅行商品の広報宣伝事業	1,296,900	1,296,900	0	イベントパンフレット・HP 管理運営等広報宣伝用素材作成費
観光コンテンツの実施・運営事業	6,236,945	6,237,000	▲55	現地催事受付、案内業務等経費
小計（C）	11,664,000	11,668,953	▲4,953	

■ 旅行商品造成・販売事業（自主事業・県負担金充当外）

区 分	令和 6 年度 予算額	令和 6 年度 決算額	差引額	備 考
商品仕入代金	9,032,500	6,431,970	2,600,530	仕入代金
旅行会社販売手数料	3,767,500	3,524,406	243,094	販売手数料
小計	12,800,000	9,956,376	2,843,624	

実績報告額 (C)－(B)＝(D)		11,664,000		
負担金返還 (A)－(D)		0		

事業費合計	24,464,000	21,625,329		
-------	------------	------------	--	--

出典：うまし奈良めぐり推進事業「令和 6 年度収支精算書」

事業期間中には、社寺の特別拝観や僧侶・神職による案内、伝統行事体験、グルメ企画など、奈良ならではの体験型コンテンツを造成し、観光事業者との連携を進めてきた。県としては一定の成果を認めており、令和 7 年度に事業を終了する予定である。

ウ 結果及び意見

【意見 6】

うまし奈良めぐり推進事業について、一定の成果をあげたとして令和7年度の事業終了を予定しているが、事業目的が達成されたかの十分な分析が実施されているとは言い難い。事業の終了の検討にあたっては、中長期的な視点からの成果分析を実施し、今後の政策に反映させることが望ましい。

本事業は、一定の成果をあげたと所管課では判断し、令和7年度での事業終了を予定している。一定の成果をあげたと判断した根拠について、所管課では、本事業の実行委員会事務局での商品造成販売代金が令和6年度に9,956千円（平成25年度比175%）となっていること並びにコロナ禍前（令和元年度9,262千円が最高額）を上回っていることをあげている。しかし、商品造成販売代金の推移だけに着目すると、コロナ禍前の令和元年度でも一定の成果をあげていたのではないかとも考えられ（令和元年度の商品造成販売代金は平成25年度比で既に162%に達している）、事業目的が達成されたか否かの十分な分析が実施されているとは言い難い。

本事業は、地域の観光資源を活用したコンテンツ造成を通じて、観光事業者との連携促進をはかり、県への来訪者・宿泊者の増加を図ることが目的である。そうであるならば、新たな地域資源が活用されたか、地域住民や事業者が連携して主体的にコンテンツを造成できる体制が整ったのか、中長期的な視点からの成果分析が重要である。本事業は一過性の誘客にとどまらず、地域との継続的な関係構築とそれに伴う誘客の増加を志向するものであることから、事業終了後においても、中長期的な視点に基づいた成果の検証を行い、その結果を観光戦略に継承することが適当である。

⑥ まほろばキッチン内観光案内所運営事業

ア 事業の概要

No.	6																		
事業名称	まほろばキッチン内観光案内所運営事業																		
所管部課名	産業部観光局 観光戦略課																		
事業の目的	中南部・東部地域への観光客の増加及び観光客の満足度向上																		
事業の概要	観光案内等運営、案内所維持管理																		
事業開始年度	令和3年度	事業終了年度	令和6年度																
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—																		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：株式会社 K ）																		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	観光案内スタッフの配置・労務管理、観光案内、観光情報の収集・備蓄・発信、観光パンフレット等の設置・補充、設置機器・備品等の管理等																		
関係団体・関係機関																			
財源	特定財源：国 ー％ 県債 ー％ その他 ー％ 一般財源：100%																		
予算額・決算額	予算額		決算額																
	金額（千円）		金額（千円）																
	令和4年度	10,420	10,420																
	令和5年度	10,420	10,420																
令和6年度	11,231	11,220																	
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 案内所利用者の増加</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>108,624人</td> <td>104,634人</td> <td>101,003人</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>53,000人</td> <td>53,000人</td> <td>110,000人</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>205%</td> <td>197%</td> <td>92%</td> </tr> </tbody> </table>				令和4年度	令和5年度	令和6年度	実績値	108,624人	104,634人	101,003人	目標値	53,000人	53,000人	110,000人	達成度	205%	197%	92%
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
実績値	108,624人	104,634人	101,003人																
目標値	53,000人	53,000人	110,000人																
達成度	205%	197%	92%																

イ 事業等の概要

本事業は、JA ならけん「まほろばキッチン」内に設置された観光案内所において、中南和・東部地域への観光客を増加させることを目的として実施されたものである。観光案内所にスタッフを配置し、市町村及び市町村の観光案内所等と連携を図り、旬の観光情報やイベント情報を収集・発信することで、周遊観光の促進と多様なニーズに対応できるおもてなし観光案内を行い、観光客の満足度向上に資することを目的としている。

【JA ならけん「まほろばキッチン」外観】



出典：観光戦略課提供資料

その取組の一環として、ICT 機器（BIG PAD 等）を活用した情報提供やパンフレットの設置・補充、対面による案内を実施してきたものの、利用実態としてはパンフレットの持ち帰りが中心で、対面案内の利用者は限られていた。令和 6 年度の来所者数は 101,003 名で、そのうち対面案内利用者は 7,271 名にとどまっている。令和 5 年度は来所者数 104,634 名、対面案内利用者 7,435 名、令和 4 年度は来所者数 108,624 名、対面案内利用者 7,323 名であり、いずれも対面案内の利用割合は低い状況であった。このため、令和 6 年度をもって事業を終了し、今後は人員を配置せず、チラシのみを設置する方針とされた。

本事業は、公募型プロポーザル方式による長期継続契約で受託者を決定しており、令和 3 年度から株式会社 K が受託している。県の支出額は、令和 3 年度 10,800 千円、令和 4 年度 10,420 千円、令和 5 年度 10,420 千円、令和 6 年度 11,220 千円である。委託料の内訳のうち多くは人件費であり、令和 6 年度の実績では 8,496 千円（常勤スタッフ：198 千円×3 名×12 か月＝7,128 千円、非常勤スタッフ：114 千円×1 名×12 か月＝1,368 千円）となっている。

委託内容は以下のとおりである。

- ・ 観光案内スタッフの配置・労務管理
- ・ 観光案内
- ・ 旬の観光情報・イベント情報等の収集・蓄積・発信
- ・ 旬の観光パンフレット等の収集・設置・補充
- ・ 観光案内所利用促進に係る取組
- ・ 設置機器、備品等の管理
- ・ 案内状況等に関する記録・報告
- ・ 施設管理

ウ 結果及び意見

【意見 7】

令和7年度から、まほろばキッチン内観光案内所を無人化しているが、これまでの有人案内所での運営成果を整理し、観光施策への活用に向けた分析を行うことが望まれる。

県は、令和6年度に県営の観光案内所の今後の方針を検討し、言語的な制約から対面でコミュニケーションを取る必要のある、インバウンド観光客の利用が見込まれる拠点に整理・集約することとなった。

【県営の観光案内所の今後の運営方針】

JAならけんまほろばキッチン内観光案内所	インバウンドの利用実績がほぼ皆無であり、立地的に今後利用が増加する見込みもないと考えられるため、費用対効果の観点から、今後は、観光パンフレット等のみを設置することとし、人による対面の観光案内は廃止することとする。
奈良県外国人観光客交流館	国際的な観光都市として、JNTO カテゴリー3 認定の観光案内所を引き続き設置することは一定の意義があると考えられ、また、これまでの利用実績からも引き続きインバウンドの観光案内需要があると見込まれるため、猿沢インの閉館を前提として、観光案内所を奈良公園バスターミナルに移転の上、存続させることとする。
近鉄奈良駅総合観光案内所	近鉄奈良駅直結で、奈良公園周辺エリアに向かう観光客の導線上にあり、これまでの利用実績から今後もインバウンドの観光案内需要が大きいと見込まれるため、引き続き存続させることとする。

法隆寺 i センター	施設としての老朽化が進んでおり、今後、施設改修の費用の増大が見込まれること、また、実態として斑鳩町の観光案内が中心であり、県として引き続き建物を所有する必要性が乏しいことから、建物を斑鳩町に譲渡することとする。
東大寺ミュージアム前	観光客の極めて多い東大寺境内に立地しており、今後もインバウンドを中心に一定の観光案内需要が見込まれるため、引き続き存続させることとする。
夢風ひろば内センター	観光客の極めて多い東大寺門前夢風ひろば内に立地しており、今後もインバウンドを中心に一定の観光案内需要が見込まれるため、引き続き存続させることとする。

この結果、JA ならけんまほろばキッチン内観光案内所はインバウンド観光客の対応実績がほぼ皆無であることを理由に、今後は、観光パンフレット等のみを設置することとし、人による対面の観光案内は廃止することとなった。

しかし、同観光案内所の令和 5 年度の観光案内受付数は令和元年度に比べて 2 倍近くに増加しており、日本人観光客による一定の利用はあったと考えられる。

【JA ならけんまほろばキッチン内観光案内所の観光案内受付数】

令和元年度	令和 5 年度
3,852 人	7,435 人 (+93.0%)

本案内所が位置する中南和地域は、奈良県観光戦略本部において重点エリアとされ、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進の対象地域でもある。このような地域で案内機能を縮小することは、観光客への情報提供や地域資源の魅力発信の機会を減少させる可能性があるため、今後の方針の策定にあたっては、インバウンド観光客の有無に着目するだけでなく、様々な観点から慎重な検討が求められるのではないかと考えられる。

事業終了後は、これまでの成果を整理し、観光施策への活用に向けた分析を行うことが望ましい。また、案内所の常設にこだわらず、ICT を活用した情報提供（例：BIG PAD のコンテンツ拡充、QR コード連携、音声ガイド機能）や、繁忙期・イベント時のみ観光ボランティアを活用するなど、柔軟な方法を検討することが適当である。これにより、費用を抑えつつ観光客の多様なニーズに対応し、地域との連携を維持・強化することが期待される。

【「まほろばキッチン」内観光案内所に設置された BIG PAD】



出典：シャープ株式会社 タッチディスプレイ「BIG PAD」導入事例
(https://jp.sharp/business/case/bigpad/pdf/display_detail_102.pdf)

(2) 観光力創造課

① 奈良県観光キャンペーン事業

ア 事業の概要

No.	8		
事業名称	奈良県観光キャンペーン事業（物件費）		
所管部課名	産業部観光局 観光力創造課		
事業の目的	奈良県の歴史・文化・食等の魅力を活用し、JR等の公共交通事業者と連携のうえ、積極的な広報展開を実施し、県への誘客を図る。		
事業の概要	JR・近鉄等鉄道事業者と連携した広報展開をはじめ、奈良県観光総合戦略に基づき、首都圏を中心とした全国からの誘客を図る。		
事業開始年度	平成26年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：株式会社J）		
外部委託（業務委託・指定管理等） の内容	・鉄道事業者等への委託による、広報・宣伝・プロモーションの展開・調整など		
関係団体・関係機関	鉄道事業者（JR西日本、JR東海、近畿日本鉄道）など		
財源	特定財源：国 5~7% 県債—% その他—% 一般財源：93~95%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
	令和4年度	182,500	175,309
	令和5年度	183,000	171,664
	令和6年度	160,100	138,709
効果検証の実施状況	<p>奈良観光キャンペーン事業</p> <p>I 鉄道連携-SNSプロモーション-</p> <p>目標値：表示回数 100,000回 実績：表示回数 199,968回</p> <p>II 祈りの回廊-スマホで巡礼-</p> <p>目標値：23万部配架 実績：23万部配架完了</p> <p>III 食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務</p> <p>目標値：HPアクセス数 100,000PV以上</p>		

	<p>実績：HP アクセス数 111,902PV</p> <p>IV 「オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業」にかかる宿泊誘致 PR・おもてなし対応業務委託 目標値：試合結果、部員数の影響により増減が激しいため目標値を定めていない。 実績：宿泊日数 78 日 延べ宿泊人数 3,764 人</p> <p>V 穴水町 長谷部まつり 目標値：災害復興目的のため目標値は定めていない。 実績：災害復興目的のため実績値は算定しない。</p> <p>VI 国宝スタンプラリー 目標値：アクセス数：5,000 人 実績値：6,432 人</p> <p>VII 世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務</p>
--	---

イ 概要

奈良観光キャンペーン事業では、県内への誘客を図るために、主に次の 7 つの業務を展開している。

	事業名	支出額（千円）
I	鉄道連携-SNS プロモーション-	84,877
II	祈りの回廊-スマホで巡礼-	13,295
III	食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務	16,170
IV	「オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業」にかかる宿泊誘致 PR・おもてなし対応業務	999
V	第 62 回長谷部まつり代替イベント「復興団結~希望の灯り」出展業務	667
VI	～日本のこころ再発見～奈良の国宝めぐり デジタルスタンプラリー2025	9,000
VII	世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務	9,000

I 鉄道連携-SNS プロモーション

本業務の目的は、JR 東海や JR 西日本等と連携をし、東海道・山陽道沿線を中心とした誘客促進プロモーションを展開するとともに、メディア・SNS 等の広報素材を有効に活用することにより、県全体の誘客促進キャンペーンを展開し、全国から誘客を図ることである。

実施期間：	令和 6 年 4 月 23 日から令和 7 年 3 月 31 日
実施金額：	84,877 千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ JR 東海・JR 西日本その他沿線広報・宣伝業務
- ・ JR 西日本と連携した広報実施業務
- ・ JR 東海キャンペーン連携広報実施業務
- ・ 世界遺産を初めとする県内観光資源を活用した周遊促進プロモーションの展開
- ・ JR 東海・JR 西日本・近鉄その他連携事業者との調整業務
- ・ 次年度の事業継続実施に向けて準備業務
- ・ 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務
- ・ その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

【本事業で展開した東京駅八重洲口のデジタルサイネージでの広報・宣伝業務】



出典：令和 6 年度奈良県観光キャンペーン事業（鉄道事業者連携）業務報告書

II 祈りの回廊-スマホで巡礼-

本業務の目的は、奈良大和路の社寺を中心とした奥深い魅力に触れ、広く奈良のすばらしさに対する認識を深めることを目的とした、社寺との連携事業「祈りの回廊」の一環として、秘宝・秘仏特別開帳を中心とした社寺の魅力に特化した情報発信を行うことで、県への誘客及び県内での周遊・滞在を促進することである。

実施期間： 令和 6 年 6 月 7 日から令和 7 年 3 月 24 日

実施金額： 13,295 千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 秘宝・秘仏特別開帳をはじめとする社寺の魅力を活用した県への誘客や県内での周遊・滞在を促す企画の立案
- ・ 「祈りの回廊」パンフレットの企画、作成、配送
- ・ 「祈りの回廊」ポスターの企画、作成配送
- ・ デジタルデータの作成
- ・ 誘客効果測定

【祈りの回廊（パンフレット） 秋冬版、春夏版】



出典：祈りの回廊パンフレット等作成業務実績報告書

Ⅲ 食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務

”日本のはじまりの地・奈良”は日本の食文化の礎を築いた地でもある。豊かな歴史文化に育まれた本県の食・食文化を活用し、奈良ならではの食にまつわるコンテンツ、ストーリーの発掘、それらの効果的な情報発信を行うことで、県のガストロノミーツーリズムの認知度向上・ブランディングにつなげることを本業務は目的としている。また、奈良の食を楽しむこと、食文化を体験することを動機として、奈良県が旅行先・宿泊先として選ばれることで、県内宿泊施設における宿泊実績、県内観光消費額が増加することを目的とする。

実施期間： 令和6年6月12日から令和7年3月24日

実施金額： 16,170千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 奈良ならではの食・食文化体験ができる「宿泊プラン」及び「体験付き宿泊プラン」の造成
- ・ 飲食・宿泊等の予約サイトを活用した、特設ページの作成
- ・ 奈良のガストロノミーストーリー、コンテンツのプロモーション
- ・ その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

【本業務で設置した特設ページの事例】



出典：令和6年度食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション実施報告書

IV 「オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業」にかかる宿泊誘致 PR・おもてなし対応業務

本業務の目的は、第104回全国ラグビーフットボール大会出場校の県内への宿泊誘致を促進するため、広報活動を実施し、オフシーズンにおける宿泊増加を図ることである。また、立て看板等を活用した宿泊校に対する歓迎気運醸成や、記念品贈呈等のおもてなし活動等に取り組むことで、大会出場校から宿泊地として今後も継続選択される県を目指している。

実施期間： 令和6年8月27日から令和7年3月21日

実施金額： 999千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 宿泊誘致のための広報ツール制作・送付等
- ・ 記念品の手配・保管・贈呈
- ・ 奈良市内練習場確保のためのグラウンド借上げ手配及び支払
- ・ 宿泊誘致実績の確認・誘致実績資料作成
- ・ 宿泊校へのアンケート調査・回答集計等・アンケートフィードバック
- ・ 出場校の宿泊先（最終確定時点）についての情報共有
- ・ 業務実施に必要な打合せ及び記録簿の作成
- ・ 「業務完了報告書」の作成及び提出
- ・ 上記に付随する業務

V 第62回長谷部まつり代替イベント「復興団結～希望の灯り」出展業務

本業務の目的は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、穴水町復興への新たな一歩となるべく被災した商店街で賑わいの創出をはかるため、開催されるイベント「第62回長谷部まつり代替イベント「復興団結～希望の灯り」」出展業務に観光ブースを出展することにより、県の魅力を発信し、県への観客を促進することである。

実施期間： 令和6年7月11日から令和6年8月16日

実施金額： 667千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 奈良県観光PRブースの出展にかかる企画運営
- ・ 県職員のレンタカーの手配
- ・ 実績報告等
- ・ その他協議事項

VI ～日本のこころ再発見～奈良の国宝めぐり デジタルスタンプラリー2025

本業務の目的は、万博の開催を契機として奈良が誇る世界遺産などの歴史文化遺産の魅力を活用した主に県中南和エリアを周遊する企画を実施することで、県内での宿泊滞在と併せた県内周遊の促進と中南和エリアの観光振興を図ることである。特に、万博を契機に関西エリアに注目が集まる機会であることを踏まえ、これまでに歴史・文化に関心が低かった層（若年層・親子連れ層など）の興味・関心を惹起し、新たな誘客促進に取り組むことを目的とする。その中で、JR西日本が運営する「WESTER アプリ」を活用したスタンプラリーを共同で実施することとなった。

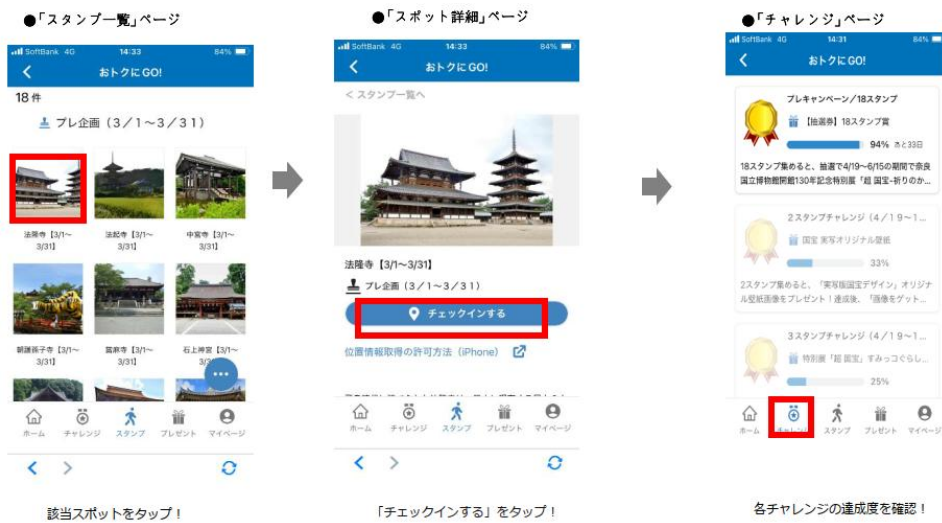
実施期間： 令和7年1月8日から令和7年3月31日

実施金額： 9,000千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 歴史文化遺産の解説冊子の作成
- ・ WESTER アプリでのスタンプラリーの実施
- ・ その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

【スタンプラリーの参加方法及びスタンプ押印方法】



出典：歴史文化遺産を活用した県内宿泊・周遊促進事業実績報告書

Ⅶ 世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務

本業務の目的は、「地域課題に関する共有理解のもと、相互に連携・協力し、地域活性化および持続可能なまちづくりを実現すること、並びに観光振興を促進すること」を目的に近鉄グループホールディングスと締結した「包括連携に関する協定」に基づき、近鉄グループホールディングス各社と協働して近畿日本鉄道沿線の観光振興や誘客促進、観光消費の拡大に向けた情報発信に関する取組を実施することで、本県への来訪・周遊・滞在の促進を目指すことである。

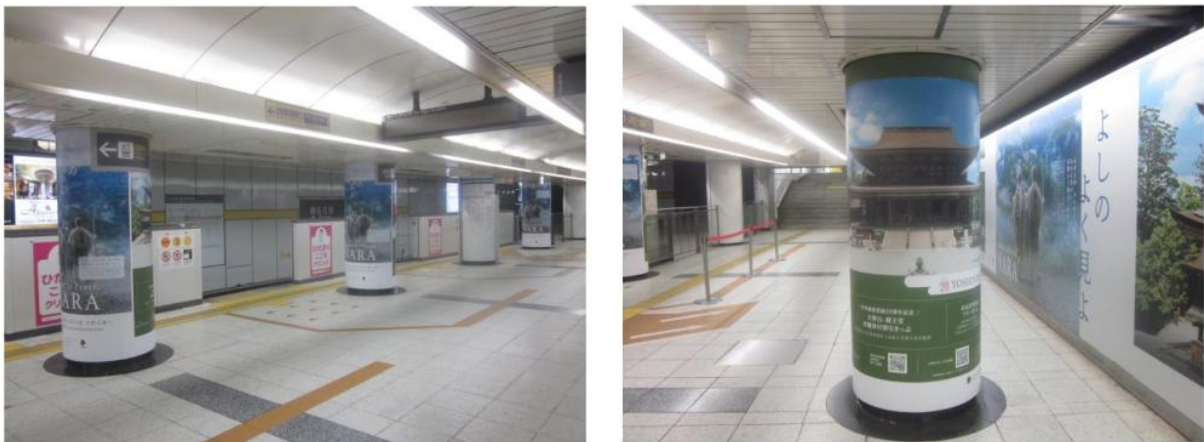
実施期間： 令和 6 年 7 月 9 日から令和 7 年 2 月 28 日

実施金額： 9,000 千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 世界遺産等の観光資源を活用した誘客プロモーション
- ・ SNS を活用した認知度向上、誘客プロモーション
- ・ 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務
- ・ その他、本業務を推進するに当たって必要な業務

【名古屋市営地下鉄名古屋駅のモニターでのプロモーション例】



出典：世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務実施報告書

ウ 結果又は意見

【結果 2】

委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。

委託業者から提出された実績報告について、支出根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、支出実績が委託費額を下回った場合は委託費額を支出実績まで引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要であるため、領収書や請求書等の支出根拠資料を確認することが求められる。

【根拠資料を確認していなかった事例】

契約	備考
「祈りの回廊」パンフレット等作成業務	例えば、支出実績に記載された地図購入費用（100千円）等の実支出額について、契約締結時に委託業者から提出された見積額と同額となっているが確認していない。
食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務	例えば、飲食・宿泊等の予約サイトを活用した特設ページの作成に関する取材・製作費について、見積書が諸経費を含めて450千円であるのに対し、支出実績では明細がなく同額の450千円と報告されているが確認していない。
「オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業」にかかる宿泊誘致PR・おもてなし対応業務	例えば、支出実績に記載の諸経費（200千円）について、明細が示されておらず確認していない。

【意見 8】

委託業務の成果が契約時の想定より減少しているにもかかわらず、値引き額の調整により、委託費額の変更は不要と判断している事例があった。成果が想定より減少している以上、委託費額は減少することが経済合理的である。

「オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業」にかかる宿泊誘致PR・おもてなしの対応委託業務について、契約時に委託業者が提出した見積書を基に契約を締結した。

総額 : 1,027,799 円
 調整値引き : ▲28,799 円
 契約額 : 999,000 円

当該業務は、第 104 回全国高等学校ラグビーフットボール大会の出場校の県内宿泊を誘致するもので、見積時には 14 校の県内宿泊を想定していたものの、結果的には 13 校が県内宿泊となったため、委託業者は実績報告で以下の通り報告をした。調整値引きが 28,799 円から 11,700 円と減額されることで、精算額は契約額と同額となっている。

総額	:	1,027,799 円
歓迎の立て看板費用 (1 校減額)	:	▲16,500 円
練習場借り上げ費用 (1 校減額)	:	▲599 円
調整値引き	:	▲11,700 円
精算額	:	999,000 円

しかし、14 校を前提として委託費 999,000 円の委託契約を締結し、実績が 13 校であったにもかかわらず支払額が変わらないというのは、経済合理性の観点から不合理である。また、諸経費 220,000 円についても、1 校減少分が減額されていない。金額的には少額の委託費であるが、慎重な判断が望まれる。

【意見 9】

「鉄道連携-SNS プロモーション業務」は、全国から誘客を図ることを目的としているが、実際の実施事業は認知度向上を目指した取組が主となっている。今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

「鉄道連携-SNS プロモーション業務」は、県全体の誘客促進キャンペーンを展開し、全国から誘客を図ることを目的としている。しかし、実際に実施している事業は、メディア・SNS 等の広報素材を有効に活用した取組やデジタルサイネージの広告業務等の各種プロモーション業務であり、認知度向上を目指した取組が主となっている。誘客数の増加のために、まずは認知度向上を目指す取組を進めるという所管課の方針は理解できるものの、事業の最終目的は誘客を図ることである以上、今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

【意見 10】

「食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務」(県内の宿泊プランの造成等を行う業務)において、予約者数や宿泊者数を事業開始時点で目標値として設定していない。想定される効果を事業開始時点で設定して事業実施の可否を検証するとともに、事業開始後は、想定した効果が発現しているかという観点で効果検証を実施することが望まれる。

「食の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション業務」（県内の宿泊プランの造成等を行う業務）において、予約者数や宿泊者数を事業開始時点で目標値として設定していない。所管課では、事業の進行に合わせて必要なデータを把握し収集して事業効果を検証しているとのことであるが、本来は、事業開始時点で観光消費額の増加額等の想定される効果と事業費を比較して事業の実施の可否を検討する必要がある。そして、事業開始後は、当初の想定通りに効果が出ているかを検証し、事業開始後は、想定した効果が発現しているかという観点で効果検証を実施することが望まれる。

【意見 11】

「～日本のこころ再発見～奈良の国宝めぐり デジタルスタンプラリー2025」事業について、所管課では、目標値をアクセス数（アプリの利用登録をした人員数）としているが、誘客を目的とした事業である以上、県内を訪れた人員数（実際に現地でスタンプを押印した人員数等）を目標値として設定することが望ましい。

「～日本のこころ再発見～奈良の国宝めぐり デジタルスタンプラリー2025」事業は、「WESTER アプリ」を活用して新たな誘客促進に取り組むことを目的としたスタンプラリー事業であり、参加者はアプリで利用登録後、県内に設定されたスポットをめぐり、位置情報を取得してスタンプを押す仕組みとなっている。所管課では、アクセス数（アプリで利用登録をした人員数）を目標値として設定しているが、誘客を目的とする事業である以上、アプリで利用登録するだけでは誘客につながったのかが不明瞭であり、県内を訪れた人員数（実際に現地でスタンプを押印した人員数等）を目標値として設定することが望ましい。

【意見 12】

「世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務」は、県への来訪・周遊・滞在の促進を目指すことを目的として様々な事業を実施しているが、実際は認知度向上を目指した取組が主となっている。今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

「世界遺産登録周年記念等を契機とした誘客プロモーション業務」は、県への来訪・周遊・滞在の促進を目指すことを目的として実施している。しかし、実際には、SNS を活用したプロモーション等を実施しており、認知度向上を目指した取組が主となっている。誘客数の増加のために、まずは認知度向上を目指す取組を進めるといふ所管課の方針は理解できるものの、事業の最終目的は誘客を図ることである以上、今後の事業展開を検討するにあたり、現在の認知度向上の取組と最終的な誘客の関係性を整理することが望まれる。

② 観光地域づくり推進事業

ア 事業の概要

No.	9		
事業名称	観光地域づくり推進事業		
所管部課名	産業部観光局 観光力創造課		
事業の目的	県内複数の観光地域において、観光によって地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域の「課題」を解決していくことを目的とし、地域観光における現状・課題・強み等の把握及び観光地としての磨き上げ等を行う。		
事業の概要	I 地域との連携による観光地域づくり II SLOW&LOOP プロジェクトの実施 III UN Tourism（国連世界観光機関）と連携した観光地域づくりの実施		
事業開始年度	令和6年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託（委託先：株式会社 C、株式会社 J、一般財団法人 A 等）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	I 観光地域づくり推進に関する調査・コンサルタント業務 II 観光地域づくりコーディネーター業務等 III 鉄道を活用した観光地域づくり推進業務 IV UN Tourism と連携した地域支援事業		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国 50%（UN Tourism と連携した地域支援事業 3,250 千円） その他一般財源：50%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
	令和4年度	—	—
	令和5年度	—	—
	令和6年度	131,500	97,222
効果検証の実施状況	I 観光地域づくり推進に関する調査・コンサルタント業務 目標：令和12年の県内観光消費額 4,200 億円 実績：令和6年度の県内観光消費額 1,320 億円 II 観光地域づくりコーディネーター業務 目標：令和12年の県内観光消費額 4,200 億円		

	<p>実績：令和 6 年度の県内観光消費額 1,320 億円</p> <p>Ⅲ 鉄道を活用した観光地域づくり推進業務 目標：なし（委託先の事業として実施をしているため） 表示回数や完全視聴数の情報を参考に入手している。</p> <p>Ⅳ UN Tourism 目標：説明会参加者 30 名 実績：説明会参加者 32 名 また、事業内容の満足度に関してアンケートを実施。</p>
--	---

イ 概要

観光地域づくり推進事業は、地域観光における現状・課題・強み等の把握及び観光地としての磨き上げ等を行うことを目的に、主に次の 4 つの業務を展開している。

I 観光地域づくり推進に関する調査・コンサルタント業務

本業務は、県内複数の観光地域において、観光によって地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域の「課題」を解決していくことを目的とする。このため、デジタル技術を活用した地域の魅力向上、来訪者の快適性向上、これらの効果的なプロモーション展開を通じて、あらゆる観光データを活用した効果的な観光地域づくりを推進するため、地域観光における現状・課題・強み等の把握及び観光地として磨き上げ等に必要な観光データの収集・分析・可視化を行う。

実施期間：	令和 6 年 6 月 21 日から令和 7 年 3 月 28 日
実施金額：	47,980 千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 観光地域づくり推進にかかる調査業務
 平城宮跡周辺エリア（平城宮跡・西の京周辺）、中部エリア（斑鳩周辺、山の辺の道周辺、飛鳥・藤原京跡周辺）の 3 エリアについて、統計データやオープンデータを基に観光データを収集・分析・可視化し、現状把握・分析を実施している。これらの情報から、委託業者が各観光地域の KGI・KPI 案を提示している。
- ・ 奈良県観光戦略本部会議及び部会の運営にかかる業務

II 観光地域づくりコーディネーター業務

本業務の目的は、県内複数の観光地域において、観光によって地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域の「課題」を解決していくことを目的とする。このため、地域観光キーパーソンとなりえる観光ステークホルダーと連携しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するために、県職員と共に各観光地域に入り込み、地域観光ステークホルダーと共に観光地としての磨き上げを行う。

実施期間：	令和6年6月14日から令和7年3月28日
実施金額：	18,997千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 観光地域づくりコーディネーターの選定及びコーディネーター活動
- ・ 観光地域づくりプロジェクトチームへの参画、運営支援
- ・ 観光地域づくりに関する有識者・アドバイザーの選定・派遣
- ・ 観光地域カルテの作成
- ・ ターゲットに特化した試行的プロモーションの実施

本業務で作成した奈良県観光地域カルテは、観光に関する市場動向調査や、スマートフォン標準アプリから得られる位置情報ビッグデータにより推計した人流データ、クレジットカードの消費データを基にした属性分析がまとめられている。また、観光地域づくりコーディネーターの活動として、観光地域づくりキーパーソンを選定し、60年以上の歴史を持つ地域総合情報月刊誌「月刊奈良」への掲載も実施している。

【「月刊奈良」への観光地域づくりキーパーソンの掲載例】



出典：「月刊奈良」（2024年12月号）「奈良の観光地域づくりについて」媒体・WEB掲載実施報告書

Ⅲ 鉄道を活用した観光地域づくり推進業務

本業務は、JR 万葉まほろば線・和歌山線・大和路線で構成されるループ構造を活用することで、本県北部エリアから中部エリアへの誘客、周遊を促すとともに、中部エリアにおける産官学地域一体となった観光地域づくりを加速させることを目的とする。

特に令和 6 年度は、JR 西日本が発行する鉄道周遊パスを活用した周遊キャンペーンを実施し、沿線の事業者による地産地消イベントの実施、本県の強みである歴史文化資源や自然景観、食文化、「清酒発祥の地」等の強みを活かしたコンテンツの造成、関西万博に向け、本県の来訪、周遊、滞在促進を目指す。

実施期間：	令和 6 年 10 月 16 日から令和 7 年 3 月 31 日
実施金額：	14,984 千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 本周遊キャンペーンに係るプロモーション業務
- ・ 駅舎を活用した地産地消イベントの開催支援業務
- ・ 本周遊キャンペーン参加者へのノベルティ作成業務
- ・ 効果測定業務
- ・ 次年度の事業継続実施に向けての準備業務
- ・ 打合せ・協議、事業実施報告書等作成業務
- ・ その他、本業務を推進するに当たって必要な業務

【JR 西日本電车内広告の事例】



出典：鉄道を活用した観光地域づくり推進業務（なら SLOW&LOOP プロジェクト）実施報告書

IV UN Tourism と連携した地域支援事業

本事業の目的は、持続可能な観光に意欲的に取り組む地域を対象とした技術的支援や国際基準等の理解促進を行うことで、地域観光の長期的な持続可能性を確保するとともに、本県の国際ブランド力向上や、回復傾向にある観光需要のさらなる取り組みを図り、ひいては魅力ある観光地にする観光地域づくりの一助とすることを目的とする。その目的達成に向けて、県内各地域の実態に応じた的確な支援を行い、その取組が世界に共通するための担保として、UN Tourism が有する持続可能な観光に関する豊富な情報や、専門的知見・ノウハウ、並びに国際的信頼性の高さを活用するものである。

実施期間：	令和 6 年 8 月 6 日から令和 7 年 3 月 14 日
実施金額：	6,500 千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 意欲的に取り組む地域の特性に応じた技術的支援
- ・ 国際基準等に基づく持続可能な観光の推進に向けた支援
- ・ 業務完了報告書の作成
- ・ 納入成果物について

UN Tourism とは

国連世界観光機関（UN Tourism）は、誰もが参加できる持続可能な責任ある観光の促進を責務とする国連の機関である。観光分野における主導的な国際機関として、UN Tourism は経済成長、包摂的な発展、持続可能な開発の推進力として観光を促進し、世界全体の知見と観光政策の質を向上させるための先頭に立ち、観光部門に対する支援を行っている。UN Tourism では、世界観光倫理憲章の実施を推奨しており、負の影響を最小限に抑えつつ、観光が社会経済に最大限寄与することを目指しており、また、「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成する手段としての観光促進にも取り組んでいる。

ウ 結果又は意見

【結果 3】

委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。

委託業者から提出された実績報告について、支出根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、支出実績が委託費額を下回った場合は委託費

額を支出実績まで引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要であるため、領収書や請求書等の支出根拠資料を確認することが求められる。

【根拠資料を確認していなかった事例】

契約	備考
観光地域づくり推進に関する調査・コンサルタント業務	例えば、支出実績に記載されたデータ購入費（12,000千円）やアドバイザー委託費（3,000千円）等の実支出額が契約締結時に委託業者から提出された見積額と同額となっているが、確認をしていない。

【結果 4】

委託業務の実績報告書の提出日が年月までしか記載していない事例があった。実績報告書の提出日は県の検査の実施期限の起算日となることから、実績報告書の提出日は年月日までの記載を求める必要がある。

委託業者から提出された実績報告書に提出月の記載（2025年3月）しかなく、提出日付が記載されていない事例があった。本事例では、契約書第9条において、県は実績報告書の提出を受けた日から10日以内に検査を完了する必要があると規定されていることから、実績報告書の提出日は非常に重要な意味を持つ。所管課では、電子的に改ざんができない文書管理システムに受領日を登録することで提出日の把握は可能であると判断しているが、受領日の登録作業は所管課で操作が可能であり、提出日より後日に登録することも可能である。そのため、実績報告書の提出日の客観性を担保するためにも、提出日まで記載された実績報告書の提出を求める必要がある。

【結果 5】

委託契約の支出実績について、総額は見積書と同額でありながらも、項目ごとの金額が変動している事例があったが、そのまま完了検査を実施していた。本委託契約は、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されていることから、特に見積額より増額されている項目については、より慎重に支出実績を確認する必要があると考えられる。履行確認を徹底する必要がある。

次の委託業務において、委託業者より事前に提出された見積書と業務終了時に提出された請求書の総額は一致しているものの、一部の項目の金額が変動していた。しかし、所管課ではそのまま完了検査を実施した。本委託契約は、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されていることから、支出実績の確認は非常に重要となる。本事例では、結果的に見

積書と支出実績の総額が一致していたために委託費額の変更は必要なかったが、特に、見積額より支出実績が増額されている項目については、より慎重に支出実績を確認する必要があると考えられる。履行確認時に見積書との整合性の確認を徹底する必要がある。

【観光地域づくりコーディネーター業務の見積書と請求書の変動状況】

単位：千円

項目	見積書	請求書	変動額
観光地域づくりコーディネーターの選定及びコーディネーター活動	7,360	7,560	+200
観光地域カルテ②「地域の将来像（戦略シート）」版企画・編集費	1,100	2,100	+1,000
「奈良の地域観光づくりについて」媒体、WEB掲載	3,000	2,000	▲1,000
地域特化型旅行会社（DMC）と宿泊事業者との情報交換会	2,570	2,370	▲200

【意見 13】

委託業務内で選定する観光ステークホルダーの選定過程が記録として残されていなかった。透明性を確保するためにも、選定過程を議事録等で残すことが望まれる。

観光地域づくりコーディネーター業務では、委託業者が観光地域づくりコーディネーターを選定することとなっている。そして、コーディネーターは、地域の観光ステークホルダーと協力して観光地域作りを行うこととなっており、本業務では約 30 名のステークホルダーが選定された。さらに、委託業者は、地域総合情報月刊誌である『月刊奈良』及び Web メディアである「奈良、旅もくらしも」の中で、選定したステークホルダーを「キーパーソン」として紹介し、インタビュー結果を掲載している。しかし、県とコーディネーターや各地域の関係者との議事録にはステークホルダーの選定過程が記録されていなかった。県の支出による事業である以上、事業の実施には透明性が求められ、さらに、外部に情報を発信するのであれば、人選は慎重に実施することが求められる。したがって、ステークホルダーの選定過程を議事録等で残しておくことが望まれる。

③ Yamanobe Project 推進事業

ア 事業の概要

No.	11		
事業名称	Yamanobe Project 推進事業		
所管部課名	産業部観光局 観光力創造課		
事業の目的	桜井市から天理市に至る山の辺の道を軸とする周辺地域（以下「山の辺」という。）を周遊・滞在型観光地として、広く深く国内外に発信するための基礎を構築し、山の辺に対する認知を高めるとともに、山の辺を訪れる観光客の交通利便性を向上させ、滞在期間の延伸を図ることで、奈良公園周辺に集中しているインバウンド等を誘導することを目的とする。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山の辺をデスティネーションとして広く深く認知させるための国内外に向けたブランディング。 ・ 地域の住民等が山の辺で行っている営みを観光コンテンツとする地域活動参加型ツーリズムの実証実験。 ・ 山の辺の道の沿道付近にある拠点と周辺宿泊施設や鉄道駅等の拠点をつなぐ二次交通の実証実験。 		
事業開始年度	令和 6 年度	事業終了年度	令和 6 年度
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託（委託先：Ⅰ Y 株式会社 Ⅱ 株式会社 C）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	<p>Ⅰ 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周遊・滞在型観光地「山の辺」のエリア設定及びマップ作成 ・ 「山の辺」モニターツアーの実施 ・ 「山の辺」のブランディング及びブランドブック作成 ・ 「山の辺」プロモーションの実施 ・ 地域活動参加型ツアーの実施 <p>Ⅱ 山の辺の道を軸とする周辺地域における二次交通の実証実験業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山の辺」における二次交通の実証実験 ・ 「山の辺」に適した二次交通ビジョンの作成 		
関係団体・関係機関	天理市、桜井市		
財源	特定財源：国 2/3 県債—% その他—% 一般財源：1/3		

予算額・決算額	予算額	決算額
	金額（千円）	金額（千円）
令和4年度	—	—
令和5年度	—	—
令和6年度	60,000	56,275
効果検証の実施状況	目標：訪問者数の前年同月比+20%（令和6年1月→令和7年1月） 実績：訪問者数の前年同月比+18%（令和6年1月→令和7年1月）	

イ 概要

Yamanobe Project 推進事業は、山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務の目的は、桜井市から天理市に至る山の辺の道を軸とする周辺地域を周遊・滞在型観光地として、広く深く国内外に発信するための基礎を構築し、山の辺に対する認知を高めるとともに、山の辺を訪れる観光客の交通利便性を向上させ、滞在期間の延伸を図ることで、奈良公園周辺に集中しているインバウンド等を誘導することを目的とする。本事業で実施する業務は次の2つである。

I 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務

本業務は、山の辺がデスティネーションとして、国内外で広く深く認知されるよう、いつの周遊・滞在観光地とするエリアを設定し、山の辺の歴史や、文化、生活、自然等の魅力と価値を国内外に発信するためにブランディング等を地域と共に行うものである。

実施期間：	令和6年9月17日から令和7年2月28日
実施金額：	45,495千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 周遊・滞在型観光地「山の辺」のエリア設定およびマップ作成
- ・ 「山の辺」モニターツアーの実施
- ・ 「山の辺」のブランディング及びブランドブック作成
- ・ 「山の辺」プロモーションの実施
- ・ 地域活動参加型ツアーの実施

【本業務で実施したモニターツアーの状況】



出典：山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務実施報告書

II 山の辺の道を軸とする周辺地域における二次交通の実証実験業務

本業務は、山の辺を周遊・滞在型観光地域として観光客が訪れやすくなるよう、山の辺の道の遠藤付近にある拠点と周辺宿泊施設や鉄道駅等の拠点をつなぐ二次交通の実証実験を行い、実証実験や先進事例を踏まえた二次交通ビジョンの作成を地域と共に行うものである。

実施期間：	令和6年9月17日から令和7年2月28日
実施金額：	10,780千円

具体的な業務内容は次のとおりである。

- ・ 「山の辺」における二次交通の実証実験
- ・ 「山の辺」に適した二次交通ビジョンの作成

【本業務で実施したバス運行とシェアサイクル】



出典：山の辺の道を軸とする周辺地域における二次交通の実証実験業務実施報告書

ウ 結果又は意見

【結果6】

委託業務の履行確認にあたり、委託業者から提出された実績報告について、根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、業務に要した経費が委託費の契約額を下回る場合は経費額まで委託費を引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要である。支出実績について、その根拠資料を確認する必要がある。

委託業者から提出された実績報告について、支出根拠資料を確認していない事例があった。これらの業務については、支出実績が委託費額を下回った場合は委託費額を支出実績まで引き下げる旨が契約書に規定されており、支出実績の正確性を確認することは非常に重要であるため、領収書や請求書等の支出根拠資料を確認することが求められる。

【根拠資料を確認していなかった事例】

契約	備考
山の辺の道を軸とする 観光地域づくり業務	例えば、支出実績に記載された雑費 77 千円（資料印刷費、消耗品、通信費）等の実支出額が契約締結時に委託業者から提出された見積額と同額となっているが確認していない。
山の辺の道を軸とする 周辺地域における二次 交通の実証実験業務	例えば、支出実績に記載された雑費 69 千円（資料印刷費、消耗品、通信費）等の実支出額が契約締結時に委託業者から提出された見積額と同額となっているが確認していない。

（3）奈良まほろば館

① 奈良まほろば館の概要

奈良まほろば館とは、東京都港区新橋に設置された県のブランドショップである。新橋駅から徒歩3分ほどのオフィスビルに設置されており、1階が Shop、Café & Bar まほら及び観光案内となっており、2階は Restaurant & Bar TOKi、イベントルーム及び移住相談（奈良県事務所）となっている。ショップやレストランは県内の生産者と連携するなどし、奈良ゆかりの品物や料理を取り揃えている。

同館は、東京・日本橋で12年間にわたって奈良の観光情報発信と物産販売をしてきたが、令和3年8月に現在の新橋に移転リニューアルオープンをした。リニューアル後は、奈良の観光情報発信と物産販売に加えてレストランを併設し、奈良の食の魅力も伝える施設として営業を続けている。

【奈良まほろば館内のショップとレストランの外観】



出典：奈良まほろば館パンフレット

② 監査対象事業

No.	12		
事業名称	「奈良まほろば館」管理運営事業B（物件費）		
所管部課名	産業部観光局 観光力創造課		
事業の目的	国内外に強い発信力のある首都圏において、本県の「観光」・「食」・「特産品」などの魅力を発信して、本県の認知度とブランド力の向上を図り、もって、観光誘客の促進、県産品の消費拡大、販路拡大を行う。		
事業の概要	「奈良まほろば館」の建物賃貸借、建物・厨房設備の保守点検を実施。		
事業開始年度	令和3年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：○株式会社、株式会社F）		
外部委託（業務委託・指定管理等） の内容	○株式会社：建物設備（空調、消防設備、害虫防除、監視設備等）の保守点検 株式会社F：厨房設備機器の保守点検		
関係団体・関係機関			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
	令和4年度	148,710	148,228
	令和5年度	148,838	148,837
	令和6年度	148,678	148,678
効果検証の実施状況	「奈良まほろば館」の建物賃貸借、建物・厨房設備の保守点検をする事業であるため、効果検証を実施する事業ではない。		

本事業では、奈良まほろば館の管理・運営のための経費を計上しており、設備保守点検事業、厨房設備保守点検事業、定期賃貸借の経費が発生している。

③ 結果及び意見

【意見 14】

契約書で調査権限が規定されていない委託業務があった。委託業務の適正な遂行を確認するために調査権限は重要であることから、調査権限を規定することが望ましい。

厨房機器保守点検業務委託契約について、県の調査権限が規定されていない。所管課では、設備保守点検という業務の性質から調査権限は不要と判断しているとのことであるが、委託業務が適正に遂行されているかを確認する必要性が生じる可能性も否定できないことから、調査権限を規定することが望ましい。

(4) 奈良公園室

① 奈良公園バスターミナルに関する事業

ア 奈良公園バスターミナルの概要

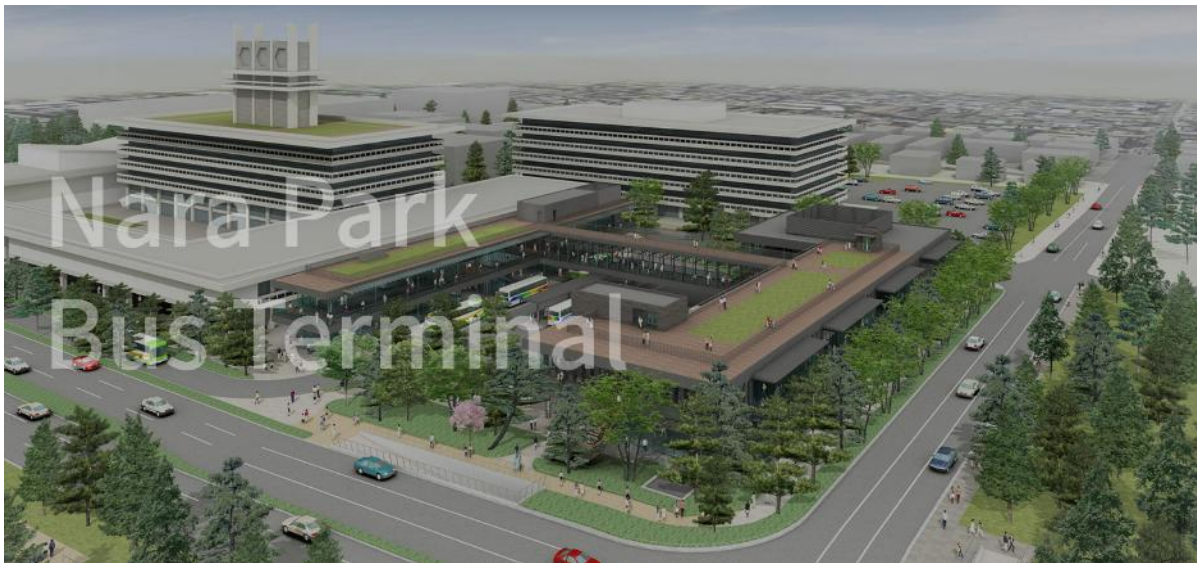
平成 10 年に春日大社・興福寺・東大寺・春日山原始林が世界遺産「古都奈良の文化財」として登録されるなど、奈良公園は我が国を代表する公園として広く親しまれ、世界中から数多くの観光客が訪れている。その一方で、行楽シーズンを中心に観光バスやマイカーが増加し、奈良公園周辺の交通渋滞が問題となってきたため、公園中心部への観光バスの流入を抑制するために、県では県庁舎東側にバスターミナルを整備することとなった。総工費は約 45 億円を投じ、平成 31 年 4 月 13 日にオープンした。また、平城宮跡周辺・JR 奈良駅での「パーク&ライド」や、「ぐるっとバス」の運行により、マイカー流入の抑制を図り、観光客がより快適に周遊できる奈良公園を目指している。

【奈良公園バスターミナルと周辺地図】



出典：Google マップ

【奈良公園バスターミナルの外観】



出典：奈良公園バスターミナルホームページ

奈良公園バスターミナル（以下、「バスターミナル」という。）には大きく2つの役割がある。1つ目は、交通渋滞の緩和のためのターミナル機能である。バスターミナルの整備前、県営の駐車場である大仏殿前駐車場に団体バスが集中しており、大仏殿前駐車場入り口を先頭に奈良公園内道路へ過剰な負荷がかかり、奈良公園の周辺の市街地まで渋滞が影響を及ぼしていた。そのため、奈良公園内道路への団体バス進入を減らし、奈良公園の外側で団体バスの交通処理を行う役割をバスターミナルが担っている。具体的には、バスターミナルでは団体バスの乗降のみを可能とし、乗客を降ろした団体バスは約4キロ西にある奈良めぐり平城宮跡前駐車場に駐機することとなった（運用開始時は高畑駐車場、上三橋駐車場も駐機が可能であったが、令和3年10月以降は現在の運用に改定）。また、バスターミナルで乗降するためには、奈良公園団体バス駐車場予約センター（交通コントロールセンター）が運営する「奈良公園団体バス駐車場予約システム」で事前の予約が必要となっており、利用団体は一定の使用料を支払う必要がある。なお、これらの運営管理業務については、特別会計である「奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計」で運営している。

※奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計

上述のバスターミナルの運営管理事業による使用料の収受のほか、奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場においても団体バスの乗降による使用料を収受しており、バスターミナルと同一の「奈良公園団体バス駐車場予約システム」等を用いて運行管理を実施している。また、県営の高畑自動車駐車場、大仏殿前自動車駐車場、登大路自動車駐車場を運営し、それぞれ使用料を収受している。

本特別会計で実施するバスターミナルの運営管理事業とそれ以外のすべての事業を合算した全体の収支は次のとおりである。

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	200,663	245,719	304,090
歳出	174,014	193,430	272,837
実質収支額	26,649	52,289	31,253

2つ目の役割は、観光情報の提供や快適な休憩スペースの提供である。団体バスの乗降客や奈良公園に訪れる観光客向けに、観光案内業務を実施している。具体的には、インフォメーションカウンターの運営や、296名が収容可能な雛壇状の座席と可動式スクリーンを備えるレクチャーホールを運営している。また、飲食店やカフェが入店しており、休憩スペースも設置されている。

【レクチャーホール】



出典：奈良公園バスターミナルホームページ

イ 監査対象事業

I 奈良公園バスターミナル運営管理事業

No.	13		
事業名称	奈良公園バスターミナル運営管理事業（物件費）		
所管部課名	観光局 奈良公園室		
事業の目的	奈良公園バスターミナルは、平成 31 年 4 月 13 日にオープンした奈良公園観光の入口となるバス乗降場及び観光案内施設である。交通渋滞の軽減を図る観光バスの乗降場を整備し、空車バスは奈良公園とは反対の平城宮跡南側仮設駐車場の駐機場や高畑駐車場へ回送することで、奈良公園中心部への観光バスの流入を抑制し、交通渋滞の軽減を図る。		
事業の概要	奈良公園バスターミナルの交通運営において必要となる下記の業務を行う。交通運営（交通誘導員等）業務委託、予約システム保守管理委託。		
事業開始年度	平成 31 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託（委託先：K 株式会社・K 株式会社特定委託業務共同事業体、K 株式会社）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	交通運営業務・・・交通コントロールセンターの運用業務（県営駐車場の出庫管理・連絡調整、駐車場案内システムの表示操作）、県営駐車場の運営業務、予約コールセンターの運営業務、バスターミナルでの団体バスの誘導業務 予約システム保守管理業務・・・システム保守管理		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 100% 一般財源：—%		
予算額・決算額	予算額		決算額（注）
	金額（千円）		金額（千円）
令和 4 年度	162,613	151,724	
令和 5 年度	168,443	167,694	
令和 6 年度	200,824	200,426	

効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標			
	—			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	—	—	—
目標値	—	—	—	
達成度	—	—	—	

(注)「奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計」の収支のうち、「奈良公園バスターミナル運営管理事業(物件費)」のみの金額を記載しており、「ア 奈良公園バスターミナルの概要」に記載の特別会計の支出とは一致しない。

II 奈良公園バスターミナル施設管理運営事業

No.	14		
事業名称	奈良公園バスターミナル施設管理運営事業(物件費)		
所管部課名	観光局 奈良公園室		
事業の目的	奈良公園観光の入口となるバス乗降場及び観光案内施設として整備した奈良公園バスターミナルにおいて、交通渋滞の軽減を図るとともに、奈良県の観光情報を効果的に発信し奈良公園の観光客の利便に資する。		
事業の概要	奈良公園バスターミナルの維持管理において必要となる下記の業務を行う。施設運営【管理運営、観光案内等】・施設管理【人的警備、清掃等】業務(一体発注)ほか		
事業開始年度	平成31年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	—		
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託(委託先:K株式会社・K株式会社特定委託業務共同事業体 ほか)		
外部委託(業務委託・指定管理等)の内容	施設運営業務…観光案内業務(インフォメーションカウンターの運営、レクチャーホールに係る貸館受付、館内展示の案内)、施設運営業務(施設の運営、備品の整備、ホームページの作成及び管理) 施設管理業務…設備管理業務、建築物環境衛生管理業務、清掃管理業務、植栽管理業務、施設警備業務		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源:国—% 県債—% その他—% 一般財源:—%		

予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額（千円）		金額（千円）	
令和4年度	129,610		118,222	
令和5年度	136,437		121,697	
令和6年度	153,942		120,898	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標			
	—			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	—	—	—
目標値	—	—	—	
達成度	—	—	—	

ウ 結果又は意見

【意見15】

奈良公園バスターミナルの大規模修繕について、一般会計で負担するのか特別会計で負担するのか方針が策定されていない。どちらで負担するのかにより、今後の修繕計画の策定や収支計画に影響するため、負担方針を策定することが望まれる。

上述の通り、県営駐車場と一体運営している運行管理業務（交通コントロールセンターの運用業務等）は奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計で運営しており、観光案内業務等のバスターミナルの施設運営・施設管理業務については一般会計で運営している。

バスターミナルは整備から7年程度と築年数が浅く、大規模修繕の実施は未定ではあるが、今後、大規模修繕を実施する際に、一般会計で負担するのか特別会計で負担するのか、方針が定められていない。一般会計で負担する場合は、一般会計で負担することの理由を明確にした上で、バスターミナル維持による効果と運営コストを勘案して修繕計画を策定していくことが求められるのに対し、特別会計で負担する場合は、修繕計画を収支に織り込んで収支均衡を図る必要がある。したがって、バスターミナルの大規模修繕の負担方針を検討することが望まれる。

（参考）

【交通運營業務】

交通コントロールセンターの運用業務（県営駐車場の出庫管理・連絡調整、駐車場案内システムの表示操作）、県営駐車場の運營業務、予約コールセンターの運營業務、バスターミナルでの団体バスの誘導業務、予約システム保守管理

【施設運営・施設管理業務】

観光案内業務：インフォメーションカウンターの運営、レクチャーホールに係る貸館受付、館内展示の案内

施設運営業務：施設の運営、備品の整備、ホームページの作成及び管理

施設管理業務：設備管理業務、建築物環境衛生管理業務、清掃管理業務、植栽管理業務、施設警備業務

【意見 16】

奈良公園バスターミナルに設置するレクチャーホールの稼働率を成果指標として設定していない。貸館である以上、稼働率を成果指標として設定することが望ましい。

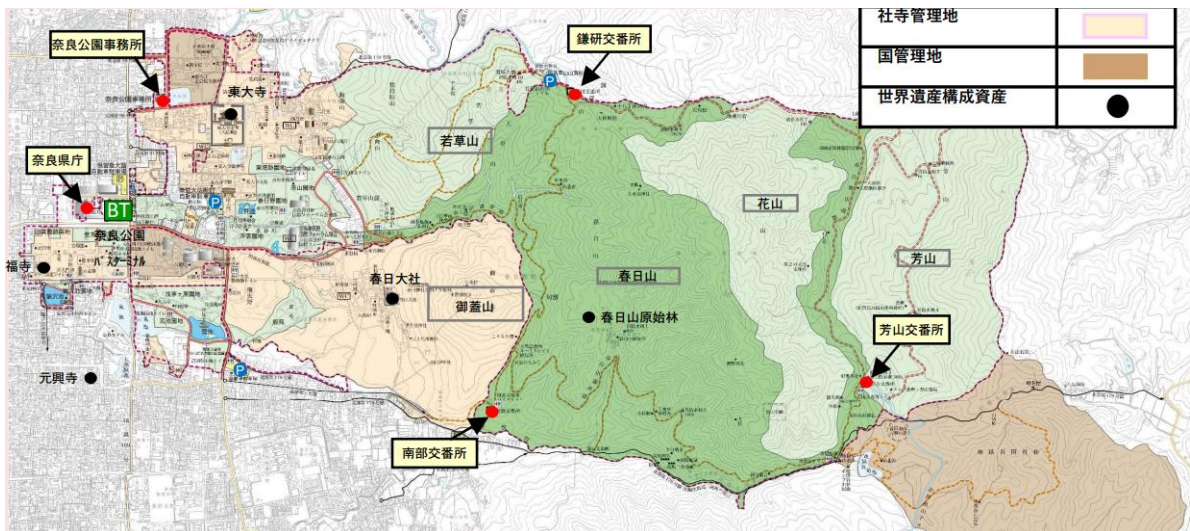
バスターミナル内に設置し運営するレクチャーホール（貸館）について、成果指標として稼働率を設定していない。貸館である以上、少しでも稼働率を高めて県の負担を軽減することが求められることから、稼働率を設定することが望ましい。

（5）奈良公園室 奈良公園事務所

① 奈良公園の概要

奈良公園は、明治13年に奈良市高畑町、春日野町、雑司町、水門町、登大路町等にまたがって設置された公園であり、正式名称を奈良県立都市公園奈良公園という。都市公園面積は511.22ha（令和6年4月1日現在）で、年間1,300万人もの観光客が訪れる。

【奈良公園の全体図】



出典：奈良公園事務所の事業概要

奈良公園事務所は、奈良公園の整備・管理を目的として昭和 53 年に奈良市春日野町に「奈良公園管理事務所」として設置されたが、その後、平成 26 年に県営の平城宮跡歴史公園及び大淵池公園の一部整備・管理機能を加え、新しく「奈良公園事務所」として現在の奈良市芝辻町に移転した。令和 7 年 4 月 1 日現在の人員は、会計年度任用職員を含めて 57 名となっている。奈良公園事務所の主要プロジェクトは次のとおりである。

- ・ 鹿苑のリニューアル（国指定天然記念物奈良のシカを保護・育成するための施設の老朽化への対策）
- ・ 公園内の環境整備（休憩所やサインの更新、トイレの洋式化等）
- ・ 春日山原始林の植生回復（カシ類の保存や植生回復）

また、日常的な管理として、次の業務を実施している。

- ・ 公園施設の保全管理（倒木対策や枯損木の伐倒処理等）
- ・ 樹木（花木）の害虫防除及び育成
- ・ 園内の安全・安心のための活動（園内の巡回、施設点検）
- ・ 公園の美化維持及び向上（草刈り、落葉除去、休憩所の掃除、鹿糞の消臭等）

② 監査対象事業

ア 奈良公園環境改善事業

No.	16			
事業名称	奈良公園環境改善事業			
所管部課名	産業部観光局 奈良公園室 奈良公園事務所			
事業の目的	奈良公園を「世界に誇れる公園」にするため、奈良公園の自然、歴史・文化、公園資源の「維持」、「利活用」を進め、社寺や宿泊事業者など民間と連携することで、観光客や宿泊客の増加が見込まれるため、観光消費額が増加し、地域経済の活性化が図れる。また、あわせて効果的な観光情報発信を行うことで、より一層の活性化を図る。			
事業の概要	奈良公園内の公共トイレ等施設の整備、環境改善			
事業開始年度	—	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	—			
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託 (委託先：株式会社 Y、有限会社 I、株式会社 S など)			
外部委託 (業務委託・指定管理等)の内容	鹿苑堆肥場設置工事、旧山口氏南都別邸庭園植栽環境改善工事、旧山口氏南都別邸庭園樹木剪定工事 など			
関係団体・関係機関	—			
財源	特定財源：国—% 県債 34% その他—% 一般財源：66%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額 (千円)		金額 (千円)	
	令和4年度	70,000	38,316	
	令和5年度	13,0850	65,942	
	令和6年度	177,000	109,607	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標			
	—			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	—	—	—
目標値	—	—	—	
達成度	—	—	—	

イ 奈良公園古都保存事業

No.	17			
事業名称	奈良公園古都保存事業（社会資本）			
所管部課名	産業部観光局 奈良公園室 奈良公園事務所			
事業の目的	今後 50 年、100 年後を見据えた奈良公園の植栽管理のあり方や、特別天然記念物「春日山原始林」の保全に向けて、有識者等の意見を踏まえた計画を策定し、各種事業を展開する。			
事業の概要	春日山原始林の保全や植栽景観の保全			
事業開始年度	—	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	—			
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託（委託先：株式会社 K、N・T 特定建設工事共同企業体、株式会社 N など）			
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	地獄谷石窟仏休憩所改築実施設計業務委託、若草山景観保全工事、浅茅ヶ原園地植栽整備工事 など			
関係団体・関係機関	—			
財源	特定財源：国 48% 県債 27% その他—% 一般財源：25%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額（千円）		金額（千円）	
	令和 4 年度	116,385	95,196	
	令和 5 年度	112,500	101,836	
	令和 6 年度	162,065	95,348	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 —			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
達成度	—	—	—	

ウ 猿沢池周辺地区整備事業

No.	18																		
事業名称	猿沢池周辺地区整備事業																		
所管部課名	産業部観光局 奈良公園室 奈良公園事務所																		
事業の目的	奈良公園を「世界に誇れる公園」にするため、奈良公園の自然、歴史・文化、公園資源の「維持」、「利活用」を進め、社寺や宿泊事業者など民間と連携することで、観光客や宿泊客の増加が見込まれるため、観光消費額が増加し、地域経済の活性化が図れる。また、あわせて効果的な観光情報発信を行うことで、より一層の活性化を図る。																		
事業の概要	猿沢池周辺地区の水質改善、浚渫工事など																		
事業開始年度	—	事業終了年度	—																
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	—																		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(委託先:T株式会社、株式会社Y 等)																		
外部委託(業務委託・指定管理等)の内容	猿沢池周辺地区の水質改善、浚渫工事など																		
関係団体・関係機関	—																		
財源	特定財源：国—% 県債 39% その他—% 一般財源：61%																		
予算額・決算額	予算額		決算額																
	金額(千円)		金額(千円)																
	令和4年度	85,000	63,404																
	令和5年度	98,000	78,201																
	令和6年度	74,000	53,105																
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標</p> <p>—</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				令和4年度	令和5年度	令和6年度	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																
実績値	—	—	—																
目標値	—	—	—																
達成度	—	—	—																

③ 結果及び意見

【結果 7】

引渡書に記載された検査年月日が誤っている事例があった。書類の不備の確認を徹底する必要がある。

委託業者から提出された引渡書に記載の完了検査日が、県の作成した完成検査報告書の日付と異なっている事例があった。完成検査報告書の日付時点において、県の担当者が検査を実施した記録が写真で保管されており、未検査の状態で引き渡されたわけではなく、単なる書類の記載誤りであると考えられるが、支出決議を処理する際には、書類の不備の確認を徹底する必要がある。

項目	内容
契約名	奈良公園吉城園茶室修繕工事（奈良公園環境改善事業）
契約額	2,420 千円
完成検査報告書（県作成）の日付	令和 6 年 11 月 8 日
引渡書（委託業者作成）の日付	令和 6 年 11 月 8 日
引渡書記載の検査年月日	令和 6 年 10 月 31 日

【結果 8】

日付が記載されていない請求書を受領しているケースがあったため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

取引先業者から日付が記載されていない請求書を受領したにもかかわらず、取引先業者に日付の記入を依頼することなく受理するケースが確認された。請求書の日付は、支払遅延防止法に規定する「適法な支払請求を受けた日」や「相手方が請求をした日」の客観性を担保する重要な日付であると考えられ、不備のある請求書を受領していると言わざるを得ない。日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

なお、他の所管課でも同様の事例が検出されており、「2 複数の監査対象部署で共通に検出された事項」の結果 1 を参照されたい。

項目	内容
契約名	奈良公園 クビアカツヤカマキリ被害予防業務委託（奈良公古都保存事業（社会資本））
契約額	11,363 千円
請求額	6,818 千円（前払金 4,545 千円あり）
引渡日	令和 7 年 3 月 25 日
収受印日付	令和 7 年 4 月 11 日

(6) 奈良春日野国際フォーラム

① 奈良春日野国際フォーラムの概要

奈良春日野国際フォーラムは、奈良県奈良市の奈良公園に位置し、貸館等を実施している。奈良県置県 100 年を記念して平成元年に開館した「新公会堂」（現在の本館）と、隣接する「奈良公園シルクロード交流館」を別館として一体化し、平成 27 年 7 月にリニューアルオープンした。このリニューアルに伴い、これまでの奈良県新公会堂から「奈良春日野国際フォーラム 麓～I・RA・KA～」と名称を改めている。

【奈良春日野国際フォーラム本館の外観】



出典：奈良春日野国際フォーラムホームページ

ア 沿革

年月	事項
明治 22 年	奈良倶楽部（旧公会堂 2 号館）建設される
明治 33 年	奈良倶楽部を買収し、公会堂とする
明治 36 年	旧公会堂 1 号館完成。以来、約 80 年間広く県民の会議室、集会所、ホールとして利用される
昭和 56 年 5 月	旧奈良県公会堂が老朽化のため閉館される
平成元年 4 月	奈良県新公会堂開館
平成 27 年 4 月	「奈良春日野国際フォーラム 麓～I・RA・KA～」に名称変更
平成 27 年 7 月	奈良春日野国際フォーラム 麓～I・RA・KA～ 別館開館

イ 施設概要

【本館】

室名	面積 m ²	収容人員（最大）人
能楽ホール（1F）	855.1	500
会議室 1・2（1F）	305.1	170
会議室 3・4（2F）	305.1	50
レセプションホール 1（2F）	508.1	約 500
特別応接室（2F）	33.2	7

室名	面積 m ²	収容人員（最大）人
応接室（1F）	33.2	7
小会議室 1～4（1F 及び 2F）	33.2～38.9	12～16
控室 A・B（2F）	各 17.1	7～9
授乳室	7.84	—
レストラン（1F）	215.2	50
和室 1～6（1F）	97.0	
駐車場（BF）	—	30 台

【別館】

室名	面積 m ²	収容人員（最大）人
会議室 5（2F）	246.6	132
会議室 6（2F）	123.0	54
会議室 5・6（一体利用時）	405.1	204
会議室 7（2F）	69.0	27
会議室 8（2F）	85.5	30
レセプションホール 2（1F）	482.2	250
控室 C（別館）	47.2	10

② 監査対象事業

ア 国際フォーラム管理運営事業B（物件費）

No.	19																		
事業名称	国際フォーラム管理運営事業B（物件費）																		
所管部課名	産業部観光局 奈良春日野国際フォーラム																		
事業の目的	奈良春日野国際フォーラム本館の効率的・効果的な管理運営を行う																		
事業の概要	奈良春日野国際フォーラム本館の管理運営を行う																		
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	—																
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	奈良春日野国際フォーラム条例（昭和 63 年奈良県条例第 11 号） 奈良春日野国際フォーラム事務取扱要領																		
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先： ）																		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	—																		
関係団体・関係機関	—																		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 80% 一般財源：20%																		
予算額・決算額	予算額		決算額																
	金額（千円）		金額（千円）																
	令和 4 年度	85,525	80,844																
	令和 5 年度	58,304	54,116 (本館工事のため 1 年間休館)																
	令和 6 年度	112,931	112,663																
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 運営事業のため効果検証は行っていない。</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																
実績値	—	—	—																
目標値	—	—	—																
達成度	—	—	—																

イ 国際フォーラム管理運営一体化事業（物件費）

No.	20																		
事業名称	国際フォーラム管理運営一体化事業（物件費）																		
所管部課名	産業部観光局 奈良春日野国際フォーラム																		
事業の目的	奈良春日野国際フォーラム別館について、本館と一体的に効率的・効果的な運営を行う																		
事業の概要	奈良春日野国際フォーラム別館の管理運営を行う																		
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	—																
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	奈良春日野国際フォーラム条例 奈良春日野国際フォーラム事務取扱要領																		
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先： ）																		
外部委託（業務委託・指定管理等） の内容	—																		
関係団体・関係機関	—																		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 59% 一般財源：41%																		
予算額・決算額	予算額		決算額																
	金額（千円）		金額（千円）																
	令和 4 年度	21,407	19,803																
	令和 5 年度	18,510	18,202																
	令和 6 年度	23,663	23,390																
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 運営事業のため効果検証は行っていない。</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																
実績値	—	—	—																
目標値	—	—	—																
達成度	—	—	—																

③ 結果及び意見

【意見 17】

奈良春日野国際フォーラムでは、6千万円を超える支出超過が発生している。県の財政負担の水準として適切か、収入と支出の両面から検討することが望まれる。

奈良春日野国際フォーラムは、伝統芸能の振興、国際交流の促進等を図り、県民文化の向上に資するため設置された施設である。当該施設は独立採算を目的とした施設ではなく、一定の財政負担が生じることが前提となっており、令和 6 年度の支出超過は 1 億円となっている。新型コロナウイルス感染症の影響や耐震工事で令和 5 年度に本館を閉館にした影響を受け、令和 6 年度の予約は回復しきらず支出超過が拡大したが、予約が回復した令和 7 年度も 6 千万円を超える支出超過が見込まれている。県の財政負担の水準をどの程度まで許容するのか、収入と支出の両面から検討することが望まれる。収入面についてはどの程度の稼働率を目指すのか、そのための施策の検討や使用料の水準の検討が重要となる。一方、支出面については、調達方法の検討だけでなく、指定管理者制度の導入など、積極的な削減策についても検討されたい。

(参考) 奈良春日野国際フォーラムの収支状況 (単位：千円)

年度	収入	支出	収支
令和 4 年度	44,628	113,886	▲ 69,258
令和 5 年度	17,294	81,073	▲ 63,779
令和 6 年度	43,549	143,860	▲ 100,311

【意見 18】

委託業務において、1 者入札が継続している事例があった。現在の調達方法が最善であるのか、改めて検討することが望ましい。

貸館・受付等業務委託について、1 者入札が継続している。本業務は、窓口業務だけでなく「国際会議」「数百名が参加する学会」「企業のレセプションパーティー」等の企画アドバイスや当日のサポート、また県の歳入となる使用料の徴収事務等様々なスキルが必要な業務であり、対応できる人材の育成に時間を要することが、1 者入札が継続している要因ではないかと所管課では分析している。複数の業務を一括で発注すると対応可能な業者が限られ競争性が失われる反面、管理コストが低減して最も安価に調達できている可能性もある。現在の調達方法が最善であるか、改めて検討することが望ましい。なお、現在は入札の公告時期が 2 月と委託業務開始 (4 月 1 日) の 1 か月前 (開札は 3 月 18 日) となっており、新規業者にとっては準備期間が短い可能性がある。県予算の成立の時期の関係上やむを得ないとも考えられるが、新規業者の準備期間を確保すべく、できる範囲で前倒しでの実施を検討されたい。

項目	内容
契約内容	貸館・受付等業務委託
契約額	25,278 千円

4 産業部

(1) 産業創造課

① 宿泊施設誘致営業力強化事業

ア 事業の概要

No.	26		
事業名称	宿泊施設誘致営業力強化事業（物件費）		
所管部課名	産業部 産業創造課		
事業の目的	観光消費額単価の高い宿泊客を増加させるため、引き続き積極的な宿泊施設誘致活動を展開し、県内の宿泊室数の増加を図る。		
事業の概要	<p>I 「令和7年度 奈良県宿泊施設支援制度ガイド」デザイン委託</p> <p>II 宿泊施設誘致 PR 事業業務委託</p> <p>III 奈良県宿泊施設経営支援アドバイザー派遣業務委託</p>		
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	未定（継続予定）
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：I）H株式会社、II）株式会社O、III）株式会社R）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	<p>I 「令和7年度 奈良県宿泊施設支援制度ガイド」における支援制度等を掲載した下記の冊子の印刷用版下データの作成</p> <p>II i 宿泊施設の立地（投資）意向のある事業者に向けた県の支援制度の広報業務</p> <p>ii 「奈良県宿泊施設立地セミナー2024in 東京」に係る下記業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーに係る調整・運営全般 ・動画制作 ・主催者（知事等）及びゲスト登壇者によるプレゼンテーションの文字おこし ・アンケートの作成・集計 ・セミナーに関する情報発信、広報 <p>III 宿泊施設経営支援アドバイザーの派遣、管理調整業務</p>		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国 11.83% 県債—% その他—% 一般財源：88.17%		

予算額・決算額	予算額	決算額		
	金額（千円）	金額（千円）		
令和4年度	—	—		
令和5年度	10,000	8,920		
令和6年度	21,707	19,843		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 県内宿泊客室数			
	イ.成果指標の目標値と実績値（室）			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	10,232	10,433	未公開
	目標値	令和7年度までに12,000室	令和7年度までに12,000室	令和7年度までに12,000室
達成度	—	—	—	

イ 概要

県では、令和12年までに観光消費額4,200億円、延べ宿泊者数500万人を達成することを目標に掲げている。平成30年には宿泊施設客室数が全国最下位の9,426室であったが、令和5年度には平成30年から1,007室増加の10,433室となり、全国第43位となっている。一方で、観光客数は全国でも上位に位置しており、コロナ前の令和元年時点で観光客数は全国第19位、外国人訪問者数は全国第5位となっている。また、近年インバウンド効果により外国人観光客も増加している。

しかしながら、観光庁の公表したインバウンド消費動向調査の結果によると、訪日客1人当たりの消費額は47都道府県で最低の約9千円となっており、消費単価に占める宿泊費割合も約27%と全国第44位となっている。県を訪れる訪日客自体は多いが、宿泊につながらず、観光消費額の低迷につながっていると考えられる。

このような状況を改善すべく、県では宿泊施設誘致営業力強化事業を実施しており、令和7年度までに県内宿泊客室数を12,000室とすることを目標として掲げている。県内外から宿泊誘致をするために、令和6年には「奈良県宿泊施設立地セミナー2024in 東京」を開催し、知事が県の魅力や観光施策についてプレゼンテーションを実施し、宿泊施設立地に関するPRを行った。また、県内の宿泊施設の経営および高付加価値化の支援を行うことにより、県内既存宿泊施設数の維持及び施設の魅力向上に伴う滞在型観光環境の向上を図ることを目的とし、奈良県宿泊施設経営支援アドバイザー派遣業務も行い、県の宿泊誘致営業力を強化することを本事業の目的としている。

ウ 事業費の主な執行状況

本事業費の主な執行状況は以下のとおりである。

執行内容	金額（千円）
奈良県宿泊施設経営支援アドバイザー派遣業務委託	10,780
宿泊施設誘致 PR 事業業務委託	7,784
「令和7年度 奈良県宿泊施設支援制度ガイド」印刷製本 「令和7年度 奈良県宿泊施設支援制度ガイド」デザイン委託	247

エ 結果及び意見

【意見 19】

宿泊誘致営業力強化事業の成果指標は、奈良観光総合戦略にて公表している「令和7年度までに県内宿泊客室数を12,000室とする」としているが、アドバイザー派遣業務委託や、宿泊施設誘致 PR 事業業務委託などの個別事業の成果指標は定めておらず、これらの個別事業についても成果指標を設定することが望ましい。

宿泊誘致営業力強化事業の成果指標は、奈良観光総合戦略にて公表している「令和7年度までに県内宿泊客室数を12,000室とする」としているが、アドバイザー派遣業務委託や、宿泊施設誘致 PR 事業業務委託などの個別事業の成果指標は定めていない。成果指標を大きな単位に設定すると、個別事業の成果が直接評価できず、効果測定が曖昧になるおそれがある。したがって、個別事業ごとの成果指標を設定することが望まれる。例えば、アドバイザー派遣業務委託については業務内でアンケート形式の満足度調査を実施していることから、当該アンケート結果を成果指標にすることが考えられる。

【意見 20】

予定価格の算定において、事業ごとに業者から入手した参考見積額の平均値を採用している場合もあれば、最も低廉な価格を採用している場合もある。予定価格算定に関する所管課での運用ルールを規定することが望まれる。

業者から入手した参考見積額の平均額を予定価格として採用している事例があった。所管課は、低廉な価格を予定価格として設定すると、見積合わせの実施時に辞退が発生し不調となる可能性があり、執行期間内に確実に対象企業を獲得するために、平均額を予定価格として採用したとのことである。

しかし、見積合わせによる業者選定は、業者によって業務の結果が変わらないことを前提としており、そのため最も低廉な価額を提示した業者を契約者として決定するものである。そのため、他の委託業務では複数者からの見積額のうち、最も低廉な価格を予定価格として採用しているケースが多数となっている。所管課では予定価格の算定方法を定めたルールがなく、各人の判断で予定価格を算出しているが、最適な調達が可能となるよう、所管課での運用ルールを規定することが望まれる。

(2) 産業振興総合センター

① 産業振興総合センターの概要

奈良県産業振興総合センターは、県の産業振興の最前線拠点として、県内企業を支援するために奈良県奈良市に設置されており、県内ものづくり企業を技術面から支援することで、付加価値の獲得、事業化等へつなげることを目的としている。同センターは、大正6年に設置された奈良県工業試験所を起源とし、平成29年には創立100周年を迎えている。

【奈良県産業振興総合センターの外観】



出典：奈良県ホームページ

ア 沿革

年月	事項
大正6年2月	農商務大臣より設置認可
大正6年4月	奈良県工業試験場を設置
大正8年9月	北葛城郡高田町（現大和高田市）に庁舎工事完成、業務を開始
昭和29年10月	奈良工業試験場と高田工業試験場とに分離
昭和35年4月	高田工業試験場を奈良工業試験場に合併、奈良県工業試験場に改称
昭和47年10月	奈良市柏木町に新庁舎完成、業務を開始
平成6年4月	奈良県工業技術センターに改称
平成25年4月	奈良県産業振興総合センターに改称

イ 実施事業

同センターの主な活動は次のとおりである。

項目	内容
技術相談支援	研究開発から生産、品質管理までモノづくりにおける様々な技術課題の解決に向けて、各分野の研究員が企業の相談を受けている。
依頼試験・設備機器の開放	研究開発、生産、品質管理などの県内企業の技術活動を支援するため、製品の物性試験や成分分析、寸法・形状測定などの試験を行い、報告書を発行している。また、開放している試験研究設備機器は、企業が利用することができる。
企業訪問	県内企業の生産現場における技術的課題を解決するため、各分野の研究員を派遣し、現状を把握することで、より実情に即した相談対応を行っている。
研究開発	県内企業の技術課題やニーズに基づき、研究員がそれぞれの専門分野において、研究活動を行っている。得られた成果は、研究報告、シーズ集、研究発表会等で公表している。
受託・共同研究	県内企業が抱える技術的課題の解決を図るため、受託・共同研究を行っている。
オープンイノベーションの推進	地域の大学、高専、研究機関、産業支援団体等と連携し、情報交換や共同研究を通じて、産学官連携によるオープンイノベーションを推進している。
適正計量の推進	計量に関する事業（製造・修理・販売・証明など）を行う際には、登録や届出が必要となる。正確な特定計量器（はかり）を供給し、公正な取引や証明をすることによって、社会の信用を築き経済の発展や文化の向上に寄与している。
特定計量器の検査・検定	商店やスーパーのはかり、病院や学校で使用する体重計など、取引や証明に使用する質量計は、2年に1回定期検査を受けることが計量法（平成4年法律第51号）で義務づけられている。また、ガソリンスタンドの給油メーターや、タクシーメーターなども、定期的に検査などを受ける必要がある。これらの検査を当センターへの持ち込み及び市町村を巡回して検査を行っている。

② 監査対象事業

ア 産業振興総合センター運営管理事業

I 事業の概要

No.	28		
事業名称	産業振興総合センター運営管理事業（物件費）		
所管部課名	産業部 産業振興総合センター		
事業の目的	県の産業振興の最前線拠点として、県内企業を支援する産業振興総合センターの運営及び管理を行う。県内ものづくり企業を技術面から支援することで、付加価値の獲得、事業化等へつなげる。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興総合センター総括に係る経費 ・行政財産の管理及び運営 ・一般庁用経費 		
事業開始年度	—	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	奈良県行政組織規則（昭和31年奈良県規則第26号）		
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先： ）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	ただし、庁舎の清掃業務、機械警備業務、冷温水機保守業務など、庁舎管理に関するものは外部委託している。		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 49% 一般財源：51%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
	令和4年度	52,978	48,710
	令和5年度	50,249	48,022
	令和6年度	52,148	50,777
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 施設や設備の老朽化が進み、維持管理費用が増加していく中で、効率よく修繕・補修等は実施していく。また維持管理業務の委託、光熱水費の執行においては、経費節減に努め、効率的な事業執行を行う。		

	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
	達成度	—	—	—

II 事業等の概要

経済産業省は令和7年5月に「令和6年度ものづくり基盤技術の振興施策」（以下、「2025年版ものづくり白書」という。）を取りまとめた。2025年版ものづくり白書では、我が国の製造業の業況や就業動向、教育・研究開発等の動向分析などがまとめられている。

当該白書によれば、我が国の業種別GDPにおいて、製造業は令和5年時点で全体の約2割を占めており、我が国経済を支える中心的な産業としての役割を果たしている。また、製造業の1人あたり名目労働生産性の推移をみると、平成25年以降上昇傾向にあり、平成25年時点で全産業の871万円/人と比べ1,155万円/人と、全産業の約1.3倍となっている。

県の製造業では繊維工業、また、地域の経済基盤を支える小規模地場産業が代表的であり、これらものづくり企業を技術面から支援することで、付加価値の獲得や事業化等へつなげるべく、産業振興総合センターを設けている。本事業は、産業振興総合センターで発生する経費を負担している。

イ オープンイノベーション連携研究事業

I 事業の概要

No.	29		
事業名称	オープンイノベーション連携研究事業（物件費）		
所管部課名	産業部 産業振興総合センター		
事業の目的	時代を見据えた研究開発を行い、県内企業への技術移転を通じて県内ものづくり産業の振興を図る。		
事業の概要	限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用するため、オープンイノベーションを推進し、県内外の大学や研究機関と連携することで、研究開発の効率的な推進を図る。		
事業開始年度	令和6年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先： ）		
外部委託（業務委託・指定管理）	—		

等) の内容			
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国 47% 県債—% その他—% 一般財源：53%		
予算額・決算額	予算額	決算額	
	金額（千円）	金額（千円）	
令和4年度	—	—	
令和5年度	—	—	
令和6年度	2,600	2,593	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標		
	・重点分野における企業との共同研究開発の実施 5件/年（成果指標）		
	・大学等と連携したオープンイノベーション型研究開発の実施 3件/年（活動指標）		
	イ.成果指標の目標値と実績値		
		令和4年度	令和5年度
実績値	—	—	5
目標値	—	—	5
達成度	—	—	100%

II 事業等の概要

県では、地域の大学、高専、研究機関、産業支援団体等と連携し、情報交換や共同研究を通じて、産学官連携によるオープンイノベーション連携研究事業を推進している。

また、大学・企業等との共同研究だけではなく、研究開発のアイデアを持ちながら、研究開発設備の不足による開発遅延等の製品化の取り組みに課題を抱える中小企業に対し、設備の開放や継続的・集中的な支援など、独自に研究開発が行える環境を提供し、個別の課題解決支援も行っている。

その他に、県の取り組むオープンイノベーションとして、奈良県オープンイノベーションプログラムがある。当プログラムは、県内企業とスタートアップ等の共創を支援し、県内企業の高付加価値化及び革新的なスタートアップの県内での事業定着・拡大の促進を促すことを目指している。

オープンイノベーションとは？

企業同士が双方の持つリソースや強みを活かして、自社単独では成し得なかった
「新規事業創出」や**「付加価値向上」**を実現する手法です



出典：奈良県オープンイノベーションプログラム実施事業

ウ 受託・共同研究推進事業

I 事業の概要

No.	30		
事業名称	受託・共同研究推進事業（物件費）		
所管部課名	産業部 産業振興総合センター		
事業の目的	地域産業の発展に寄与するために、企業等との受託・共同研究を実施することによって、企業の研究開発を支援するとともに、研究員のポテンシャル向上を図る。		
事業の概要	<p>① 共同研究</p> <p>企業等と共同研究契約を締結して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業 ・県内大学等 ・国等の競争的資金の獲得による産業技術研究 <p>② 受託研究</p> <p>企業等から費用負担を伴う研究を受託して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等 		
事業開始年度	—	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	奈良県産業振興総合センター研究開発評価委員会規則（平成24年奈良県規則第66号） 奈良県産業振興総合センター共同・受託研究開発実施要綱		
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先：_____）		

外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	—		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 100% 一般財源：—		
予算額・決算額	予算額	決算額	
	金額（千円）	金額（千円）	
令和4年度	29,800	3,386	
令和5年度	29,800	2,687	
令和6年度	29,800	4,314	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 受託・共同研究件数 イ.成果指標の目標値と実績値		
		令和4年度	令和5年度
	実績値	20	20
	目標値	16	16
	達成度	125%	137%

II 事業等の概要

奈良県産業振興総合センターは、県内のものづくり企業と連携し、県の産業界の技術革新を加速させていくことを目的とし設置された支援機関である。企業支援の主な活動の一つとして、受託・共同研究を行っており、地域産業の発展に寄与するために企業の研究開発を支援するとともに、研究員の技術向上を図っている。受託研究については企業が希望する研究課題を同センターが受託して研究を実施しており、産業財産権の所有は原則、県となる。また、共同研究は企業が希望する研究課題を企業と同センターが共同で実施し、産業財産権の所有については原則、それぞれ1/2ずつとなる。

当事業は、開発しようとする新製品の展望やアイデアはあるが、企業の時間や担当者の不足、設備機器や施設が備わっていない等の問題を解決し研究を後押しすることにより地域産業の発展に寄与することを目的としている。

③ 結果及び意見

【結果 9】

請求書の日付が收受印の日付後となっている事例があったため、請求書の日付の正確性の確認を徹底する必要がある。

空調自動制御機器定期保守点検業務において、請求書の日付は令和 6 年 9 月 15 日となっているにもかかわらず、所管課で押印した收受印の日付が令和 6 年 9 月 13 日となっていた。所管課によると、業者が誤って先日付の請求書を送付した可能性が高いとのことであるが、客観的な証拠は残されていなかった。本事例は契約書を締結し支払方法について規定しているため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項により、請求書の受領日が支払期限の起算日となる。したがって、收受印の日付が正確であることが非常に重要となるが、一般的に請求書日付との整合性をもって客観性が担保されるものと考えられる。請求書を受領した際には、日付の正確性の確認を徹底する必要がある。

項目	内容
契約内容	空調自動制御機器定期保守点検
契約額	580 千円
請求書の日付	令和 6 年 9 月 15 日
請求書の收受印	令和 6 年 9 月 13 日

【結果 10】

日付が記載されていない請求書を受領するケースが複数確認されたため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

取引先業者から日付が記載されていない請求書を受領したにもかかわらず、取引先業者に日付の記入を依頼することなく受理するケースが複数確認された。請求書の日付は、支払遅延防止法に規定する「適法な支払請求を受けた日」や「相手方が請求をした日」の客観性を担保する重要な日付であると考えられ、不備のある請求書を受領していると言わざるを得ない。日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

なお、他の所管課でも同様の事例が検出されており、「2 複数の監査対象部署で共通に検出された事項」の結果 1 を参照されたい。

【意見 21】

業者から徴取した参考見積書を、そのまま契約先を決定するための見積合わせで使用する事例が複数あった。予定価格の算定と見積合わせは目的が異なることから、それぞれで見積書を入手することが望ましい。

業者から徴取した参考見積書を、そのまま契約先を決定する見積合わせで使用している事例が複数確認された。予定価格の算定と見積合わせの実施は目的が異なることから、それぞれで見積書を徴取することが必要と考えられる。

【意見 22】

予定価格の設定のために徴取した見積書に記載の交通費について、所管課では高速道路の利用料金であると認識しているが、走行区間の確認は実施していなかった。実費相当額を予定価格に反映する場合は、積算根拠を確認することが望ましい。

振動試験機の可動コイル巻き直し作業の委託について、作業が可能な業者が 1 者しかないと判断し、当該業者から見積書を徴取して同額を予定価格として設定し、随意契約を締結している。徴取した見積書の内訳には、実費相当額（交通費及びガソリン代）が含まれているが特に内容の確認は実施していなかった。委託業者で発生する実費相当額を予定価格に反映する場合は、積算根拠を十分に確認することが望まれる。

なお、当該実費相当額の実際発生額について、領収書等と照合していなかった。完了検査時には実際発生額を検証して委託費が過大に支払われていないかを確認することが望まれる。

項目	内容
契約内容	振動試験機の可動コイル巻き直し作業の委託
契約額	680 千円
見積書内訳	交通費 : 2,000 円 ガソリン代 : 2,000 円

【意見 23】

外部資金の獲得目標を設定していないが、一般財源の負担を抑えながら研究活動の充実や地域企業との連携促進を図るためには、競争的資金を含む外部資金の獲得が欠かせないため、外部資金の拡充に向けた取組方針を明確にし、その進捗を把握することが望ましい。

産業振興総合センターは、独立採算で運営しているわけではないため、運営にあたり一定の一般財源が発生する。一般財源の負担を抑えながら研究活動の充実や地域企業との連携促進を図るためには、競争的資金を含む外部資金の獲得が欠かせないが、同センターでは、現時点では外部資金の獲得に関する明確な目標値を設定していない。外部資金の拡充に向けた取組方針を明確にし、その進捗を把握することが望ましい。

外部資金の拡充は重要な取組であるため、今後は、外部資金の獲得を行政評価上の参考指標の一つとして位置づけるとともに、研究の質や支援の効果、定性的な成果を重視した評価体系の下で運営を進めることが望まれる。

なお、県外の地方独立行政法人化された研究機関においては、外部資金に関する目標を計画で定め、毎年の実績評価を通じた PDCA サイクルを活用して積極的な外部資金の獲得活動を進めている事例もある。地方独立行政法人化によってセンターの自立性が高まる可能性もあり、参考とされたい。

(事例：北海道立総合研究機構—研究経費に占める外部資金の割合 70%以上)

【意見 24】

受託・共同研究の実施にあたり発生する間接経費を請求していないが、受益者である企業等に負担させるため、請求する体制を構築することが望ましい。

企業等からの受託・共同研究について、研究活動に直接要する費用（直接経費）しか請求しておらず、事務職員が研究活動を管理するために要する費用（間接経費）を請求していない。これでは、本来は委託企業等が負担すべき事務コストを県が負担していることとなり、受益者負担の原則に反する。研究機関では一般的に間接経費を委託先企業等に請求していることから、間接経費の使用方針や用途等を規定し、委託企業等に請求する体制を構築することが望ましい。

(3) 経営支援課

① 特別高圧受電事業者支援事業

ア 事業の概要

No.	31			
事業名称	特別高圧受電事業者支援事業（物件費）			
所管部課名	産業部 経営支援課			
事業の目的	電気料金の高騰に対する負担緩和として、県内の特別高圧電力を使用する中小企業者を支援する。			
事業の概要	県内の特別高圧電力を使用する中小企業者が使用した電力使用量に応じて支援金を給付する為の事務局設置を委託。			
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	—			
事業の実施体制	□内部体制 ■外部委託（委託先：株式会社J）			
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	給付金支給のための事務局を設置し、給付金申請への対応（申請受付・審査・給付金振込処理等）を行う。			
関係団体・関係機関	株式会社J			
財源	特定財源：国100% 県債1% その他1% 一般財源：1%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額（千円）		金額（千円）	
	令和4年度	—	—	
	令和5年度	—	—	
	令和6年度	183,000	126,112	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 電気料金の高騰の影響を受けた県内の事業者への給付金給付実績について書類及び現地検査による確認を行う。			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
達成度	—	—	—	

イ 概要

本事業は、エネルギー価格の高騰により経営に影響を受けている県内の中小企業等の負担を軽減するため、要件を満たす事業者に対してその電力使用量に応じた給付金を支給することを目的とする事業である。

経済産業省資源エネルギー庁の公表によると、東日本大震災前以降より産業用電気料金平均単価は上昇傾向であり、平成 22 年度から令和 5 年度にかけて 14.33 円/kWh から 24.89 円/kWh と約 74%上昇している。特に令和 3 年度から令和 4 年度にかけては 1 年間で約 43%上昇しており、このような電気料金の変動が激しい背景の中、国は電気料金の支援政策を実施してきた。しかし、本事業開始時において、国の電気料金に関する支援対象は低圧電流及び高圧電流についてのみであり、特別高圧電流については支援が実施されていない状況にあった。そのため、県が主体となって特別高圧電力を受電する中小企業者に対する支援事業として当該事業を実施している。

本事業の給付対象は「県内に所在する事業所または事業所内に入居する中小企業者（個人事業主も含む）」であり、直接受電事業者か間接受電事業者かを問わない。

給付金額は一か月間に使用した特別高圧電力使用量に給付単価を乗じて算定される。なお、給付単価は国が実施する政策の支援単価と一致するように設定されており、第 3 期（令和 6 年 1 月～4 月）は 1.8 円/kWh、第 4 期（令和 6 年 5 月）は 0.9 円/kWh となっている。

本事業の実績は、第 3 期にかけては申請件数 245 件、給付金総額は 87,433 千円であり、令和 6 年 5 月（第 4 期）は申請件数 235 件、給付金総額は 12,305 千円となっている。

実施期間	給付単価	申請件数	給付金総額
第 3 期	1.8/kWh	245 件	87,433 千円
第 4 期	0.9/kWh	235 件	12,305 千円

本事業は世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による影響を受けた中小企業者への緊急的な支援事業として実施されているため、成果指標の設定等はなされておらず、事業の終了時期も国が実施する支援政策の終了時期に合わせる計画である。

① 結果及び意見

【意見 25】

委託契約の仕様書に成果物として規定されたマニュアルの提出を受けずに履行確認を実施していた。所管課では他の成果物で代替できると判断して提出を求めなかったとのことであるが、成果物の変更に関して委託業者との合意記録を残しておくことが望まれる。

本事業は外部委託により運営されており、事務局の設置・運営や給付金電子申請システムの構築、申請受付や審査など、委託する業務の詳細な内容が「奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金事務局運営業務委託」の仕様書（以下、本意見について「仕様書」という。）によって規定されており、委託先はこの仕様書に則りその業務を実施することが求められる。

仕様書において、委託業者が県に提出することが要求されている成果物として事務局マニュアル、事務局運営マニュアルが規定されている。しかし、委託業者から事務局マニュアルは成果物として提出されたものの、事務局運営マニュアルについては提出を受けることなく、県は履行確認を実施した。所管課は、事務局マニュアルに事務局運営マニュアルで必要な事項が記載されていると判断して事務局運営マニュアルの提出を求めなかったとのことであるが、成果物が変更となるのであれば、仕様書の変更が必要であったと考えられる。

なお、事務処理の便宜上、軽微な修正であれば仕様書の変更までは不要と考えられるが、委託業者との間での齟齬によるトラブルを防ぐためにも、委託業者との間で成果物の変更を合意した証跡を残すことが望まれる。

② 中小企業デジタル化等支援事業

ア 事業の概要

No.	35		
事業名称	中小企業デジタル化等支援事業		
所管部課名	産業部 経営支援課		
事業の目的	県内の中小企業者がデジタル化状況を把握し、デジタル化や企業変革の必要性を認識するためのセミナー、経営層等が抱える課題解決に向けて最適な DX 推進に関する全体像や本質を理解し、デジタル技術を活用した事業計画の策定へと繋げるためのセミナー及び伴走支援を行うことで生産性・収益性の向上を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術を活用した経営力向上の機運醸成を図ることができるセミナー ・ 経営力向上に効果的と考えられるデジタル技術を活用した事業計画の策定手法を学べるセミナー ・ デジタル技術を活用した事業計画を策定し、実行、効果測定、改善を行う上での指導及びデジタル技術の導入及び運用に関する伴走支援 		
事業開始年度	令和4年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (委託先: 株式会社 F)		

外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象事業者の募集、選定業務 ・ セミナーの開催 ・ 伴走支援 			
関係団体・関係機関	特になし			
財源	特定財源：国 100% 県債 1% その他 1% 一般財源：1%			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額（千円）		金額（千円）	
	令和4年度	10,000	9,581	
	令和5年度	15,000	14,988	
	令和6年度	10,000	9,567	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 支援事業者数（者） イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	31	24	32
	目標値	30	30	30
	達成度	103%	80%	106%

イ 概要

本事業は、県内中小企業者のデジタル技術への理解を促進し、デジタル技術の導入、活用により経営改善を実現することを目的としている。

昨今の県内の中小企業者は物価高騰や人材不足、グローバル化など変化が激しい環境にあり、そういった社会的情勢に対応するためには、中小企業者がデジタルへの理解を深め、事業の生産性、収益性の向上につながるデジタル技術の導入を成功させることが重要である。

本事業は、デジタル技術を活用した経営に関する知見やデジタル技術への理解など専門的なノウハウが必要となることから、公募型プロポーザル方式を採用し、選定された事業者との間で随意契約により委託契約を締結している。

本事業では、中小企業者向けのセミナーと専門家による伴走支援を主な事業内容として実施されており、次の2つに分けてセミナーを実施した。

I デジタル技術の活用に関心が低い（DX 初期）事業者向けセミナー

本セミナーは県内の中小企業者へのデジタル技術に関する啓蒙および本事業の支援対象事業者を広く募集するために奈良商工会議所にて実施されたものであり、IIのセミナーや伴走支援に向けた導入という扱いとなっている。中小企業のデジタル技術活用事例の紹介や、具体的なデジタルツールの活用方法、DX スタート診断ワークショップなどについての内容が議題として設定されている。セミナーの参加事業者は22社であった。

II デジタル技術を活用した経営力向上に関心が高い事業者向けセミナー

本セミナーは、DX化について「実現できる事業計画」をゴールとして全5回のセミナーおよび事業計画発表会により実施されており、各回においてそれぞれテーマに沿ったセミナーが実施された。なお、第一回目のセミナー後に県との協議の上で支援対象事業者を決定し、第二回目以降のセミナーについては支援対象事業者に対してのみ実施されている。第一回目のセミナーの参加事業者は19社であった。各回のテーマは以下の通りである。

- 第一回：自社の現状分析と可視化経営の重要性
- 第二回：アナログ業務をデジタル業務に置き換える
- 第三回：理想と現実のギャップを分析する
- 第四回：活動方針を定めるKPT法
- 第五回：事業計画に必要なもの
- 第六回：事業計画発表会

上述のセミナーと並行して、専門家によるDX化の伴走支援も実施されており、委託事業者から専門家が派遣され、経営デジタルアドバイザーとして配置、支援を行っている。伴走支援の対象となった事業者は10社であった。

本事業には成果指標が設定されているが、これは前述の「I デジタル技術の活用に関心が低い（DX初期）事業者向けセミナー」に参加した支援対象事業者数と、伴走支援の対象事業者数の合計となっており、近年は予算執行率および成果指標の目標達成率についても100%付近と安定した水準となっている。

① 結果及び意見

【意見26】

委託先が実施するセミナーについて、県職員が立ち会うことで履行確認を実施しているが、業務の効率性の観点から、必要に応じてオンラインでの立会や録画での確認等の簡便な方法による履行確認も検討されたい。

委託業者が実施するセミナーについて、仕様書にてセミナーの実施に関する詳細な規定が定められており、当該規定を順守しているかを確認するために県職員がセミナー会場に立ち会っている。また、所管課では、県職員が現地でセミナーに参加することで、講師や参加者との交流を図り、次年度以降の企画立案を実施する上で有用であると考え、セミナー会場での立会を実施しているとのことである。本セミナーは複数回実施していることもあり、すべてのセミナーに参加して履行確認することは業務上の負担につながるおそれもあることから、業務の効率性の観点から、必要に応じて、オンラインでの立会や録画での確認等の簡便な方法による履行確認も検討されたい。

(4) 人材・雇用政策課

① 外国人留学生等県内就労支援事業

ア 事業の概要

No.	41		
事業名称	外国人留学生等県内就労支援事業（物件費）		
所管部課名	産業部 人材・雇用政策課		
事業の目的	多くの県内企業において、優秀な国内人材を獲得することが非常に難しい状況にあり、高度外国人材の受入に関心を持ってはいるものの、採用経験・ノウハウや体制が不十分なため、高度外国人材の受入を躊躇している。そのような県内企業に対して受入体制の充実を図るとともに、留学生等に県内企業の魅力や情報を知ってもらう機会を作ることにより外国人留学生等の県内就労を支援する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人留学生等マッチング支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業向け相談対応、企業向けセミナー ・ 外国人向けセミナー、SNS 情報発信 ・ 県内企業と外国人との合同企業説明会、交流会、インターンシップ ○ベトナム大学生インターン招聘事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム大学生の県内企業でのインターンシップ ・ 受入企業に対する補助金 		
事業開始年度	令和 6 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	—		
事業の実施体制	<input type="checkbox"/> 内部体制 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（委託先：M 株式会社）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	企業からの相談対応、各種セミナー、SNS での情報発信、合同企業説明会、交流会、インターンシップの実施、特設サイトの作成・運用、本事業に関する広報の実施		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国 47% 県債—% その他—% 一般財源：53%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
令和 4 年度	—		—
令和 5 年度	—		—
令和 6 年度	34,661		29,897

効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 外国人労働者数(在留資格：技術・人文知識・国際業務)			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	—	—	1,661人
	目標値	—	—	1,500人
達成度	—	—	110%	

イ 概要

県では、県内企業の多くが人手不足に直面しており、特に中小企業においては、優秀な人材の確保が困難な状況が続いている。加えて、県内の生産年齢人口は減少傾向にあり、今後さらに人材不足が深刻化することが見込まれる。また、総務省統計局の「令和2年国勢調査」によると県外就業率が27.35%で全国3位、文部科学省の「令和5年度高等学校卒業者の就職状況」によると高校生の県外就職率が39.4%で全国2位と卒業後に県内企業へ就職する割合は低く、地域内での人材定着が進んでいない現状にある。こうした構造的な人材流出と労働力不足に対応するため、県内大学に在籍する外国人留学生や海外の高度人材を地域産業の担い手として受け入れ、県内就職・定着を促進していくことが重要となっている。

このような状況を踏まえ、県は、県内企業に対して外国人材の受入体制整備や採用ノウハウ向上を支援し、外国人留学生等に対しては県内企業の魅力発信や就職情報の提供を行うことにより、外国人材の県内定着を促進するために本事業を実施している。

本事業は、「外国人留学生等マッチング支援事業」と「ベトナム大学生インターン招聘事業」の二つで構成されている。

I 外国人留学生等マッチング支援事業

実施期間：	令和6年4月25日から令和7年3月14日
実施金額：	18,829千円

本事業では県内企業向けの相談対応やセミナーの開催、外国人留学生向けのキャリアセミナーやSNSを活用した情報発信、合同企業説明会や交流会等を実施し、企業と留学生がつながる機会を設けている。

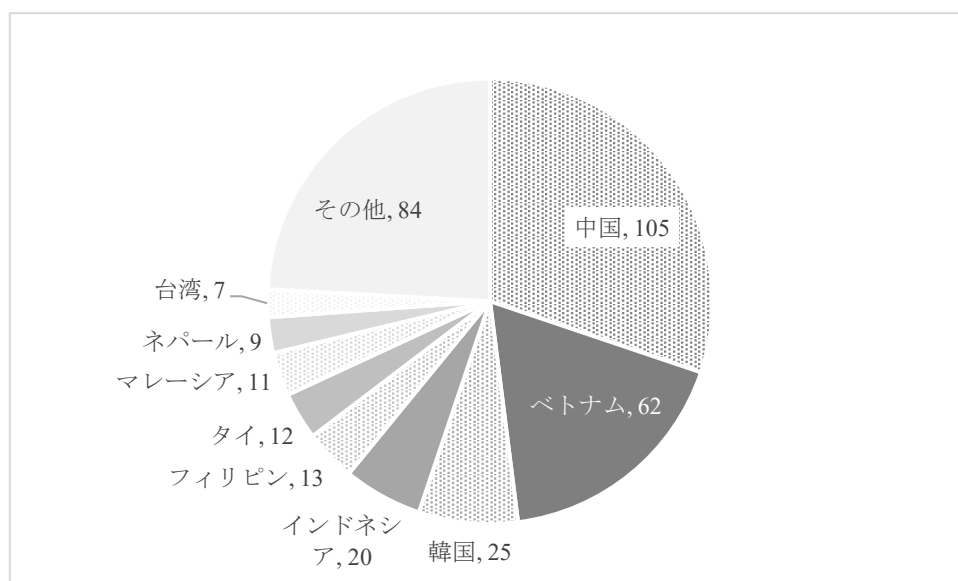
II ベトナム大学生インターン招聘事業

実施期間：	令和6年6月11日から令和7年3月14日
実施金額：	14,384千円

本事業ではベトナムの大学生を県内企業へインターンとして受け入れ、将来的な採用につなげる取組を行っている。なお、県内留学生のうち、ベトナムは中国に次いで多くなっている。

【県内の留学生の出身国別内訳】

単位：人



出典：文部科学省「学校基本調査」2024年

ウ 結果及び意見

【結果 11】

仕様書と異なる方法で委託業務が実施されたにもかかわらず、委託費額の変更の要否を検討していない事例が見受けられた。委託費額の変更の要否を慎重に検討する必要がある。

「ベトナム大学生インターン招聘事業」の仕様書において、インターンシップ実施前の支援として次の2点が規定されている。

- ・ 受入企業向け事前セミナーを実施すること
- ・ 受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すべきこと

そのため、委託業者から契約時に提出された見積書において、講師謝金 60,000 円（1 日）と賃借料（事前セミナー会場費・備品レンタル）が 15,000 円計上されている。

しかし、委託業者から提出された事業成果報告書によると、会場を確保した事前セミナーは実施せず、代わりに受入先企業に個別訪問してインターンシップの手順や学生を受け入れる際の注意点等の説明を実施した旨が記載されていた。所管課では、仕様書で規定する事前セミナーは集合型での実施に限られるわけではないと判断し、仕様書の変更は必要ないと判断し、完了検査を実施した。しかし、委託費が集合型のセミナーを想定して積算されている以上、少なくとも委託費額の変更の可否は検討する必要があるといえる。

なお、委託業者からの請求書は内訳がなく一式として請求され（見積書と同額）、これでは委託費額の変更の可否が判断できないため、委託業者に対して実績額の内訳を提出させ、委託費額の変更の可否を検討する必要がある。

【意見 27】

委託業務で企画したセミナーや説明会への参加企業に対し、業務の成果を把握するためにも、後追い調査を実施することが望ましい。

外国人留学生等マッチング支援事業では、県が企画した個別相談やセミナー、説明会への参加企業を募り、留学生の就職を支援している。

しかし、参加企業に対して、その後の留学生の就職状況の後追い調査を行っておらず、本業務の成果を把握できていない状況にある。現在の限られた委託費予算の中では、委託業者に対して後追い調査を依頼することは現実的に難しいと所管課では判断しているとのことであるが、簡易なアンケートであれば所管課の職員も実施可能である可能性もある。

具体的な成果を把握することは、事業の継続の可否を検討するにあたって重要であると考えられ、後追い調査の実施を検討されたい。

(5) 奈良労働会館

① 奈良労働会館の概要

奈良労働会館とは奈良県奈良市西木辻町にある公共施設であり、労働者の文化の向上・福利の増進並びに健全な労使関係の発展を図ることを目的として設置されている。

最大定員 156 名を収容可能な大会議室のほか 5 タイプの貸会議室を備え、会議や研修、セミナーなどに対応している。

【施設の概要】

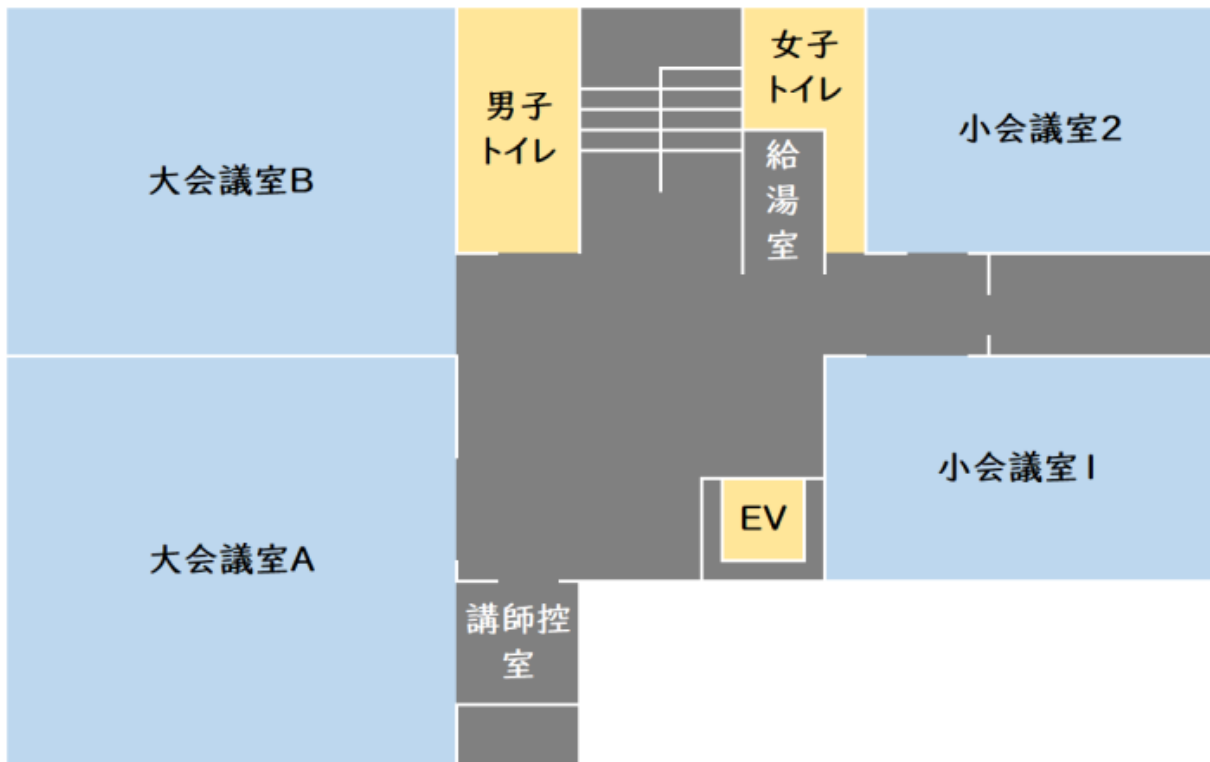
公の施設の名称	奈良労働会館（エルトピア奈良）【直営】
所在地	奈良市西木辻町 93-6
所管部門	産業部 人材・雇用政策課 働き方改革推進係
設立目的	奈良県労働者の文化の向上と福利の増進を図り、あわせて労使関係の健全な発展に資するため
敷地面積	1,976.56 m ²
延床面積	1,354.33 m ²
開館（竣工）年月	昭和 48 年 7 月
施設の内容	鉄筋コンクリート 3 階建て
施設の概要	奈良の貸し会議室エルトピア【最大 156 名収容・マイク使用料等無料・駐車場完備】

【奈良労働会館の外観】



出典：Google ストリートビュー

【奈良労働会館の館内平面図】



出典：奈良県ホームページ（エルトピア奈良/館内平面図・定員）

※1階と2階は他の施設が入居しており、奈良労働会館として貸館を実施しているのは3階部分のみとなる。

【奈良労働会館の会議室の内観】



出典：奈良県ホームページ（エルトピア奈良/各会議室[3階]のご案内）

② 監査対象事業

No.	46			
事業名称	奈良労働会館管理運営事業（物件費）			
所管部課名	産業部 人材・雇用政策課			
事業の目的	労働者の文化の向上と福利の増進を図り、併せて労使関係の健全な発展に資する。			
事業の概要	労働者の文化の向上、福利の増進、労働関係の円滑化を図るため、労働会館を設置する。			
事業開始年度	—	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	奈良県労働会館条例（平成27年奈良県条例第51号）			
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先： ）			
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	—			
関係団体・関係機関	—			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%			
予算額・決算額	予算額	決算額		
	金額（千円）	金額（千円）		
令和4年度	11,138	9,116		
令和5年度	11,263	9,149		
令和6年度	9,621	8,652		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 会館（貸し会議室等）利用実績（利用者数／利用件数）			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績値	14,066人/789件	20,972人/969件	7,807人/363件
	目標値	—	—	—
達成度	—	—	—	

③ 結果及び意見

【結果 12】

備品実査を実施していないため、現物管理の観点から、定期的に備品実査を実施する必要がある。

奈良県労働会館では、施設内の備品を備品管理簿により台帳管理しているものの、現物実査が実施されておらず、備品の実在性や台帳の網羅性・正確性が十分に担保されていない状況にある。

現物管理の観点から、定期的な現物実査を実施し、備品管理簿との照合を行うことで、資産の存在・状態を確認するとともに、備品の管理番号や所在、保管責任者を明確化し、資産管理の透明性・精度を高めることが必要である。

【結果 13】

日付が記載されていない請求書を受領するケースがあったため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

取引先業者から日付が記載されていない請求書を受領したにもかかわらず、取引先業者に日付の記入を依頼することなく受理するケースがあった。請求書の日付は、支払遅延防止法に規定する「適法な支払請求を受けた日」や「相手方が請求をした日」の客観性を担保する重要な日付であると考えられ、不備のある請求書を受領していると言わざるを得ない。日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

なお、他の所管課でも同様の事例が検出されており、全体的な結果 1 を参照されたい。

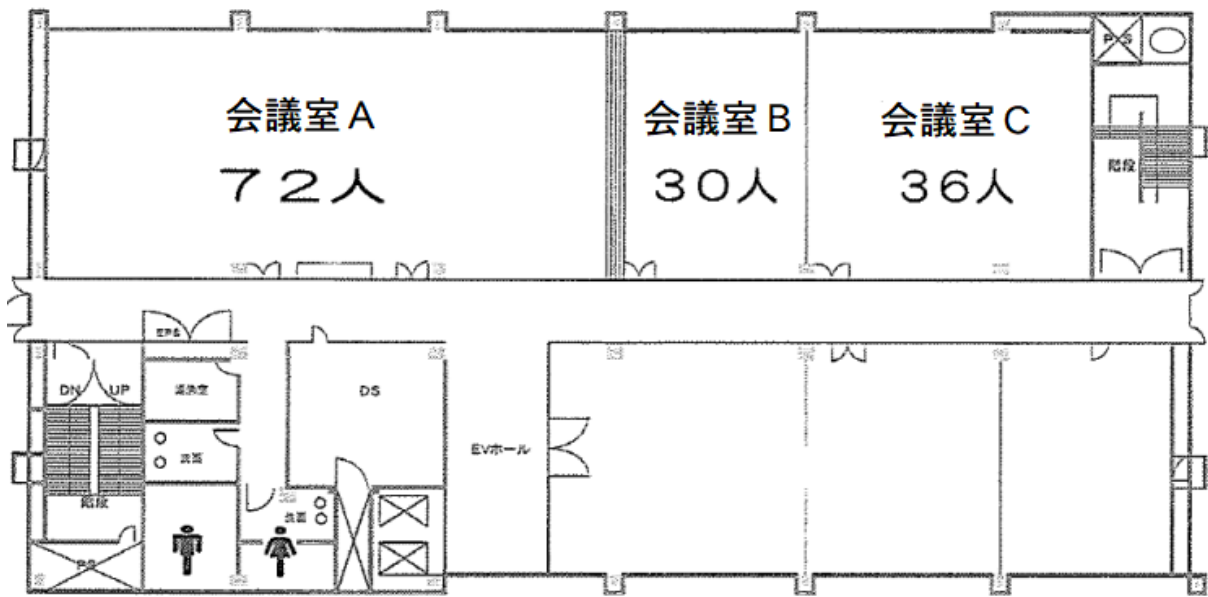
(6) 中和労働会館

① 中和労働会館の概要

中和労働会館は、奈良県大和高田市にある貸館施設であり、平成 30 年 4 月に現在の奈良県産業会館内に移転され、同産業会館 3 階で会議室の貸し出しを実施している。

当該施設は 3 つの会議室を運営しており、会館施設の管理、貸館業務、その他庶務に関する業務を内容とし、労働者や関係団体等に対して会議、研修、文化活動等の場を提供することにより、地域における労働環境の改善と交流促進を図っている。

【中和労働会館の館内平面図】



3階平面図

出典：奈良県ホームページ（エルトピア中和（中和労働会館）/各会議室のご案内（平面図））

【中和労働会館の会議室 A～C の内観】



出典：奈良県ホームページ（エルトピア中和（中和労働会館）/各会議室のご案内（平面図））

② 監査対象事業

No.	47		
事業名称	中和労働会館管理運営事業（物件費）		
所管部課名	産業部産業会館		
事業の目的	労働者の文化の向上と福利の増進を図り、併せて労使関係の健全な発展に資する。		
事業の概要	ア 会館施設の管理に関すること イ 貸館に関すること ウ その他庶務に関すること		
事業開始年度	—	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	奈良県労働会館条例 奈良県労働会館使用規則（昭和 27 年奈良県規則第 63 号）		
事業の実施体制	■内部体制 □外部委託（委託先： ）		
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	建物総合管理委託、機械警備委託、エレベータ設備保守業務委託、全熱交換機保守点検業務委託、自動扉保守定期点検、一般産業廃棄物処理業務委託		
関係団体・関係機関	—		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 100% 一般財源：—%		
予算額・決算額	予算額		決算額
	金額（千円）		金額（千円）
令和 4 年度	8,127	5,922	
令和 5 年度	6,821	4,895	
令和 6 年度	7,028	6,421	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 貸館利用率 イ.成果指標の目標値と実績値		
		令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	46.3%	42.1%
	目標値	—	—
	達成度	—	—

③ 結果及び意見

【意見 28】

中和労働会館の建物総合管理委託業務について、令和6年度は1者入札となった。業務開始直前に入札を実施していることが要因の一つとして考えられることから、入札時期を再考することが望ましい。

中和労働会館の建物総合管理委託業務について、これまでは複数者が応札していたが、令和6年度は1者入札となった。中和労働会館が設置されている産業会館は開館以降40年以上が経過しており、産業会館の建設時から管理を委託している業者以外に、老朽化した施設や館内設備についての管理技術・知識を有する業者が少ないことが、1者入札となった要因ではないかと所管課では分析している。しかし、開札日が委託業務開始の3日前となっており、新規業者の準備期間が短いことも、1者入札が継続している要因の一つである可能性がある。より競争性を働かせるためにも、新規業者の準備期間を確保すべく、入札時期を再考することが望ましい。

項目	内容
契約内容	建物総合管理委託業務
契約額	2,943 千円
開札日	令和6年3月22日
業務開始日	令和6年3月25日

(7) 奈良県産業会館

① 奈良県産業会館の概要

奈良県産業会館とは奈良県大和高田市にある公共施設であり、昭和60年に開館し、平成22年より現名称で運営している。全5階構造であり、大ホール(458㎡)、展示ホール(411㎡)、210名収容可能な大会議室など全5室の会議室がある。大ホールや展示ホールでは地場産業イベント、展示会、研修、講演会、試験会場、音楽イベントなど多目的に利用可能であり、各種イベント等の開催を通じて、産業振興及び地域交流の拠点として機能している。

【施設の規模、サイズ、利用時間】

階	施設名	規模・定員	サイズ (cm)	利用時間
1階	大ホール	618席 458㎡	2,210×2,075	午前 9時～12時
	舞台控室	5人	—	午後
	大ホール控室	10人	—	13時～16時
	展示ホール	411㎡	2,054×2,004	夜間
屋外	屋外展示場	1,116㎡	4,060×2,750	17時～21時

階	施設名	規模・定員	サイズ (cm)	利用時間
3階	会議室 A	72人	1,804×770	午前 9時～12時 午後 13～17時
	会議室 B	30人	593×770	
	会議室 C	36人	840×770	
5階	大会議室	210人	1,909×1,232	夜間 18時～21時
	特別会議室	24人	1,190×688	

出典：奈良県ホームページ（奈良県産業会館/施設のご案内）

事業運営にあたり、建物総合管理や舞台操作など、施設の安全性および機能維持に必要な業務を外部委託により実施している。これにより、会館の適切な維持管理と利用者の利便性向上を図っている。さらに、貸館を通じ、県内の中小企業や地域住民による幅広い利用を促進し、地域経済の活性化に貢献することで、会館事業の目的達成を図っている。

【奈良県産業会館の外観と大ホールの外観】



出典：奈良県ホームページ（奈良県産業会館/施設のご案内）

② 監査対象事業

No.	50			
事業名称	奈良県産業会館管理運営事業（物件費）			
所管部課名	産業部 産業会館			
事業の目的	「奈良県産業会館」を大和高田市に設置し、貸館を行い県内中小企業をはじめ地域住民の多くの方に幅広く活用され、地域経済の発展に資することを目的とする。			
事業の概要	ア 会館施設の管理に関すること イ 貸館に関すること ウ その他庶務に関すること			
事業開始年度	昭和 58 年	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	奈良県産業会館条例（平成 22 年奈良県条例第 49 号） 奈良県産業会館管理規則（平成 22 年奈良県規則第 24 号）			
事業の実施体制	<input checked="" type="checkbox"/> 内部体制 <input type="checkbox"/> 外部委託（委託先： ）			
外部委託（業務委託・指定管理等）の内容	建物総合管理委託、舞台操作等業務委託、機械警備委託、大ホール舞台装置機器等保守点検、冷温水発生機保守点検、エレベータ設備保守業務委託、全熱交換機保守点検業務委託、自動扉保守定期点検、電動式移動観覧席保守点検、中央監視装置・空調自動制御機器保守点検、一般産業廃棄物処理業務委託			
関係団体・関係機関	—			
財源	特定財源：国 ー％ 県債 ー％ その他 58％ 一般財源：42％			
予算額・決算額	予算額		決算額	
	金額（千円）		金額（千円）	
令和 4 年度	54,759	53,063		
令和 5 年度	55,153	53,553		
令和 6 年度	56,299	55,147		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 貸館利用率			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績値	34.9%	32.0%	32.1%
	目標値	—	—	—
達成度	—	—	—	

③ 結果及び意見

【意見 29】

奈良県産業会館及び中和労働会館について、同会館建物のあり方が検討されていることを理由に、貸館の利用率の目標値を設定していなかった。しかし、事業を継続している以上、少なくとも単年度の目標値を設定する必要がある。

老朽化が進む大和高田市立病院の今後のあり方を検討する委員会が令和3年3月に大和高田市で発足し、大和高田市立病院の移転候補地として産業会館が最有力候補地に浮上したため、会館建物の廃止も視野に検討が行われていた。所管課では、同会館の建物の取り壊しの検討が行われていることを理由に、貸館の利用率に関する目標値を設定していなかった。確かに、会館建物の存続が不確定な状況で長期的な視点での目標値の設定は困難であることは理解できるが、少なくとも事業継続が確定している単年度の目標値は設定が可能であると考えられる。同会館の収入を確保し運営に関する県民負担を少しでも軽減するためにも、貸館利用率の目標値を設定する必要がある。

【結果 14】

日付が記載されていない請求書を受領するケースが散見されたため、日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

取引先業者から日付が記載されていない請求書を受領したにもかかわらず、取引先業者に日付の記入を依頼することなく受理するケースが複数確認された。請求書の日付は、支払遅延防止法に規定する「適法な支払請求を受けた日」や「相手方が請求をした日」の客観性を担保する重要な日付であると考えられ、不備のある請求書を受領していると言わざるを得ない。日付が記載された請求書の受領を徹底する必要がある。

なお、他の所管課でも同様の事例が検出されており、「2 複数の監査対象部署で共通に検出された事項」の結果1を参照されたい。

【結果 15】

事務誤りにより検査書の日付が納品日前の日付となっている事例があったため、検査書の作成及び承認時に日付の確認を徹底する必要がある。

次の事例において、検査書の日付が納品日前の日付となっていた。

項目	内容
購入物品	管球
金額	14,000 円
発注日	令和6年4月3日
納品日	令和6年4月8日
検査書	令和6年4月3日

所管課からは検査書の日付の記載誤りである(実際の検査日は令和6年4月8日)との回答を得ているが、検査書の日付は納品後に検査が行われていることを示す重要な日付であり、その後の請求行為の起算日ともなる日付である。したがって、検査書の作成、承認の際は、日付の確認を徹底する必要がある。

【意見 30】

産業会館のあり方検討の結果、施設整備を実施して今後も活用していく方針となったが、投資効果を意識した整備計画を策定することが望まれる。

上述の【結果 14】に記載した通り、老朽化が進む大和高田市立病院の今後のあり方を検討する委員会が令和3年3月に大和高田市で発足し、大和高田市立病院の移転候補地として産業会館が最有力候補地に浮上したため、会館建物の廃止も視野に検討が行われていた。検討の結果、地域経済の発展に資するためには、今後も産業会館を県内中小企業をはじめ多くの地域住民が幅広く活用することが必要であるとの結論に至った。ただ、会館建物は老朽化が進んでおり、整備計画を策定する予定とのことである。産業会館については、設置の趣旨から必ずしも独立採算を目的としていないが、新たに施設を整備するのであれば、整備後に発生する運営コストも含め、トータルで投資効果が得られるか否かを慎重に判断することが望まれる。

(参考) 奈良県産業会館の収支状況 (単位：千円)

年度	収入	支出	収支
令和4年度	33,076	53,063	▲19,987
令和5年度	30,432	53,553	▲23,121
令和6年度	27,396	55,146	▲27,749

【意見 31】

委託業務において、1者入札が継続している事例があった。現在の調達方法が最善であるのか、改めて検討することが望ましい。

奈良県産業会館舞台操作等業務委託について、1者入札が継続している。産業会館の舞台設備等は設置してから40年以上が経過して老朽化しており、産業会館の建設時から管理を委託している業者以外に管理技術・知識を有する業者が少ないことが、1者入札が継続している要因ではないかと所管課では分析している。本業務を受託可能な業者が他にないかを検討するなどし、競争性を働かせるためにも複数者が入札する環境を整えることが望ましい。なお、開札日(令和6年3月22日)が委託業務開始日(令和6年3月25日)の3日前となっており、新規業者にとっては準備期間が短いことも、1者入札が継続している要因の一つである可能性がある。県予算の成立の時期の関係上やむを得ないとも考えられるが、新規業者の準備期間を確保すべく、入札時期を再考し、できる範囲で前倒しでの実施を検討されたい。

項目	内容
契約内容	奈良県産業会館舞台操作等業務委託
契約額	6,655 千円

【意見 32】

委託業務の仕様書に記載すべき支払方法、支払条件が空欄となっている事例があった。支払時に取引先業者との間でトラブルとなる可能性もあることから、支払条件等の記載漏れがないよう、契約時に確認を徹底することが望まれる。

次の事例において、仕様書に記載すべき支払方法、支払条件が空欄となっていた。

項目	内容
業務名	自動扉開閉装置の保守管理業務
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

支払時に取引先業者との間でトラブルとなる可能性もあることから、支払条件等の記載漏れがないよう、契約時に確認を徹底することが望まれる。

第4 総括的な所見

県は、都道府県別で最も多い数の世界遺産を有するなど、日本でも有数の観光資源を保有し、外国人観光客は全国でもトップクラスである。しかし、「安い、浅い、狭い」という言葉で表されるように、一人当たりの観光消費額や宿泊者数は低迷し、年間を通じて奈良公園エリアに観光客が集中している。このような状況を打破すべく、令和6年に奈良県観光戦略本部会議を立ち上げ、県内を4つのエリアに区分して、それぞれのエリアにフォーカスした実効性のある取組を推進している。具体的には、観光DXの推進や、データ活用推進、『観光地域カルテ』の取りまとめなどを実施している。また、県外への観光プロモーションの実施や、観光資源・観光コンテンツの開発なども、県の事業として積極的に取り組んでいる。

このように、観光産業は今後の成長が期待できると考えられるが、生産年齢人口はピーク時から25%も減少しており、成長の足かせになる可能性がある。実際、有効求人倍率は過去半世紀で最高水準に達しており、県内企業の人員確保は難しくなっている。県は、このような課題の解決に向け、「産業政策のパッケージ」と題して実績や成果、そして次年度に向けた新たな取組等を令和5年度から毎年、発表している。同パッケージでは、施策を8つの柱として分類し、その中の1つに「人材確保の抜本的強化」が掲げられている。

このように、観光振興施策と産業雇用振興施策は密接な関係を有し、両輪となって県の成長に貢献していく必要があるが、共通して次のような課題が見られた。

1 目標設定と効果検証の不備

KPIが未設定、または設定されていても事業単体の寄与度評価が行われていない事例が散見された。特に、観光振興施策において、プロモーション等を実施すれば観光客が増加することは確かであるが、どの程度増加するのかの想定が十分になされておらず、その結果、コストに見合った効果が発現しているのかの検証が不十分と言わざるを得ない事例が散見された。日本では、平成29年ごろからEBPM（エビデンスに基づく政策立案）という考え方が取り入れられ、政府の骨太方針にも取り入れられている。このような考え方は、監査対象となった事業でのKPIの設定に大いに役立つと考えられるため、参考にされたい。

EBPM（Evidence-Based Policy Making）とは

政策目的を明確化させ、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組のことをいう。

なお、観光振興施策において、誘客という直接的に県内の観光消費額の増加を目的とした事業であるにもかかわらず、実際の事業内容は県内観光の認知度の向上に

偏っている事例が散見された。事業の目的と実施内容、期待される効果の一貫性が重要であり、効果検証まで見据えた企画・実行が不可欠であることに留意されたい。

2 収支構造の脆弱性と公共的施設としての意義

支出超過が継続している複数の公共施設を監査対象としたが、収支の改善に向けた取組が十分ではない事例が見受けられた。これらの公共施設については、独立採算での運営は想定されていないため、一定の県負担が生ずることは理解できるが、財政負担の持続可能性には限界がある。各公共施設の意義を改めて見直し、どの程度の県負担まで許容されるのか、期待される効果と比較して決定することが求められる。そして、期待される効果以上にコストが発生しているのであれば、施設のあり方や運営方式の抜本的見直しを検討されたい。

豊富な観光資源というポテンシャルを十分に発揮し、県内の産業基盤の強化を目指していくためには、効果的に施策を推進していかなければならない。しかし、県財政には限界があることから、限られた財源を最大限に活用するため、エビデンスに基づいた目標設定と効果検証が不可欠である。今後の施策の推進にあたって、十分に考慮されたい。

以上